

平成 27 年 12 月 8 日
山口県報号外第 57 号
監査公表第 27 号別冊

包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山 口 県 監 査 委 員

平成 26 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

山口県における外郭団体の財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3章 外郭団体の財務に関する事務の執行について</p> <p>第1 監査の結果及び意見の総括的事項</p> <p>2 特に重要と考える指摘事項、意見等について</p> <p>(1) 理事の理事会における出席状況について</p> <p>山口県ニューメディア推進財団における事業運営に関する審議決定機関は理事会であるが、平成25年度において総数8名の理事のうち3名が2回行われた理事会に2回とも欠席であった。理事会は、単に定足数を満たせばよいというものではなく、理事が現に出席して議論に参加することこそが重要である。なお、他県の団体の事ではあるが、一部理事の独走、専断が許されてしまった事例が過去に散見されたこともあり、関係者においては、なるべく早期に日程を調整し各理事に通知するなどして、理事会の開催に一層の工夫が必要である。又、理事には、その職業、立場、経歴などから相当の見識を持った人物が望ましいが、それだけではなく、距離的、時間的にも、出席が十分可能で、又、出席に十分な意欲を持った人物を選任すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>(2) 監事監査について</p> <p>① 監事の理事会における出席状況について</p> <p>山口県ひとづくり財団の平成25年度における3回の理事会には、ほとんど理事が出席されている。ほとんどの理事は非常勤であり、又、兼職でもあるが、日程調整をすれば、忙しい人でも出席可能であるという事である。ただ、監事は2名就任しておられるが、そのうち1名については3回とも理事会に欠席であり、他の1名は2回欠席であった。監事は、理事の職務の執行を監査し、理事が作成した計算書類及び事業報告並びにこれらの付属明細書を監査するとともに、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査することが出来るなどの広範な権限を与えられており、法人の運営が適正に行われるための重要な役割を担っている。従って、監事は積極的に理事会に参加すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 総合企画部情報企画課)</p> <p>平成26年度第1回理事会は早期の日程調整を図ることにより、指摘の3名のうち2名の出席、第2回理事会ではうち1名の出席を得た。</p> <p>平成27年度も早期の日程調整を図るが、平成28年度に理事の任期が切れることから、指摘の趣旨を十分踏まえ、選任を行う。</p> <p>(主務課・室 総合企画部政策企画課)</p> <p>監事や理事が理事会に参加しやすいよう、開催日時の決定に当たっては、早い時期から日程調整を進めることとした。</p> <p>結果、平成27年6月の理事会においては、監事両名とも出席された。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

② 代理人による決算監査について

山口きらめき財団の平成25年度決算に関する監事監査が、平成26年5月16日の午前9時から午後零時の間に実施されている。この決算に関する監事監査の記録簿を閲覧したところ、ある監事は自ら監事監査を行うことなく、自分が所属する団体の部下である人物を代理人として決算に関する監事監査を行わせていた。そして、その結果の報告を代理人から監事へ行っていた。しかしながら、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第99条（監事の権限）では、「監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合においては、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない」と規定している。これを受けて、当団体の定款第28条（監事の職務及び権限）でも、「監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する」と規定している。

また、当団体には、理事会の承認を受けた決算報告に関する代理人を認める規程もなく、このような事実について理事会にも報告されていない。以上のような事実等から判断した結果、代理人による決算に関する監事監査は法律等に違反している可能性が高いため、監事自らが決算監査をすべきであると考えます。

【指摘】

③ 監事による税務申告書の作成指導について

山口県国際交流協会のある監事は税理士として報酬を得て税務申告書の作成指導を行っており、その監事としての独立性が保持されているか否か疑問である。このような疑問の残る外観を呈しないためにも、監事監査のみか、または会計業務の指導及び税務申告書の作成指導を行うように改めるべきである。

【意見】

(4) インターネットによる情報公開について

現在、ほとんどの外郭団体は、山口県から出資金等や補助金、負担金、交付金等の財政的援助を受けているのであり、その実施した事業の説明責任を果たすため、いつでも、どこでも、誰でも開示情報を閲覧できる状態、つまり、インターネット上での情報公開をすべきであると考えます。積極的に取り組んでいる団体がある一方、事業計画書、事業報告書や、財産目録などの重要情報を開示していない団体もある。インターネットでの情報公開をすることによって、外郭団体とその閲覧者との間で適度の緊張関係も生まれ、また、わざわざ主たる事務所や山口県情報公開センターまで出向く必要もなくなる。従って、要綱を改めた上で、所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。

【意見】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)

代理人による決算監査は適当でないことから、平成27年5月18日に実施した平成26年度の決算に関する監査からは、監事本人が財団事務所において監査するよう改めた。

措置済み

(主務課・室 総合企画部国際課)

平成27年度中の改善に向け、具体的な対応を検討中。

改善途中

(主務課・室 総務部学事文書課)

要綱の「書類の公表の方法」の規定に、「インターネットを活用し、公表するよう努める」との文言を追加する改正を平成27年4月に行い、外郭団体に対して通知文書により周知徹底を図った。

措置済み

(5) 業務執行に関する承認体制について
 山口県青果物基金協会の稟議決裁書類を閲覧したところ、すべての事務処理について事務局長が起案をし、すべて事務局長が決裁を行っていた。すべての権限が一人に集中することは内部統制の観点から望ましいことではなく、非常勤であるとはいえ理事長、専務理事を含めた承認体制を再考する必要がある。また、現在は、稟議決裁規則等の定めがないため、早急に稟議決裁規則等を定めそれに基づく運用をすべきである。

【指摘】

(7) 決算書に対する会計専門家の活用について
 各団体の決算書について、「公益法人会計基準」等に準拠した会計処理及び表示であるかを視点において監査したところ、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財務諸表に対する注記等に、程度は各団体において様々であるが、各種の不備が認められた。日常業務と違い年に1回の事であるため、各団体においては「公益法人会計基準」等の理解が不十分であるのかもしれない。しかしながら、基準に準拠して正しい決算書を作成することは当然であるため、新たに公認会計士等の外部の専門家を活用することを検討したり、既に活用している団体については、外部の専門家に対して会計・経理の資料をより詳細に示したり、経理処理の内容及びそのようになったことの趣旨をより具体的に説明して、十分協議の上、適切な指導を受け、決算書を適正に作成されたい。

【指摘】

(主務課・室 農林水産部農業振興課)
 これまでは、起案者は責任者であることとしていたため、主担当者が稟議決裁書類を作成した場合においても、事務局長が起案していた。このため、指摘後、主担当者が起案し、事務局長が決裁を行うよう改めた。

また、決裁方法については、文書管理細則に定めており、平成27年7月7日に必要な見直しを行った。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課
 総合企画部国際課
 総合企画部情報企画課
 健康福祉部厚政課
 健康福祉部医療政策課
 商工労働部商政課
 農林水産部農林水産政策課
 農林水産部畜産振興課
 農林水産部森林企画課
 農林水産部水産振興課
 土木建築部監理課
 土木建築部都市計画課
 警察本部組織犯罪対策課)

平成26年度の決算書作成から、外部の専門家の指導を受け、「公益法人会計基準」等に準拠した会計処理及び表示を行うなど適正に決算書を作成することとした。

また、従来から、税理士や公認会計士が所属する会計事務所に決算書等の作成指導を依頼している団体においては、今後も関係資料をより詳細に説明の上、十分協議のもとで適正に決算書を作成する。

なお、公益法人認定法施行令第6条により、会計監査人の設置が義務づけられる規模ではない団体においては、会計監査人の設置には相応の費用負担が伴うことから、会計専門家の活用を団体に求めることは困難であるが、指摘の趣旨を踏まえ、会計担当者に公益法人会計に関する研修を受けさせる等、会計担当者の資質向上対策の継続実施と適正な決算書の作成について指導した。

措置済み

第2 監査の結果及び意見の個別的事項

1 公益財団法人山口県ひとづくり財団

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について

ア 監事の理事会における出席状況について

山口県ひとづくり財団の平成25年度における3回の理事会には、ほとんど理事が出席されている。ほとんどの理事は非常勤であり、又、兼職でもあるが、日

(主務課・室 総合企画部政策企画課)
 監事や理事が理事会に参加しやすいよう、開催日時の決定に当たっては、早い時期から日程調整を進めることとした。

措置済み

程調整をすれば、忙しい人でも出席可能であるという事である。ただ、監事は2名就任しておられるが、そのうち1名については3回とも理事会に欠席であり、他の1名は2回欠席であった。監事は、理事の職務の執行を監査し、理事が作成した計算書類及び事業報告並びにこれらの付属明細書を監査するとともに、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査することが出来るなどの広範な権限を与えられており、法人の運営が適正に行われるための重要な役割を担っている。従って、監事は積極的に理事会に参加すべきと考える。

【意見】

イ 税務申告書の作成について

税理士である監事が所属する税理士法人の、他の税理士が税務申告書を作成している。同じ税理士法人内での税理士同士であり、間接的ではあるが当財団と利害関係があると判断されるため、当該監査の独立性に疑義が生じることになる。税務申告代理は、他の独立した税理士に依頼する等、早急に対応する必要がある。

【意見】

ウ 収支予算書の作成について

収支予算書は事業計画書と合わせ、事業年度の開始前までに理事会で承認される。ところで、平成25年度の消耗備品費をサンプルとして予実比較の検討したところ、実績は2,793千円であるが予算は600千円であった。この点について職員に質問したところ、特に予算を補正することなく、事業費全体で実績が予算以内であればよいと考えているとの事であった。しかしながら本来、収支予算とは向こう一年間の収支計画の積み上げで計算すべきものであり、この件に関しては予算の根拠が全く見られないことになる。従って、場当たりの支出をすべきでなく、計画的な収支予算書を作成し理事会の承認を受けるべきである。

【意見】

エ 職務担当者の配置換えについて

スポーツ交流村のプロパー職員の現在の従事年数は21年であり、また、秋吉台青少年自然の家臨時職員の従事年数は9年と比較的に長期であると思われる。当団体の施設は7施設あり、他の施設との人事交流を図るという事も考慮する必要があると思われる。

【意見】

オ 情報公開について

ただ、「報酬等の支給の基準を記載した書類」も、そのまま公表すると誤解を与えるおそれのある部分

結果、平成27年6月の理事会においては、監事兩名とも出席された。

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

平成28年6月に現監事の任期が満了となることから、次期監事を選任する際は、別の者に就任依頼することとする。

改善途中

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

平成27年度収支予算書の作成から、年度を通じて、各費目の予算の範囲内で執行できるよう、各費目における必要金額をよく精査し、適確な金額を積み上げるよう努めることとした。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

施設によっては、専門的技術(スポーツ指導員や教員免許取得者)が必要となることもあるほか、地元優先で雇用している施設もあり、現行の体制の中で早急に対応することは困難であるが、今後、職員の採用計画において、雇用条件にジョブローテーションを設けることなどの検討を進めていく。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

平成27年9月に、財団ホームページ上に公開した。

措置済み

もあるので、注記等をつけて合わせてインターネットで公開するのが望ましい。又、県は所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。

【意見】

カ 情報公開に関連する事業報告書の記載内容について
*1 単に実施した事業内容のみを記載するのではなく、計画との対比を行っていることは評価できるが、数値のみの比較であり、果たして事業が有効に実施されたか否かが不明であるため、定性情報もコメントすべきと考える。

【意見】

*2 計画と実績の差異が著しい場合には、今後の事業計画の作成や、事業実施上の注意点に関する情報を示すため、その理由を開示する必要があると考える。

【意見】

キ 基本財産の担保提供について

担保に供した株式は基本財産に占める比率は低いかもしれないが、債務不履行などで担保の処分がなされた場合には基本財産が減少してしまい財団の運営に支障をきたすリスクがある。担保の処分に該当する事象が生じないようにモニタリングが必要である。

【意見】

② 現物管理について

ア 財務規程と実際の業務の整合性について

全体的に財務規程の記載内容と実際の業務の運用が整合していない。例えば、財務規程第4条は「出納員の設置」に関する規定であるが、そこでは出納員のみが金銭を取り扱うような記載となっている。ところが、実際の業務の運用としては出納員以外のその他の職員も金銭を取り扱っているため、実際にその必要があるならば規定の内容を変更して実際の運用に合致させるべきである。又、現金が収納されるケースは、施設利用料がほとんどであり、当財団の補助金以外の収入の大部分を占める重要な業務である。ところが、金銭の収納に関する取扱いが規定されていないため、取り扱いを明確にするためにも財務規程に織り込むべきである。

【指摘】

イ 郵便切手等の取り扱いについて

郵便切手類や収入印紙等を1人で管理している。しかしながら、金額は小さくとも現金同等物と考えられるものであり、相互けん制のために他人のチェックを入れることが望ましい。

【意見】

(主務課・室 総合企画部政策企画課)
平成26年度事業報告書から定性情報も明記することとした。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)
平成26年度事業報告書から計画と実績の差異が著しい事業については、その理由も明記することとした。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)
外郭団体に対するモニタリングは年1回実施しているところであり、当該事案も含め、財団の運営に支障をきたすおそれがあるような事案があれば、その状況について、財団から適時情報収集を行うとともに、必要に応じて適切な指導を実施していく。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)
指摘を踏まえ、「利用料等の収納事務の取扱要領」を作成し、出納員を補助する「会計員」を置くことを明記した。
また、金銭の収納に係る指摘については財務規程の改正をするとともに、当該規程の改正及び取扱要領の作成について平成27年4月1日付けの文書により全施設に周知した。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)
平成27年4月より、出納簿の状況を所属長に適時報告するとともに、所属長にあつては、定期的に出納簿の枚数と現物の枚数が一致することを確認することとした。

措置済み

ウ 物品の管理について

物品に関して財団が所有しているものや、山口県の所有物品があちこちに混在している。また、数量についても相当な数に上ることなどから考えて、現物管理はかなり重要である。しかしながら、財務規程第34条「物品の管理」について、「年に1度棚卸を実施し、台帳と現物を確認し報告するものとする」というような文言がないため、それを追加して記載する必要がある。また、規定に基づいた棚卸実施要領等を作成することにより、作業の効率化を図る必要がある。実際、セミナーパークでは現物に添付する管理シールが剥がれていたり、施設の利用者が机等を移動させたり、又、元へ戻す場所を間違えたりして現物管理が疎かになっている。また、県からの貸与物品については県が元データを持っているため、可能ならばそれを利用することにより、施設ごとの物品一覧表を作成し現物管理することが効率的であると考え。

【意見】

エ その他

現物管理に関する総合的な観点からではあるが、当財団は基本的には、各施設毎に経理事務等が委ねられている。しかしながら、一つの同じ組織として、今後統一できる部分は統一することが望ましい。例えば、利用料の収納事務、固定資産及び物品の管理方法等を統一していくことの検討が必要である。

【意見】

③ 出納（収入、支出）及び決算書について

ア 仕入業者から入手する請求書について

ほとんどの請求書については請求日付が記入されているが、特定の業者の請求書には全く日付の記入がない。請求日付はどちらの決算期に計上するかを判断するうえで重要であるため、記入するように業者を指導すべきである。

【意見】

イ 決算書の不備について

(ア) 正味財産増減計算書

「基本財産評価損益等」とする勘定科目が「特定資産評価損益等」となっており、基本財産と特定財産の区別がついていないものと考えられる。

【指摘】

(イ) 貸借対照表

a 貸倒引当金の未計上について

当財団は奨学金貸付事業を行っており、平成26年3月31日現在、貸付金残高は約70億弱である。

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

財務規程に新たな規定を設けるとともに、作業手順等を記載した「物品管理の実施要領」を作成し、平成27年4月1日付けの文書により全施設に周知した。

また、県の貸与備品については、県が有するデータを共有することとし、双方確認の上、随時更新することで、より効率的な管理ができるようにした。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

「利用料収納事務の取扱要領」、「物品管理の実施要領」を作成するとともに、全施設に対して、平成27年4月1日付けで文書を発出し、周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

全施設に対して、平成27年4月1日付けで文書を発出し、取扱い等について改めて周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

平成26年度決算報告書から適正に記載した。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

平成26年度決算報告書から、貸倒実績率法に基づき、貸倒引当金を計上すること

措置済み

その内、返還延滞元金が約3億6千万円あり、対応する未収利息が約3億円となっているが、決算書上には明示されていない。注記の「その他財務諸表の状況を明らかにするために必要な情報」として開示を検討する必要がある。また、本来は貸倒引当金を計上すべきであるが、現在は設定の基準がないため、早急に基準を整備すべきである。

【指摘】

b 借入金について

「1年内返済予定長期借入金」の表示がなく、流動・固定の区別がされていない。

【指摘】

c 退職給付引当金について

期末退職者分が計上され、また、引当不足の者がいる。期末退職者分は期末では未払金として表示すべきであり、また、引当不足者分は各部署で引当資産と対応させるために資金不足の部署で発生していた。引当と引当資産は同額である必要はなく、規定に従い計上される必要がある。

【指摘】

(ウ) 注記

a 「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益」の記載に満期のない株式について記載されており、また、満期保有目的の国債についての注記は記載がなかった。

【指摘】

b 「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の記載に補助金でないものまで記載されていた。

【指摘】

④ 契約等について

ア 伺書の決裁日の記入について

決裁日の記載はその事案が決定されたことを証するものであるから、省略すべきでない。

【指摘】

イ 暴力団排除条項について

閲覧した契約書のうち、以下の契約書に暴力団排除条項がない。契約に関しては財団の財務規程第35条で「山口県会計規則」に準じて締結する旨が規定されている。「山口県会計規則」第129条では契約書記載事項が列挙されており、暴力団排除条項(契約解除条項)は同条第2項12号の「その他契約当事者が必要と認める事項」の一つとして、別途取り扱い要領等で

とした。

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

平成26年度決算報告書から適正に記載することとした。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

平成26年度決算報告書から適正に記載することとした。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

平成26年度決算報告書から適正に記載することとした。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

平成26年度決算報告書から適正に記載することとした。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

全施設に対して、平成27年4月1日付けで文書を発出し、取扱い等について改めて周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

「契約締結事務マニュアル」を作成するとともに、全施設に対して、平成27年4月1日付けで文書を発出し、当該マニュアルの周知徹底を図った。

措置済み

示されている。

財団は「山口県会計規則」及びその運用内容を十分把握して、契約の締結に遺漏のないようにすべきである。

県は財団に対して、契約の締結ほかの会計手続きに関する改正等について適切に連絡、指導すべきである。

また、「山口県会計規則」に準じると、このような漏れが生じる可能性がある。記載漏れ防止のためにも「財団の契約に関する規則」を作成し、記載事項を規定することも検討する必要がある。

(該当する契約)

- ・山口県セミナーパーク管理棟他清掃業務
- ・山口県セミナーパーク屋外維持管理業務

【意見】

ウ 随意契約について

山口県セミナーパーク屋外維持管理業務については、セミナーパーク開設以来、特定の業者（(一社)セミナーパーク協力会）が単独随意契約をしている。

財団の執行庁では、業者選定理由として「山口県セミナーパーク指定管理者仕様書」において「屋外施設の維持管理については、セミナーパーク協力会を活用することと定められているため」と記載されている。財団としては仕様書に従った処理であるが、県と協議して仕様書に記載している意味および単独随意契約を締結することの正当性を明確にすることが必要である。

【意見】

エ 県からの委託業務に関する見積金額の算定について

県からの「南若川流域治水対策・地域自主戦略交付金工事に伴う調査業務 第16区」の委託業務に関しては、見積書を提出した後に調査面積の縮小があったが、修正後の見積書は当初の見積書と同額であった。

見積り内訳を閲覧すると発掘作業員の人数は減っているが、補助員増などにより修正後見積もりは当初の見積りと同額となっている。発掘作業員以外の補助員増などの理由を明確にすべきである。

【意見】

オ 伺書の決裁日の記入について

決裁日の記載はその事案が決定されたことを証するものであるから、省略すべきでない。

【意見】

カ 暴力団排除条項について

閲覧した契約書のうち、以下の契約書に暴力団排除条項がない。契約に関しては財団の財務規程第35条で「山口県会計規則」に準じて締結する旨が規定されている。「山口県会計規則」第129条では契約書記載

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

県と協議し、随意契約とした考え方等について共通認識を図った上で、今後、執行何等にその旨を記載することとした。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

平成27年4月に、この度指摘を受けた施設に対して、個別に指導を実施した。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

全施設に対して、平成27年4月1日付けで文書を発出し、取扱い等について改めて周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

「契約締結事務マニュアル」を作成するとともに、全施設に対して、平成27年4月1日付けで文書を発出し、当該マニュアルの周知徹底を図った。

措置済み

事項が列挙されており、暴力団排除条項（契約解除条項）は同条第2項12号の「その他契約当事者が必要と認める事項」の一つとして、別途取り扱い要領等で示されている。

財団は「山口県会計規則」及びその運用内容を十分に把握して、契約の締結に遺漏のないようにすべきである。

県は財団に対して、契約の締結ほかの会計手続きに関する改正等について適切に連絡、指導すべきである。

また、「山口県会計規則」に準じると、このような漏れが生じる可能性がある。記載漏れ防止のためにも「財団の契約に関する規則」を作成し、記載事項を規定することも検討する必要がある。

（該当する契約）

- ・東禅寺・黒山遺跡発掘調査に伴う空中写真撮影及び空中写真測量業務
- ・仮設事務所等物品賃貸借契約

【意見】

キ 随意契約の根拠について

（ア）「東禅寺・黒山遺跡発掘調査に伴う空中写真撮影及び空中写真測量業務」

決裁書には随意契約の根拠として「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号」の規定を記載しているが、業務委託の場合は1,000,000円までであり、今回の契約（4,645,112円）では当てはまらない。

【指摘】

（主務課・室 総合企画部政策企画課）
全施設に対して、平成27年4月1日付けで文書を発出し、取扱い等について改めて周知徹底を図った。

措置済み

（イ）仮設事務所等物品賃貸借契約

執行伺、物品調達（借入）等審査会議事録には随意契約の根拠として「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号」の規定を記載しているが、物件の借入の場合は800,000円までであり今回の契約（934,500円）では当てはまらない。

【指摘】

（主務課・室 総合企画部政策企画課）
全施設に対して、平成27年4月1日付けで文書を発出し、取扱い等について改めて周知徹底を図った。

措置済み

ク 指定管理者が調達した備品の所有等について

（エ）結論

基本的には、指定管理者制度ガイドラインや県と各団体の包括協定書に従って取り扱う必要がある。しかしながら、撤去の際にこれによることが適切でないなど例外を協議により設けることもできるのであるから、当初から県が寄付採納を行うなど、明らかに包括協定書と異なった取扱いをさせるべきでないと考えます。

【指摘】

（主務課・室 教育庁社会教育・文化財課）
指摘のあった寄付については、県から要請したものではなく、あくまでも指定管理者からの申し出を受け、対応したものである。

措置済み

県としては、指摘の趣旨を踏まえ、今後とも、包括協定書及び指定管理者制度ガイドラインに沿った適正な事務処理を行っていく。

2 公益財団法人山口県国際交流協会

（2）指摘事項及び意見

- ① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び

会計について

ア 監事監査のあり方について

ある監事は税理士として報酬を得て税務申告書の作成指導を行っており、その監事としての独立性が保持されているか否か疑問である。このような疑問の残る外観を呈しないためにも、監事監査のみか、または会計業務の指導及び税務申告書の作成指導を行うように改めるべきである。

【意見】

(主務課・室 総合企画部国際課)
平成 27 年度中の改善に向け、具体的な対応を検討していく。

改善途中

イ 議事録の署名について

議事録はその決議の存否や有効性を問われるときにより重要性を増してくるものであり、定款の規定に従い、署名しなければならない。

【指摘】

(主務課・室 総合企画部国際課)
平成 26 年度の理事会から議事録の署名を徹底した。

措置済み

ウ 理事会における理事の出席状況について

山口県国際交流協会における業務執行の審議決定機関は理事会であるが、平成 25 年度において総数 9 名の理事のうち 1 名が第 2 回目の書面表決を除く残り 2 回の理事会に欠席であった。理事会は、単に定足数を満たせばよいというものではなく、理事が現に出席して議論に参加することこそが重要であり、積極的に理事会に参加して意見を述べる意思のある方を招聘すべきと考える。

【意見】

(主務課・室 総合企画部国際課)
役員の選任に当たっては、積極的に参加される意思の方を招聘している。指摘のあった理事は、都合で 2 回欠席したが、以後は出席している。役員選任には、今後も配慮する。

措置済み

エ 伺い書における決裁日の記載漏れについて

決裁日の記載は、その事案が決定されたことを証するものであり、仮に、起案日当日に決裁が下りたからといって省略してよいものではないと考える。

【意見】

(主務課・室 総合企画部国際課)
指摘後直ちに、伺い書に必ず決裁日を記載するよう改めるよう、定例会議で全員に指導した。また、決裁時には事務局長が担当者に口頭指導を行っている。

措置済み

オ 職務担当者の配置換えについて

経理業務担当者の経理業務の従事年数は 4 年 6 か月であり、極端に長いとは言えない。しかしながら、団体からの回答を読むと同一人が出納業務と記帳業務、発注業務と支払業務を実施しており、不祥事の発生の可能性がないことはないと思われる。

ただ、「副主任を置き相互チェックを行う体制をとるとともに、事務局長の監督のもと、不祥事が生じないようにしている」と記載があるのを、副主任に出納業務又は記帳業務、発注業務又は支払業務を担当してもらうような体制作りは出来ないかと思われる。

【意見】

(主務課・室 総合企画部国際課)
平成 27 年 4 月から、経理業務担当者に別の職員を配置するとともに、経理業務の一部(記帳業務)を副主任が担当し、不祥事の防止を図った。

措置済み

カ 情報公開について

「運営組織及び事業活動の状況の概要」について「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第 21 条第 2 項では、「毎事業年度経過後 3 箇月以内に

(主務課・室 総合企画部国際課)
指摘後直ちに、平成 25 年度分(平成 26 年度作成)から、事務所窓口に備え置いた。

措置済み

作成し、当該書類を5年間その主たる事務所に・・・
備え置かなければならない」と規定している。

【指摘】

県は所管課から外郭団体に対してインターネット
による情報公開を指導することが望まれる。

【意見】

(主務課・室 総合企画部国際課)
指摘後直ちに、協会ホームページの協会
概要に、運営組織および事業活動の状況等
を掲載した。

措置済み

キ 事業報告書の記載内容について

事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにする
のが主たる目的であるため、事業計画との対比におい
てその達成状況を記載すべきと考える。

【意見】

(主務課・室 総合企画部国際課)
平成26年度(平成27年度作成)の事業
報告書から主な事業については、参加者の
意見やアンケート結果を掲載した。一例と
して創立25周年事業においては、20団体
のアンケート結果を掲載した。なお、事業
項目が多いので、前年度実績数値を掲載す
ることとした。

措置済み

② 現物管理について

ア 固定資産の管理について

固定資産に関する管理台帳はあるが、現物に貼付さ
れる備品シールの番号が管理台帳に記入されていな
いため、現物と台帳の照合が出来ない。また、備品シ
ールが添付されていないものがサンプルの12点中4
点あった。現在、固定資産管理に関する詳細な規定が
なく、現物実査も義務付けられていない。より具体性
を持たせた管理規程を作成する必要がある。

【指摘】

(主務課・室 総合企画部国際課)
平成27年度中の改善に向け、具体的な
対応を検討していく。

改善途中

イ 現金の管理について

小口現金は支出のみを管理し、現金収入については
現金勘定を通さず通帳に入金した時点で認識してい
るため、期末に収受した現金が決算書上、現金として
認識されていなかった。実際の処理としては、これを
簿外にするわけにはいかないことから「未収入金」に
計上していた。現金収入は、収受した時点で記帳しな
ければならない。

【指摘】

(主務課・室 総合企画部国際課)
指摘後直ちに、現金収入を収受した時点
で現金出納帳に記帳するように、これまで
の「小口資金の取扱いについて」(平成19
年改正)を改正した。

措置済み

③ 出納(収入、支出)及び決算書について

ア 規程の整備状況と実際の業務の運用状況について

財務規程の整備状況に不備があり、現在の実際の業
務の運用と整合していないものが散見された。そのた
め規程を見直す必要があると考えられる。

【指摘】

(主務課・室 総合企画部国際課)
財務規程と実際の業務運用とが整合し
ていない点については、指摘後直ちに、財
務規程の運用の見直しを実施するととも
に、協会の内部文書を改正した。

措置済み

イ 賞与引当金の未計上について

山口県国際交流協会では、平成26年夏季賞与を平
成25年12月から平成26年5月までの支給期間
について支給したが、同協会の平成25年度の財務諸

(主務課・室 総合企画部国際課)
平成28年度予算から賞与引当金の計上
を行う予定である。

改善途中

表には賞与引当金が計上されていない。なお、賞与引当金は、公益法人会計基準においてもその計上や、期中増減に係る明細の作成も求めている（「公益法人会計基準」の運用指針（平成20年4月11日）12（1）、13（5）2）。

【指摘】

ウ 退職給付引当金の計上誤りについて

退職給付引当金について、規程では基本給により算定する必要があるが、基本給と異なる金額を基にして計算されていた。その結果、退職給付費用及び退職給付引当金ともに4,920円の差額が出ている。差額は僅少であるが、決算書の作成過程におけるチェック体制に問題があるといえる。

【指摘】

④ 契約等について

ア 契約内容の再検討について

A事務所との契約について、①個人情報保護法条項の欠落、②暴力団排除条項の欠落があるが、契約書を再検討すべきである。

【意見】

イ 賃貸借契約書について

以下のパーソナルコンピューターの賃貸借契約について、借主である山口県国際交流協会の印が押印されていない（契約当事者が記名押印をする箇所）。契約書には「…双方記名押印の上…」とある。また、契約年月日が平成24年7月1日となっているが、契約期間は平成25年7月1日から平成26年6月30日となっており、契約日は平成25年7月1日が正しく、訂正すべきであった。

貸主：株式会社A

対象：NEC デスクトップパソコン

MatePC-MY26YRZJDUBJ 1台

賃料：4,914円/年（消費税含む）再リース

また、上記アと同様に個人情報保護条項、暴力団排除条項が欠落している。

【指摘】

ウ 研修員の派遣に伴う身元保証契約等について

(ア) 当協会では、海外（特に南米）に移住した山口県の2世や3世等を対象に、県内の大学への留学や県内企業への研修を受け入れる事業を行っている。これは、現地の山口県人会を通して山口県に推薦があり、県が各企業や学校へ依頼するものである。

ところで、各大学や各企業へ派遣する際に、派遣先で研修員が、例えば機密事項漏洩に伴う賠償等の問題を起こした際の対処を、身元保証人である山口県と派

(主務課・室 総合企画部国際課)

指摘後直ちに、計算書類に根拠規程を必ず添付することとし、副担当者が容易にチェックできる体制に改めた。

措置済み

(主務課・室 総合企画部国際課)

平成27年度分から指摘された事項について追加記載し、改善措置した。

県からは、会計手続きに関する改正等について、随時連絡・指導を行っているが、改めて徹底を図る。

措置済み

(主務課・室 総合企画部国際課)

指摘後直ちに、契約書を修正した。

また、個人情報保護条項、暴力団排除条項については、平成27年度分から改善措置した。

措置済み

(主務課・室 総合企画部国際課)

平成28年度から受入機関と覚書を締結する方向で具体的な内容を検討していく。

改善途中

遣先企業とで締結する必要があるのではないかと思われる。また、受入企業側も万が一受けた損害を山口県が保証してくれることが分かっていると、ある程度の安心感を得られると考える。一方で、研修員（労働者）を過度な長時間勤務に服させることが無いようにするなどの権利を、保護することも併せて取り決めておく必要もある。

【意見】

(イ) 受入企業への謝礼金の取扱いについて

受け入れ企業に対しては謝礼金を支払っているが、謝礼金の基準が定められていない。当協会の規定として細則を定めておくと、透明性・客観性が保たれると考える。

【意見】

(主務課・室 総合企画部国際課)
細則で金額の基準を定めることの是非も含め、対応方針について検討していく。

改善途中

(ウ) 委託契約書における期間の明記について

委託契約書の事業の完了報告書の提出を要する「遅滞なく」とは、どの程度の期間を想定しているか不透明となっている。例えば、山東省友好交流促進事業では研修期間の終了が12月であり、研修員報告書が提出されたのが3月であることから、「遅滞なく」に該当するか否か判断が困難である。特に当事業については最終精算が事業完了報告を待つて行うことから、精算のタイミングが遅れる可能性もあるため、委託契約書において可能な限り具体的な期間を設定すべきである。

【意見】

(主務課・室 総合企画部国際課)
平成27年度の委託契約から具体的な期間（「おおむね1週間以内に」）を設定した。

措置済み

(エ) 受託者（国際交流協会）と受入研修員との誓約書の作成について

誓約書の条項として、守秘義務や個人情報保護を徹底させる条項を入れる必要がある。特に昨今では、知的財産侵害による技術流出が問題視されており、意識を徹底させることが重要である。

【意見】

(主務課・室 総合企画部国際課)
誓約書の内容を見直し、平成28年度の研修員より適用する。

改善途中

⑤ 事業の有効性、経済性、効率性について

ア 山東省との姉妹提携調印文書と山東省友好交流促進事業の整合性について

この事業は昨今では、山東省から山口県への研修員が1名来ているのみであり、友好提携にある「平等互恵の原則」を達しているかに疑問がある。特に山口県から山東省へのベクトルに関する事業の実施が無い状況で、当事業を継続することは調定内容に矛盾すると考える。単に継続事業であることや、なし崩し的に続けているのでは意味はなく、事業の効果について山口県としてどのように検証しているかを示すべきである。

【意見】

(主務課・室 総合企画部国際課)
当該事業を含めた山東省との交流事業の改善について、山東省と協議をすすめるとともに、事業効果についても検証した上で、改めて対応を検討することとする。

改善途中

3 一般財団法人山口県ニューメディア推進財団

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について

ア 理事会における理事の出席状況について

山口県ニューメディア推進財団における事業運営に関する審議決定機関は理事会であるが、平成25年度において総数8名の理事のうち3名が2回行われた理事会に2回とも欠席であった。理事会は、単に定足数を満たせばよいというものではなく、理事が現に出席して議論に参加することこそが重要である。なお、他県の団体の事ではあるが、一部理事の独走、専断が許されてしまった事例が過去にも散見されたこともあり、関係者においては、なるべく早期に日程を調整し各理事に通知するなどして、理事会の開催に一層の工夫が必要である。又、理事には、その職業、立場、経歴などから相当の見識を持った人物が望ましいが、それだけではなく、距離的、時間的にも、出席が十分可能で、又、出席に十分な意欲を持った人物を選任すべきと考える。

【意見】

イ 中期計画の作成について

当団体では、年度の事業計画は作成しているが、中長期的な視点からの中期計画は作成していない。事業報告書の内容を検討すると、不動産管理事業に「今後も施設整備については、資金繰り等を考慮して計画的に老朽化した設備の更新や改修を実施する必要がある」などの記載があり、中長期的に取り組むべき課題があると考えられる。課題のない組織は考えられず、今後、県と継続的な協議を行い、損益予測や財務分析等を実施して、継続的な事業について将来のあるべき姿を明確にするためにも中期計画を作成することが望ましい。

【意見】

ウ 団体が定める会計処理規程の見直しの必要性について

同規程の最新版を検討したところ、第4条及び第41条では商法という記載となっており、正しくは会社法の誤りである。又、同処理規程の第39条（物品の現物棚卸）の中に、「照合の結果については、第37条の規定を準用する。」との記載があるが、第37条の規定は物品の範囲を定めており、準拠すべき条文が違うと考えられる。「もし、紛失、き損、滅失等が生じた場合には、速やかに経理責任者に報告し、その処置について指示を仰がなければならない。」とする第36条の規定を第39条にて記載すべきであり、訂正が必要である。

なお、その問題が起こった理由としては、県の所管課等のチェックを受けておらず、その必要があったと思われる。

【指摘】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)

平成26年度第1回理事会は早期の日程調整を図ることにより、指摘の3名のうち2名の出席、第2回理事会ではうち1名の出席を得た。

平成27年度も早期の日程調整を図るが、平成28年度に理事の任期が切れることから、指摘の趣旨を十分踏まえ、選任を行う。

措置済み

(主務課・室 総合企画部情報企画課)

中期計画を作成する予定である。

改善途中

(主務課・室 総合企画部情報企画課)

平成27年4月1日に会計処理規程の改訂を行い、第4条第3項及び第41条第3項「商法」の記載を「会社法」に改めた。また、同規程第39条「第37条の規定を準用」の記載を「第36条の規定を準用」に改めた。

なお、財団の決裁書、供覧文書については、その全てが所管課（担当班長が財団事務局長を兼務）に回付されることとなっており、今回は所管課のチェック漏れと考えられる。そのため、所管課の財団担当者を含めた二重のチェック体制へと見直しを行うこととし、平成27年4月より実施した。

措置済み

エ 職務担当者の配置換えについて

役職員3人は、原則的に5年程度をめどに退職し、事務嘱託職員は1年ごと更新で、継続して業務に携わることになるとのことであるが、当団体の職員全員を対象としたジョブローテーションを検討することも必要と思われる。

【意見】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)
検討した結果、当財団は少人数のため、ジョブローテーションは不可能であるが、チェック体制を強化することにより引き続き透明性を確保していく。

措置済み

カ 当団体の事業報告書の記載内容について

事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

【意見】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)
平成26年度事業報告書から、事業計画との対比により達成状況を記載することとした。

措置済み

② 現物管理について

ア 物品現物と物品管理台帳の対応関係の明確化について

物品管理台帳より、監査人が任意に15件程度選定し、現物照合を実施した。管理番号であるD-11 パソコン(NEC)4台分については、現物に管理シールが添付してあるため同台帳との対応関係が明確であったが、残りの14件については管理シールを貼っていないため現物と同台帳との対応関係が明確でなく、断定が出来なかった。早急に管理シールを添付し、現物との対応関係を明確化することが必要である。

【指摘】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)
指摘後直ちに、管理シールを添付し、台帳と現物の対応関係を明確化した。

措置済み

イ 物品の現物棚卸の結果報告書の作成について

財団が定める会計処理規程第39条において、毎事業年度末に物品を棚卸すべきことを定めており、また、実際に実施されているが、その実施に関する証跡が残されていない。実施結果に関する実施日時、実施担当者、実施結果(数量が一致したか否か、品質上に問題があるか否か、保管場所等)について棚卸結果報告書を残しておくべきである。

【指摘】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)
平成26年度分から物品の現物棚卸照合確認表を作成した。

措置済み

③ 出納(収入、支出)及び決算書について

ア 嘱託職員の賞与について

就業規程の第17章 嘱託職員について、第15章 賞与規定は準用しないこととなっていることから、嘱託職員の就業規程及び当財団の就業規程では嘱託職員に賞与を支給する根拠規定は存在しないことになる。しかしながら、毎年起案により嘱託職員に賞与が支給されているのが実情である。嘱託職員に対する賞与は、収益事業で利益が出た場合に限るという趣旨により起案による決裁で支給が決定されているが、就業規程と整合性がとれていないため規程を「準用するこ

(主務課・室 総合企画部情報企画課)
平成27年4月1日に就業規程を改訂し、嘱託職員に賞与を支給することに対する根拠規定を定め、規程と実状の整合を図った。

措置済み

とができる」等に変更して、実情と整合がとれる文言に改訂すべきである。

【指摘】

イ 決算書について

勘定科目表を別に定めているが、現行の「公益法人会計基準」と合致していない。早急に勘定科目表を公益法人会計基準に従ったものに整備する必要がある。

【指摘】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)
平成27年2月に公益法人会計基準に従ったものに整備し直した。

措置済み

④ 契約等について

ア 相見積に拠らない随意契約(単独随意契約)について

建築コンサルティングの業務委託について取引銀行であるM銀行(株)と単独随意契約を締結しているが、単独随意契約を採用した理由を決裁書に記載していない。「一般財団法人山口県ニューメディア推進財団契約事務取扱要領」の第2項では、「価格による競争が不可能、著しく困難又は無意味なもの、価格による競争が適当と言えないもの」以外は複数業者から見積書を徴取することになっている。第2項に照らして単独随意契約適用の条件に当てはまれば単独随意契約が可能であるがその場合その旨を決裁書に記載すべきであるし、当てはまらないのであれば「契約事務取扱要領」に従って複数の者から見積書を徴取すべきである。

【指摘】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)
平成27年4月より、単独随意契約となる場合、必ず決裁書に採用理由を記載するよう、担当者複数でダブルチェックする体制に改めた。

措置済み

イ 指名競争入札について

「一般財団法人山口県ニューメディア推進財団契約事務取扱要領」では複数見積の随意契約しか規定されておらず、指名競争入札についての規定はない。規定がないにも拘らず今回はイレギュラーな処理ということで山口県の要領に従って実施されたとのことであるが、入札制度を利用する可能性があるのであれば財団として指名競争入札に関する「取扱要領」を整備する必要がある。

(該当する契約)

- ・ニューメディアプラザ発電機設備更新工事
- ・ニューメディアプラザ昇降機設備更新工事

【指摘】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)
中期計画作成予定のなかで入札制度を利用する可能性があれば、指名競争入札に関する取扱要領等を整備する予定である。

改善途中

ウ 予定価格の設定について

「一般財団法人山口県ニューメディア推進財団契約事務取扱要領」では、契約金額が「取扱要領」に定めた額以上になると見込まれるものについては、予定価格を定める旨が規定されているが、実務上は予定価格を設定しているものと設定していないものがある。

予定価格は、見積金額や入札価格の金額が妥当か否かを検討するための指標となるものであるから、「取扱要領」に従って予定価格を設定する必要がある。

【指摘】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)
平成27年4月より、予定価格設定対象となる契約については、必ず予定価格調書を作成し決裁を受けるよう、担当者複数でダブルチェックする体制に改めた。

措置済み

エ 契約書の記載事項について

業務委託契約は、「契約事務の手引（山口県総務部学事文書課）」を参考に契約書を作成しているが、以下の契約書については暴力団排除条項が記載されていない。

（該当する契約）

- ・NPY ビル建物等維持管理業務委託
- ・NPY ビル清掃業務委託
- ・多目的シアターの音響・照明設備保守委託契約

次に、工事請負契約は、財団所定のひな型を使用して契約書を作成しているが、以下の契約書については暴力団排除条項が記載されていない。

（該当する契約）

- ・NPY ビル照明制御システム改修工事
- ・多目的シアター舞台照明設備の更改

次に、賃貸借契約は、財団所定のひな型を使用して契約書を作成しており、契約相手方の要望があれば特約条項として暴力団排除条項を記載することとしているが、要望がなければ記載はしていない。しかしながら、当財団が相手先にその事実の確認をすべきものであるため、相手方の要望は条項を設ける趣旨に反すると思われる。従って、財団主体で作成する場合でも、暴力団排除条項を記載するようひな型に追加すべきである。

また、県は財団に対して、契約書の記載事項ほかの会計手続きに関する改正等について、適切に連絡、指導すべきである。

【意見】

（主務課・室 総合企画部情報企画課）
平成 27 年度以降の契約書には、暴力団排除条項を記載するよう改めた。

措置済み

オ 決裁書の記載について

起案日については閲覧したすべてに記載がされていたが、処理期限については記載があるものもないものがあり、決裁日については閲覧したすべてに記載がなかった。特に、決裁日の記載はその事案が決定されたことを証するものであるから省略すべきでない。

【意見】

（主務課・室 総合企画部情報企画課）
平成 27 年 4 月より、最終決裁権者の専務理事が決裁日を書き入れるルールを設け、決裁日の記載漏れが無いよう徹底を図った。また、所管課に後日回付された際に二重チェックを行うこととした。

措置済み

4 公益財団法人山口きらめき財団

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について

ア 理事の理事会における出席状況について

しかしながら、1名の理事は3回実施された理事会に一度も出席することなく、3回とも欠席であった。団体としても、各理事の日程を調整した上での結果であったことは窺われるが、理事会は、単に定足数を満たせばよいというものではなく、理事が現に出席して議論に参加する事こそ重要であるため、そのような積極的に理事会に参加して意見を述べる意思のある方に依頼すべきである。

【意見】

（主務課・室 環境生活部県民生活課）
平成 26 年 6 月の任期満了に伴う理事改選により、欠席が続いた理事は退任し、改善されている。

措置済み

イ 理事会における理事長等の職務の執行状況報告について

この事実を確認するため資料の提示を求めたところ、12月の臨時理事会で事業計画の執行状況について口頭で説明したとの回答を得たが、文書化していないため果たして本当に実施しているのか否かは確認できなかった。また、事業計画の執行状況のみならず、業務実施上の問題点、年度末までの見通し、今後の活動方針等を報告し議論した結果を文書として残すべきである。

【意見】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)
理事長及び副理事長の理事会への報告は、従来、事業計画の執行状況、業務実施上の問題点などを口頭で報告し、議論してきたところであるが、平成26年12月に開催した理事会以降、議事録に残すこととした。

措置済み

ウ 各事業における人件費の配分について

合併後の人件費の各事業への配分についてであるが、平成24年度は合併前の各3団体の人件費部分をそのまま各事業へ引き継ぎ計上したが、平成25年度は事業の再編成を行ったため従来のそのままの人件費の計上が困難になった。そのために3事業へ単純に3均等配分しているが、これでは各事業の収支が正確に把握できないため、職員の従事割合の基準等により、配分し直す必要がある。

【指摘】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)
平成27年度より、人件費を職員の業務事業割合で3事業に配分することとした。

措置済み

エ 監事監査のあり方について

また、当団体には、理事会の承認を受けた決算報告に関する代理人を認める規程もなく、このような事実について理事会にも報告されていない。以上のような事実等から判断した結果、代理人による決算に関する監事監査は法律等に違反している可能性が高いため、監事自らが決算監査をすべきであると考える。

【指摘】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)
代理人による決算監査は適当でないことから、平成27年5月18日に実施した平成26年度の決算に関する監査からは、監事本人が財団事務所において監査するよう改めた。

措置済み

オ 伺書における決裁日の記載について

決裁日の記載はその事案が決定されたことを証するものであり、仮に起案日に決裁が下りたからといって省略してよいものではない。

【意見】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)
指摘後直ちに記載漏れの決裁日を記入し、今後については、記載漏れを防ぐよう、適宜確認を行うこととした。

措置済み

カ 理事会議事録における監事監査結果の記載漏れについて

平成25年度第1回通常理事会が、平成25年5月28日に開催されていた。そこでその議事録を閲覧したところ、「監事監査の報告」についての記載がなかった。その理由を団体の職員に質問したところ、確かに監事監査の報告が行われていたとの回答を得たが議事録に明白に記載をすべきである。なお、平成24年度、平成26年度の議事録には、議事の経過及び結果の箇所「その後、監事を代表してF監事に監査報告を求め、同監事から監査報告があった。意見・質問等なく、

(主務課・室 環境生活部県民生活課)
平成26年度決算に関する監事監査の報告については、理事会議事録に記載しているところであり、今後、議事録作成に当たっては、記載漏れがないよう細心の注意をもって作成し、適宜確認を行うこととした。

措置済み

原案通り出席理事全員一致で可決した」旨の記載がある。

【意見】

キ 理事長印の改刻の必要性について

同台帳を検討すると、当初の調製年月日は財団設立日の平成24年4月2日であるが、その後平成26年6月17日に改刻を行っていた。その理由を質問すると、理事長が変更になったためとの事であるが、特に印が欠けたためでもなくその改刻の必要性に対して経済性の観点から疑問がある。

【意見】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)
今後、財団印の改刻に当たっては、経済性の観点も踏まえ、その必要性を十分に検討することとした。

措置済み

ク 職務担当者の配置換えについて

本部・支部ともに、出納業務と記帳業務を同一人が担当しており、不祥事が発生するリスクがないとは言えない。しかしながら、本部・支部ともに振替伝票と証拠書類は、一対のものとして事務局長や副村長の承認を受けており、評価できる。また、ジョブローテーションの重要性を認識しておられ、制度化されるようである。

その際に、ジョブローテーションは単に総務担当のみではなく、当団体の全職員を対象とすることの検討も必要と思われる。

【意見】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)
ジョブローテーションについては、全職員を対象に検討を行い、芸術村では、平成27年4月に経理職員の配置転換を含むジョブローテーションを行った。

措置済み

コ 当団体の事業報告書の記載内容について

事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

【意見】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)
平成26年度の事業報告から、可能な限り事業計画との対比において、その達成状況を記載するよう改めた。

措置済み

② 現物管理について

ア 領収書の管理について

(ア) 現金収入の領収書(控え)について、入金日が未記入のものがあった。入金日は対応する帳簿との関係を把握するために重要であるから、必ず記入すべきである。

【意見】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)
指摘後直ちに記載漏れの入金日を記入し、今後については、記載漏れを防ぐよう、適宜確認を行うこととした。

措置済み

(イ) 未使用の領収書に予め、芸術村村長の領収印が押印されている。不正使用を避けるために、領収印は現金を受領した際に押印すべきである。

【意見】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)
指摘後直ちに領収印は現金を受領したときに押印するよう徹底し、その後は受領時に押印している。

措置済み

イ 備品等の現物管理について

備品台帳と現物との照合業務を担当者1人で行っており、組織的な照合業務が行われておらず、相互牽制が有効に働いていなかった。秋吉台国際芸術村には、県貸与備品、財団固有の備品、借入備品が混在してお

(主務課・室 環境生活部県民生活課)
平成27年度の事務分掌において、備品台帳と現物との照合確認業務は主担当・副担当の2人体制で行うこととした。

措置済み

り、現物の管理は複雑であると考えられる。また、秋吉台国際芸術村の施設には、管理棟、レストラン、客室棟などがある宿泊棟、コンサートホール、研修室などがある本館があり、それぞれに備品が保管されているため、その数量はかなりのものとなる。そのような業務について担当者1人で行っていることは内部統制上問題があり、組織的に業務を行う体制の整備が必要であると考ええる。

【意見】

③ 出納（収入、支出）及び決算書について

イ 振替伝票の編纂について

総勘定元帳にも振替伝票の連続番号は出力されるが、ただ、振替伝票を連続番号順ファイルしていないと伝票は探しづらいことは同じであり、取引の順序に従い、編纂、整理する必要がある。

【意見】

（主務課・室 環境生活部県民生活課）
平成27年4月1日以降、会計伝票等については、会計規程に基づき、連続番号順に編纂することとした。

措置済み

ウ 現金の入出金に関する記帳について

特定資産受取利息に関する現金出納帳を通査していたところ、現実には現金の入出金がないにも拘らず、現金勘定を通す処理を行っていた。これは、定期預金の書き換えの際に発生したものではあるが、現金出納帳に事実に基づかない取引が反映していることになり、仕訳を再考する必要がある。

【意見】

（主務課・室 環境生活部県民生活課）
指摘後、定期預金に書き換えなど現実に現金の入出金がない取引については、現金勘定を通さず処理することとした。

措置済み

エ 領収書の管理について

平成26年3月25日に使用を開始した領収書について、年度末までに使用したものが5枚で、残りの45枚については未使用であったが、翌期以降に繰り越し使用がされていない。担当者は、年度毎に使用するものと考えていたためであるが、翌期以降に使用しても何ら問題はない。

【意見】

（主務課・室 環境生活部県民生活課）
平成27年3月31日に未使用で残った領収書綴りについては、4月1日以降も繰り越し使用することとした。

措置済み

カ 支払助成金について

平成25年度の支払助成金1,186,180円の内873,100円は芸術村内に設置されているレストランに対する経営助成金である。これは、レストランの利用に対して1件当たり100円を助成しているものであるが、助成額の決定はレストランの自己申告に基づいて行われている。この申告について財団側で適正性を評価する方法等は規定されておらず、これまで評価した実績はない。助成金を支出する以上は、レストラン側の申告に対する適正性の検証が必要と思われる。

残額の313,080円は「教育機関・文化団体活動促進事業」として交付要綱に基づき支出されたものであるが、その対象者は美祿市関係者に限定されている。この財源は芸術村の指定管理料であり、指定管理期間において行う県民文化芸術活動促進事業の一環として

（主務課・室 環境生活部県民生活課）

平成27年度から、利用者が芸術村総務サービス課に届け出たレストラン利用者数と、レストランから報告される日ごとの利用者数とを毎月突合し、十分チェックを行った上で助成額を決定することとした。
また、平成27年5月1日付けで「教育機関・文化団体活動促進事業交付要綱」を改正し、助成対象者を山口県内関係者とした。

措置済み

行われている。従って助成の対象者を狭く美祢市関係者のみに限定することは、事業の趣旨に反すると思われる。対象者の拡大を検討する必要があると考える。

【意見】

キ 予算管理について

平成25年度の委託費は、予算額61,941,000円に対して決算額は64,703,007円であり、2,762,007円の支出超過となっている。このことに対して補正予算を組むことはされておらず、支出が予算を上回ることに對して内部的にも何も手続きが行われていなかった。予算を流用するにしても、流用するための手続きが必要である。

また、修繕費については、予算額9,050,000円に対して決算額は6,262,869円であり、2,787,104円の差額が発生している。修繕費については、計画に基づくものではなく、毎年同額程度を予算計上しているとの説明を受けた。芸術村の指定管理者として、修繕費は修繕計画に基づいて計上する必要があると考える。

【意見】

ク 臨時職員の雇用について

臨時職員の任免については、公益社団法人山口きらめき財団秋吉台国際芸術村支部職員就業規則（以下、スまで「就業規則」という。）で規定されておらず、「労働契約書の締結について」という伺書に基づいて契約を締結している。この点、就業規則の第5章 任免において、「第30条 職員の採用は、試験又は選考によるものとする。」とあり、臨時職員の規定が設けられていない。実際の運用に則した内容で就業規則に臨時職員の採用方法についても記載を追加する必要がある。また、そもそも臨時職員の定義を就業規則に追加する必要もある。

【指摘】

ケ 伺書の記載不備について

以下の伺書について、決裁日付の記載がなかったため（記載の必要性について意識していなかった）、形式上は書類に不備があることとなる。

- － 「任期付職員採用のための面接試験の実施について」
- － 「退職辞令の交付について」
- － 「アーティストインレジデンスにかかる臨時雇用と、労働契約の締結について」

また、「アーティストインレジデンスにかかる臨時雇用と、労働契約の締結について」の伺書は其中で契約期間を一部訂正しているが、訂正を正しく行っていないため正式な書類として保管する水準にない。具体的には、1月17日を1月19日？と不確定な「？」を付す様式で訂正しているため、単なる備忘記録に過ぎず、訂正記録にはならない。

【意見】

（主務課・室 環境生活部県民生活課）

今後、予算を流用しなければならない事態が発生した場合には、会計規程に基づき理事長決裁を得ることとする。また、修繕費については、前年度を参考に予算計上していたが、平成27年度からは詳細な修繕計画に基づいて予算計上した。

措置済み

（主務課・室 環境生活部県民生活課）

平成27年4月1日付で秋吉台国際芸術村支部職員就業規則を一部改正し、臨時職員の処遇について必要な事項は、理事長が別に定めることとし、今後、臨時職員を採用する事案は、本規定に基づき適正に対応することとした。

措置済み

（主務課・室 環境生活部県民生活課）

指摘後直ちに記載漏れの決裁日を記入し、今後については、記載漏れを防ぐよう、適宜確認を行うこととするとともに、文書の一部を訂正する場合は、その部分を二重線で消し、上の行との間に朱書きすることとした。

措置済み

コ 出勤簿について

企画管理課長による勤務表に基づいて出勤簿を整理する。出勤簿は1ヶ月が終わったタイミングで村長による確認印が押印されている。しかしながら、平成25年11月及び12月については出勤簿への確認が為されていない(押印漏れ)。出勤簿は勤怠管理の手段として利用され、給与支給額へ影響するため必ず所属長(芸術村では村長)の確認、及び確認を証するものとして押印が為されるべきである。

【指摘】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)
出勤簿には村長の確認・押印が必要であることを徹底し、その後は、村長が、的確に確認・押印している。

措置済み

サ 勤怠管理の報告について

就業規則第18条3項において所属長は職員の出勤状況を理事長へ報告しなければならないと規定されているが、実際にはこのような運用は為されていないとのことであり、規定が形骸化している。理事長へ出勤状況を報告する必要性等を再度検討し、本当に必要であれば定期的な報告を実施し、所属長(村長)の確認・承認で足りるのであれば規定を改訂するなどの対応が必要である。いずれにしても、現行の規定と運用に不整合が生じているため早期の改善措置が図られるべきである。

【指摘】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)
職員の出勤状況の理事長報告は、実態にそぐわず、必要性もないことから、平成27年4月1日付けで秋吉台国際芸術村支部職員就業規則を一部改正し、理事長報告は行わないこととした。

措置済み

シ 人事マスターについて

現状は退職者でも5年間はマスター情報が残っている状態である。退職者情報はともすれば架空人件費としての悪用をされかねないため、内部統制上の観点からは通常は退職日以降、退職金の支払いが終わったタイミングで削除するべきである。

【意見】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)
平成26年度退職者の人事マスターは、源泉徴収票の作成に必要な情報以外の情報(振込先金融機関、口座名、口座番号)は平成27年4月に削除し、それ以外の情報は、確定申告の還付申告に備え、5年経過後に削除することとした。

措置済み

ス 誓約書の入手について

就業規則の第11条において、新たに職員になったものは、着任後速やかに誓約書を所属長に提出しなければならないと規定されている。

サンプルで検討対象とした平成25年度採用のT氏及びO氏については以下の通りであった。

T氏：誓約書入手有り

O氏：誓約書未入手

このように、O氏については、第11条の規定通りの運用が為されておらず、新任職員の管理がなおざりになりかねないため、規定通りに厳格な運用を行うことが必要である。

【指摘】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)
着任後の誓約書の提出については、就業規程通りに厳格な運用を行うこととし、指摘後に採用した職員についても、全員の誓約書を入手した。

措置済み

④ 契約等について

ア ピュアネット(財団発行の情報誌)作成業務の委託契約について

(主務課・室 環境生活部県民生活課)

<p>(ア) 審査方法等を記載した審査会の運営方法が記載されている「ピュアネット」作成業者選定企画コンペ審査会について」の5. 採点方法においては、「非常に優れている」及び「劣っている」の評価した項目については理由を明記することになっており、この審査方法は平成25年6月26日起案書にて事務局長の決裁を得ている。</p> <p>しかし、平成25年7月8日開催の審査会の採点においては、「非常に優れている」の評価を行っている項目があるにも関わらず、その理由は明記されていなかった。審査会で口頭によりその理由の説明を受けたとのことであるが、議事録等は残っていない。事前に決裁を受けた「ピュアネット」作成業者選定企画コンペ審査会について」に従って審査をすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>今後、同様の審査会を行う場合、事前に定めた審査方法に従い審査を行うよう、事前に審査委員に対し、審査方法の説明を的確に行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 競争条件を公平にするためにも、複数案が提出可能であり、それぞれの案に対して採点が行われる旨を仕様書において明示すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課) 今後、同様のコンペを行う場合には、競争条件を公平にするよう、仕様書において、複数案の提示の可否などを明示することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 委託契約書の第5条において、「乙(受託者)は、本業務(ピュアネットの年2回の作成)を完了したときは、各業務完了毎に、遅滞なく当該業務の成果に関する報告書を提出しなければならない」と規定されているが、当該報告書は提出されていない。口頭報告を受けている旨の説明を受けたが、契約内容は遵守すべきであり成果報告書の提出は必要であると考え。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課) 平成27年3月のピュアネット作成時に、委託契約に基づき成果報告書の提出を求めたところ、平成27年3月24日に委託業者から成果報告書の提出を受けた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 委託契約書の第6条第1項において、「甲(委託者)は、前条の報告書を受理したときは、当該報告書を受理した日から7日以内に当該業務の成果について検査を行うものとする。」と規定しているが、成果についての検査は行われていない。最終的に成果物が契約書通りに履行されているかどうかの検査は、契約書通りに実施する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課) 平成27年3月24日に委託業者から成果報告書を受理し、同日検査を行った結果、成果物が契約書どおりに履行されていることを確認した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ リース契約について</p> <p>しかし、当該プリンター及びパソコンのリースについて、事務局ネットワークの構築を行った業者以外にも実施することは不可能ではないことから、原則通り2者以上の見積を取り、より経済的な契約締結に努めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課) 今後の随意契約に当たっては、単独での随意契約の必要性を十分に検討の上、より経済的な契約締結に努めることとし、同様のプリンター、パソコン等のリース契約を締結する場合には、2者以上から見積書を徴することとした。</p>	<p>措置済み</p>

ウ 長期継続契約について

秋吉台国際芸術村の屋外清掃業務については、毎年「公益社団法人美祢市シルバー人材センター」と単独随意契約を締結している。当該契約は、財団の会計規程第39条第1項第3号チ「施設及び設備の維持管理業務」に当たるため、長期継続契約（複数年契約）も可能であるが印紙税が増えることを理由に単年度契約をしている。事務手続きの効率化の観点から、長期継続契約も検討する必要がある。

【意見】

エ 暴力団排除条項について

契約書を閲覧した結果、暴力団排除条項の記載のないものがあつた。契約書の記載事項については公益財団法人山口きらめき財団会計規程の第40条第2項に規定されているが、暴力団排除条項については規定されていない。第40条第2項第12号に「その他契約担当者が必要と認める事項」と規定されているのでこの規定に基づいて暴力団排除条項を記載すべきである。また今後記載漏れを防止するために第40条第2項に暴力団排除条項の規定を設定するのが望ましい。

また、県は財団に対して、契約書の記載事項ほかの会計手続きに関する改正等について、適切に連絡、指導すべきである。

【意見】

オ 決裁日の記載について

契約締結伺などの伺書には決裁年月日を記載する欄が設けられているが、記載が漏れているものがあつた。決裁日の記載は、その事案が決定されたことを証するものであるから省略すべきでない。

【意見】

⑤ 事業の有効性、経済性、効率性について

ア 助成事業の審査方法について

助成金対象の申請事業についての審査手続きは「きらめき活動助成事業書類審査要領」に定められている。審査員は5名であり、各審査員がA～Cまでの評価を行う方法で審査を行い、要領4(2)に定める総合評価により適、不適、検討という3段階の区分けを行い、検討と判断されたものは審査会で検討されることとなっている。

各審査員がA～Cまでの評価を行う際に最終的には属人的判断に依拠する部分が多く、各審査員の評価が抽象的であり客観性に乏しいと見られかねない（量的判断基準が無いため何故A評価なのかといった点が不透明になり易い）。少なくとも、評価項目を加点方式もしくは減点方式等により、定量的に判断出来るようにすべきである。この方式により、一定得点以上は採択するという決め事を規定しておけば、検討という場合の審査会を改めて開催する必要がなくなり、効率化されると考えられる。

(主務課・室 環境生活部県民生活課)

秋吉台国際芸術村の指定管理期間は、平成27年度までとなっていることから、次期指定管理者となった場合には、長期継続契約につき改めて検討を行うこととした。

改善途中

(主務課・室 環境生活部県民生活課)

平成27年4月1日付で会計規程を一部改正し、第40条の契約記載事項に暴力団排除事項を追加し、今後締結する契約書へ記載を行うこととした。

措置済み

また、県においては、会計手続きに関する改正等について、改正等の都度、文書により通知を行うこととした。

(主務課・室 環境生活部県民生活課)

指摘後直ちに記載漏れの決裁日を記入し、今後については、記載漏れを防ぐよう、適宜確認を行うこととした。

措置済み

(主務課・室 環境生活部県民生活課)

これまでの審査委員会は、各審査委員のA～C評価を数値化し、低得点域は審査から除外するなど効率化を図った上で、会議に諮り、議論を深める中で採択団体を決定していた。

改善途中

採択団体の決定に当たっては、審査委員会で議論を深めることも重要と考えており、今後は、指摘を踏まえ、助成事業を行っている他団体の審査方法も参考に、定量的評価方法についても検討を進め、事務の効率化を図っていきたい。

【意見】

イ 審査委員の選定について

平成 25 年度のきらめき活動助成事業の応募に関して、審査委員本人が会員として所属する団体（NPO 法人市民プロデュース）が申請しているが、審査に関しては利害関係が発生することから審査を外れている。このこと自体は望ましい対処であるが、欠員が発生したままであり、4名の審査員により一次審査を行う結果となり、場合によっては評価結果が二分されるケースが想定される。本来であれば、過半数の得票を得ていれば一次審査のみで足りるべきところ、票が割れる場合には追加で審査会を開催する手間がかかるため、迅速な意思決定に影響を及ぼすことになる。そのため、審査委員会設置規程を改訂して、利害関係者が生じた場合の対処策として補助員を数名選定しておく等の措置を図る、もしくは委任代理することが望ましい。

【意見】

ウ 審査委員の就任承諾書について

就任承諾書については委員本人から承諾の意思を示すものとして入手しているが、守秘義務に関しては厳守を改めて確認するものが記載されていない。就任承諾書の中に、守秘義務条項を含めて就任の意思を示してもらうことが望ましい。

【意見】

エ 助成事業の審査時期について

平成 25 年度の支援事業において、育成支援コースのスタートアップ助成事業として、よしき軽井沢通り実行委員会による「心通い合う よしき軽井沢通り」という事業（以下、本事業）が助成金申請されている。本事業は、平成 25 年 4 月 28 日に主要イベントとして開催されているが、助成金事業の申請受付は事業実施後の平成 25 年 5 月 27 日になされている。

そもそも助成金の応募期間は、平成 25 年 3 月 1 日～同年 5 月 31 日までとされており、平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日までに開催されるものが対象事業とされている。また、一次審査は平成 25 年 6 月 12 日、書類審査（審査会審査）は平成 25 年 6 月 14 日とされている。これらのタイムスケジュールから考えて、本事業については助成対象期間の事業であるものの、事業開催が助成金交付審査に先行してしまうという結果になる。ここで、申請団体としては、予め助成金の交付を受けられるか否か不透明な状況で事業を開催することとなり、助成金の交付を得られない場合を想定した事業にならざるを得ないことから、保守的な開催となる可能性が高く、真の意味でスタートアップの助成に繋がるか否か疑問が残る。結果として本事業は助成金の交付を得られたが、事業開催前に交付を得られることが分かっていたら、事業実施団体とし

（主務課・室 環境生活部県民生活課）

平成 27 年度の助成事業の審査から、利害関係の生ずる団体の審査に当たっては、委任代理で対応するよう改めた。

措置済み

（主務課・室 環境生活部県民生活課）

平成 27 年度から「業務上知り得た秘密を洩らさないこと」と明記した就任承諾書を提出いただくこととし、各審査委員から提出を受けた。

措置済み

（主務課・室 環境生活部県民生活課）

平成 27 年度の助成事業の募集についても 3 月末を締切としたため、指摘のとおり事後審査の問題が生じている。この募集締切を早めた場合に、申請する団体サイドの準備が可能か確認する必要があり、今後、検討を進めたい。

改善途中

ても、より一層充実したコンテンツを取り込んだ事業になった可能性もあったと言える。

なお、平成 26 年度からは当該矛盾点を可能な限り改善すべく、平成 26 年 1 月 10 日～3 月 31 日を募集期間とするよう前倒しを行い、一次審査も平成 26 年 4 月 21 日とした。正確には 4 月 1 日～21 日までに開催される事業については事後審査になるが、概ね改善措置としては望ましい方向で採られている。

【意見】

オ 交流ネットワーク事業 情報誌発行事業について

男女共同参画をはじめ、文化、県民活動に関する情報を掲載した新たな財団情報誌「ピュアネット」を発行している。発行は年 2 回（9 月・3 月）に各 10,000 部ずつとなっており、発行先については市町、公民館、図書館、施設等に配布されている。この点、10,000 部を配布しても、その先の各一般市民へ行き届いているか否か不明である。ともすれば、配布した先で余剰冊子となって処分している可能性も否定できない。そのため、各配布先に対して定期的に消費状況を確認し、10,000 部の情報誌が県民に浸透しているか、過剰なのか、不足なのか調査する必要があると考える。

【意見】

カ 情報ライブラリー事業について

家庭・地域・職場における女性問題や男女共同参画社会づくりをはじめ、広く県民の意識啓発と学習機会の拡大を図るため、財団のライブラリーを整備している。内容としては、図書・ビデオ・DVD を整備し、無料で県民に貸出しを行っている。男女共同参画社会づくりの意識高揚を目的としている事業であるものとしては、県民への周知徹底が弱く、広く県民の知るところとなっていない。ピュアネットの情報誌にライブラリー紹介のページがあるものの、貸出場所などの情報も無く、利用者の利便性を考えると PR の方法を再考すべきである。

【意見】

5 社会福祉法人山口県社会福祉事業団

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について

【本部】

ウ 予算統制について

予算については理事会の承認事項となっているが、平成 25 年度においては事務局内での協議によりなされていた。また、事務局内での協議や承認が記載された書類が作成されていない。権限を越える支出はするべきではない。

【指摘】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)

指摘後、情報誌の配布先を精査し、平成 27 年度からピュアネットの発行部数を 1 万部から 8 千部に変更した。今後、配布先の活用状況を確認し、県民への浸透性や過不足につき更に調査を行うこととした。

改善途中

(主務課・室 環境生活部県民生活課)

今後の情報発信においては、貸出場所の明示を行うとともに、ホームページなど、様々な広報媒体での情報発信の充実を検討するとともに、現在 2 か所に分かれている貸出場所についても、利用者の利便性を踏まえ、一元化の検討を進める。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

支出超過については、平成 27 年度以降、理事会の承認を経て、必要な対応をとることとした。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

なお、予算上、予備費が0円となっていることから当該事象が起きており、理事会で許容できる予備費を計上した予算を作成することで対応することが望ましいと考える。

【意見】

カ 当団体の事業報告書の記載内容について

事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。また、全て文章のみの定性情報として記載がされているが、定性情報のみでなく数値を盛り込んだ定量情報を入れて分かりやすく記載した方が良いと考える。

【意見】

【みほり学園】

ア 労働条件通知書について

臨時職員について労働条件通知書を交付している。有期契約の場合には、契約の更新の有無、更新の判断基準を明示することが労働契約法上求められているが、平成25年4月1日以降に締結されている労働条件通知書には記載がなされていなかった。また、パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）においては、賞与の有無の明示が書面通知事項となっているが、当該記載もなされていない。法律の要件を満たす労働条件通知書を交付すべきである。

【指摘】

なお、社会福祉法人山口県社会福祉事業団の全体としては、当該法改正に対応した労働条件通知書のひな形を用意しているものの、山口県みほり学園においては当該ひな形に従っていなかった。法人全体として規定や、ひな形の更新の周知を図る必要がある。

【意見】

イ 本部負担金について

本部負担金は同じく同事業団の他の施設も負担しており、各施設の負担額は山口県と協議して設定したルールに基づいてなされている。しかしながら、実際支出額とルールに基づいた按分対象経費の差額部分は特別養護老人ホーム3施設と障害者支援施設4施設に負担させており、みほり学園は本来負担すべき負担額よりもかなり少なくなっている。山口県の指定管理者として経費額が少なくなることから効率的な運営が出来ているとも考えることができるが、社会福祉法人の運営として他の特別養護老人ホーム3施設及び障害者支援施設4施設が、それぞれの介護料収入や利用料収入の中からみほり学園の本部経費までも負担しているとも考えられる。従って、本部経費の按分は実

平成26年度補正予算において、理事会の承認を経て、必要な額の予備費を計上した。平成27年度以降も同様の取扱いとする。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

平成26年度事業報告書は、事業計画の達成状況について、数値を盛り込んだ定量情報を入れて、分かりやすく記載した。平成27年度以降も同様の取扱いとする。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

臨時職員に係る労働条件通知書は、監査翌日に全て改正し、後日、該当者に交付した。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

規程等の改正に当たっては、その都度、会議等で周知を行うとともに、事業団全施設を網羅したネットワーク上に掲示するなどし、周知・徹底を図っているが、今回の指摘を踏まえ、平成27年2月19日の総務課長会議で改めて全施設に徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部こども家庭課)

本部経費の算定方法について検討中である。

改善途中

際支出額に基づいてなされるべきであると思われる。

【意見】

② 現物管理について

【本部】

ア 現在高報告書について

備品については、少額物品取扱要領において、「現在高報告書を作成し、会計責任者に報告しなければならない。」と規定しているが、物品数が少ないこと等の理由により、作成されていなかった。取扱要領に規定されている以上作成し、報告すべきである。

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)
監査日以降においては、少額物品取扱要領に則り、現在高報告書を作成し、会計責任者に報告することとした。

措置済み

イ 備品台帳について

少額物品取扱要領に規定する「備品台帳」の様式と、現在使っている様式と異なっている。要領の様式に不都合があるのであれば、要領を改正する等の措置が必要であると考え。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)
監査日以降においては、少額物品取扱要領に定める様式を使用することとした。

措置済み

③ 出納（収入、支出）及び決算書について

【みほり学園】

ア 資料の整理の仕方について

平成25年度において、以下の内容の金額を事務費に計上し、残りを事業費に按分計上している。「電気代 年間24万円、ガス代 年間2.4万円 水道代 年間3.6万円 燃料費 年間30万円」

ところで、按分基準の計上の根拠について質問したが、当該根拠資料が所在不明で提示がなかったため、その確認ができなかった。今後、資料の整理の仕方を工夫する必要がある。

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)
平成26年度から新会計基準に移行したことにより、光熱水費等の事務費及び事業費の按分はなくなり、事業費に一本化されているが、今後、按分を必要とする事案が生じた場合には、計上の根拠を明確にするとともに、資料として費目ごとに支出調書に添付し整理する。

措置済み

イ みほり学園が発行する領収書の事前の連番管理等について

平成25年度のみほり学園が発行している領収書（控え）を閲覧した。みほり学園では、集団治療棟及び設備を有しており、外部の者にこの施設の利用を許可して使用料に関する現金收受し、その收受に対応する領収書をその都度利用者に発行しているが、事前の連番管理がなされていない。連番とは、連続番号のことで、領収書に一連番号を付すことである。このような処理がなされていない場合には、領収書が不当に発行されることで現金横領等の不祥事が発生する可能性が高まることになるため、領収書は事前に連番管理をしておくべきである。また、従来から領収書には「施設の長」の押印がなされているが、現金收受は出納業務に関することであるから「社会福祉法人 山口県社会福祉事業団印規程」に従って「施設の長」の印ではなく、「出納員の印」を押印すべきであった。

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)
平成26年10月から、領収書に一連番号を付すとともに、11月分の領収書から全て出納員の印で処理することとした。

措置済み

ウ 仕訳伝票に対する承認について

みほり学園では、支出調書等の証拠書に対する承認は、その都度、2名の者によって行われるが、仕訳伝票上の承認印が、証拠書との確認をせずに押印されているという体制になっていた。仕訳伝票は、翌月に一度纏めて打ち出し、事後、形式的に内容を確認することなく押印を行っている。これでは、実質的な承認にはならない。従って、今後は証拠書と仕訳伝票は一对として承認を受けるべきである。 【指摘】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)
監査の翌日から、証拠書と仕訳伝票を一对として承認を受けることとした。

措置済み

エ 検収業務における納品書上での確認について

従って、納品書に検収日、検収担当者を記入するために検収印を作成し、その納品の事実を明確にさせるため納品数量の確認とともに納品書に押印する必要があると考える。 【意見】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)
監査の翌日から、納品数量の確認を行うとともに、納品書に検収日、検収担当者名を記入するとともに押印することとした。

措置済み

オ 出納帳等を閲覧した結果について

(ア) 経費支出伺(平成25年4月15日起案・4月16日決裁)の様式が古い。経費支出伺に記載されている経理規程の条項も旧経理規程条項のため、現在の条項や内容と合致していない。 【指摘】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)
経費支出伺については、監査の翌日から、所定の様式を使用するとともに、経費支出伺に記載する経理規程の条項も、現在の経理規程に沿ったものに改めた。

措置済み

(イ) 経理規程が更新されていない状態で綴られている。社会福祉事業団本部から各施設へ最新版がアップロードされているため、常に最新版の規程類が整備されている必要がある。 【指摘】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)
監査の翌日に、最新版の経理規程に差し替えた。
これまで、最新版をアップロードの都度、又は会議等で施設に通知しているが、今回の指摘を踏まえ、平成27年2月19日の総務課長会議で改めて全施設に徹底を図った。

措置済み

(ウ) 平成25年5月10日付Y社から入手した領収証において、みほり学園としての来客用コーヒー代と職員個人用のコーヒー代が一括して記載されている。領収証の中で事後的に手書きにより個人負担分が10,080円と記載され、本来のみほり学園負担分が差引きで記載されているものの、個人負担と学園負担とが一つの領収証として発行されていること自体が、学園の負担すべき支出額が曖昧となる可能性がある。 【指摘】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)
指摘のあった領収書については、監査後直ちに、学園負担分、個人負担分別に領収書を再発行してもらった。

措置済み

カ 修繕積立金について

同学園の平成25年度の資金収支計算及びこれに基づいて作成されている山口県に提出する指定管理に関する事業報告書において、約17,602千円の修繕積立金が計上された結果、資金収支計算書の期末支払資

(主務課・室 健康福祉部こども家庭課)
剰余金が生じた理由は人件費が抑えられたことによるものであるため、事業団において積立金の項目について見直しが図られた。

措置済み

金残高は0円となり、同様に事業報告書の収入支出の差引額は0円となっている。指定管理業務の剰余金については、「山口県みほり学園の管理に関する包括協定書」の第17条において、不完全履行の場合に関する指定管理料の減額条項があることから、修繕積立金を調整することによる収支調整は適切であるとは考えられない。各年度の積立額の累積である平成25年度末の山口県みほり学園の修繕積立金残高は約60,232千円となっている。

なお、「山口県みほり学園の管理に関する包括協定書」の第20条に規定するリスク分担においては、大規模修繕は山口県の負担で実施することになっていることから、当該積立金については資金の用途について明確にすべきである。仮に過大であると判断される金額がある場合には、「山口県みほり学園の管理に関する包括協定書」第15条の剰余金が生じた場合の理由の明示が必要であり、また、第17条の不完全履行剰余金があると認めた場合には山口県に指定管理料の返還を行うべきである。

【意見】

【本部】

ア 特別積立金について

社会福祉法人の内部留保については一般に過大であるとの批判を受けることがあるため、積立目標額と用途を当事業団の理事会として明確に意思決定を行うべきである。

また、当該特別積立金を利用して平成25年度においてシステム改修を行っている。これについては目的外取崩であると考えられ予算の承認という形で取崩の承認を得ていたが、用途が理事会で予め定められている積立金の目的外取崩については、独立の議案として理事会の承認を得るべきであると考ええる。

平成12年基準の第35条では、目的外支出については財務諸表への注記が求められているが当該注記がなされておらず、名称についても「積立の目的を示す名称を付する」となっていることから、「特別積立金」では当該要件を満たしておらず財務諸表上の名称もより明瞭な名称にすべきである。

【指摘】

イ 給与計算における労使協定について

労使協定は「職員の給与の一部控除に関する覚書(昭和51年8月31日)」により締結されているが、当該労使協定記載の控除項目は当時の控除されていた項目となっているため、現状控除されているものと合致していない。現状に合う労使協定を締結すべきである。

【指摘】

ウ 財務諸表の注記事項について

平成12年基準で求められている注記事項のうち、

なお、指定管理業務は完全履行されており、当該剰余金を返還する必要はない。

また、当該法人から提出されたH26年度事業報告書には、剰余金が生じた理由について明記されていることを県が確認した。

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

各積立金の積立目標額の設定については、平成27年度中に検討し、年度末の理事会に諮ることとした。

また、今後、積立金の目的外取り崩しを必要とする案件が発生した場合には理事会の承認を得ることとする。

なお、積立金の名称については、平成27年3月19日に開催した理事会に諮り、その目的に沿った名称となるよう経理規程を改正した。(特別積立金→施設整備等積立金・人件費積立金)

改善途中

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

平成27年2月に開催した組合との交渉の場において協議を行い、平成27年4月に、現状に合った労使協定を締結した。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

平成26年度決算以降、国庫補助金等

措置済み

「第32条及び第34条第2項の規定により、基本金又は国庫補助等の特別積立金の取崩を行った場合には、その旨、その理由及び金額」の記載がなされていない。
なお、平成26年度から平成23年基準に移行しているが、引き続き注記することが求められている。

【指摘】

エ 賞与引当金について

賞与引当金について計上がなされていない。当期の負担に属する翌会計年度の支払いの賞与の当期負担額を賞与引当金として計上をすべきである。

【指摘】

【特別会計】

ア 国庫補助金等特別積立金取崩額について

国庫補助金等特別積立金取崩額について、平成19年3月以前取得の固定資産であり、旧会計基準に沿って補助金の取崩額は単純に耐用年数で按分した金額を每期取崩処理している。一方で減価償却費については10%の残存価額を残した償却計算となっている。両者に金額の相違が発生しており、新会計基準では、その導入に際して重要性が無い場合を除き調整の上、統一すると規定されている。平成26年度より新会計基準へ移行しているとのことであるが、当事業団では調整計算をしていない。この点、重要性が無いとのことであるが、重要性が無いという判断基準を明確にしておくべきであり、特に基本財産である固定資産は質的には重要性があると考える。

【意見】

イ 特別会計が法人税法上の収益事業に該当するか否かの検討の必要性について

会議室使用料収入については、要望があれば貸出しを行っており、社会福祉関係団体等に限定した貸出しとはなっておらず、国・地方公共団体の目的のためのみという使用制限もないため、民間の第三者への貸出し等は収益事業に該当するのではないかと思われる。再度、検討する必要がある。

【意見】

ウ 賞与引当金について

賞与引当金の計上をしていない。この点、経理規程では重要性がない場合には計上しないことができると規定されている。一方で重要性の判断基準を明確にしていなかったため、量的（金額的）な側面と質的（内容的）な側面から重要性の有無を判断する必要がある。

【指摘】

④ 契約等について

【本部】

ア 契約書の記載事項について

別積立金の取り崩しについて、財務諸表にその理由等を注記することとした。

(主務課・室 健康福祉部厚政課)
平成26年度決算以降、賞与引当金の所要額を計上することとした。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)
平成26年度決算以降、国庫補助金等特別積立金と減価償却費との調整を行うこととした。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)
専門家の意見を聞きながら、対応策について検討している。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部厚政課)
平成26年度決算以降、賞与引当金の所要額を計上することとした。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

閲覧した契約書のうち、以下の契約書には暴力団排除条項が記載されていない。契約書の記載事項を定めた経理規程第70条第1項や契約事務取扱要領8(1)に暴力団排除条項も規定すべきである。

また、県は当事業団に対して、契約書の記載事項ほかの会計手続きに関する改正等について、適切に連絡、指導すべきである。

(該当する契約)

- ・物品売買契約 (A 重油)

【意見】

イ 伺書の記載について

閲覧した契約事務手続きのうち、以下の契約に係る伺書には決裁日が記入されていない。

(該当する契約)

- ・物品売買契約 (A 重油)

【意見】

ウ 指名競争入札の指名業者数について

「指名競争入札参加者指名要領」の2(2)で物品調達等にかかる入札参加者数は予定価格200万円超の場合、原則として5者以上と規定されているが、以下の契約に係る指名業者は3者であった。「指名競争入札参加者指名要領」に従った運用をすべきである。やむを得ない場合はその理由を伺い書に記載する必要がある。

(該当する契約)

- ・物品売買契約 (A 重油)

【指摘】

エ 入札等審査会議事録について

「山口県社会福祉事業団競争入札等審査会要綱」第5条第3項には「会議は、審査会委員の過半数の出席をもって成立する。」と規定されているが、以下の契約に係る入札等審査会議事録については出席者及び欠席者が記載されていないので、会議の定足数を満たしているか定かではない。議事録には出席者及び欠席者を記載すべきである。

(該当する契約)

- ・旧灘海園解体工事

【意見】

【みほり学園】

ア 契約書の記載事項について

閲覧した契約書のうち、以下の契約書には暴力団排除条項が記載されていない。契約書の記載事項を定めた経理規程第70条第1項や契約事務取扱要領8(1)に暴力団排除条項も規定すべきである。

また、県は当事業団に対して、契約書の記載事項ほかの会計手続きに関する改正等について、適切に連絡、指導すべきである。

監査日以降に締結した契約書については、暴力団排除条項を規定した。今後締結する契約についても同様に対応する。

また、経理規程及び契約事務取扱要領についても、契約書に「暴力団排除に係る条項」を明記するよう所要の改正を行い、平成27年4月1日から施行した。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

監査日以降、伺書には漏れなく決裁日を記入することとするよう、平成27年2月19日の総務課長会議で改めて全施設に徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

県内各地にある施設に運搬可能な業者が3者であったことから、当該3者を指名業者としたものである。今後、同様の事案が発生した場合には、その理由を伺い書に記載する。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

監査日以降に実施した入札審査会の議事録には、出席者及び欠席者を記載した。今後とも漏れなく記載することとする。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

監査日以降に締結した契約書については、暴力団排除条項を規定した。今後締結する契約についても同様に対応する。

また、経理規程及び契約事務取扱要領についても、契約書に「暴力団排除に係る条項」を明記するよう所要の改正を行い、平成27年4月1日から施行した。

措置済み

(該当する契約)
・夜間・昼間施設管理委託契約

【意見】

イ 入札等審査会議事録について

「山口県みほり学園競争入札等審査会要綱」第5条第3項には「会議は、審査会委員の過半数の出席をもって成立する。」と規定されているが、以下の契約に係る入札等審査会議事録については出席者及び欠席者が記載されていないので会議の定足数を満たしているか定かではない。議事録には出席者及び欠席者を記載すべきである。

(該当する契約)

・物品売買契約（車両の購入）

【意見】

ウ 予定価格の設定について

(ア) 指名競争入札を実施した以下の契約に係る予定価格は、1者からの参考見積書の金額をそのまま予定価格としている。「契約事務取扱要領」によれば、辞退した2者を除く指名業者5者から参考見積書を徴取する必要がある。また1者からしか徴取しない場合は他の事例を参考にするか等により独自の判断を加えて算定しなければならない。

(該当する契約)

・物品売買契約（車両の購入）

【指摘】

(イ) 随意契約を締結した以下の契約に係る予定価格は、1者からの参考見積書の金額をそのまま予定価格としている。「契約事務取扱要領」によれば、複数の業者（3者程度）から参考見積書を徴取する必要がある。また1者からしか徴取しない場合は他の事例を参考にするか等により独自の判断を加えて算定しなければならない。

(該当する契約)

・旧保護棟屋根塗装工事

【指摘】

6 社会福祉法人山口県健康福祉財団

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について

ア 公印の保管について

現在、公印の保管については、事務局長の後部の棚にて常に取り出し可能な状態であり、帰宅前に金庫へ保管しているが、常時、金庫に保管すべきである。事務局長は、席を外すこともあり、また、日中の不正使用を防止する観点から事務局長、その他1名を保管者として定め、常に公印使用には別の者によるチェックが入る体制が必要ではないかと考える。

(主務課・室 健康福祉部厚政課)
監査日以降に実施した入札審査会の議事録には、出席者及び欠席者を記載した。今後とも漏れなく記載することとする。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)
監査日以降、指名競争入札の実施に当たっては、契約事務取扱要領に則り、適切に予定価格を設定することとした。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)
監査日以降、随意契約に際しては、契約事務取扱要領に則り、適切に予定価格を設定することとした。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)
平成26年10月から、公印を常時、金庫に保管するとともに、公印管理者を2名体制にした。

措置済み

【意見】

イ 個人情報の管理について
職員個人のパソコンの立ち上げ時、共有メニューへのアクセス時など、パスワード管理として定期的な変更が望ましい。

(主務課・室 健康福祉部厚政課)
平成26年10月から、パスワードを定期的に変更し、個人情報の管理を徹底した。

措置済み

【意見】

ウ 貸館の管理業務について
公益財団法人山口県健康福祉財団においては、「山口県健康づくりセンター」の指定管理業務として、同センターの貸館の管理を行っている。指定管理者業務仕様書において「保健、医療の向上を目的とする公共的団体が営利目的以外の健康の保持、増進を図るための活動に使用する場合」等の場合には使用料を減免する旨の規定がある。しかし、当財団においては「福祉」に該当するような団体の利用の場合においても減免を行っている。これについては、指定管理制度が導入される前(平成18年3月31日以前)の福祉団体の減免については、山口県健康づくりセンター条例第8条第3項「財団は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる」との規定により、財団の内部決裁を経て、福祉の増進を目的とする団体についても公益性が高いものと判断し、減免を行ってきた。平成18年4月1日から指定管理制度が導入され、当財団が引き続き指定管理者として管理することとなり、新たに県と山口県健康づくりセンターの管理に関する包括協定を締結した経緯がある。従って、指定管理の仕様書を変更して「福祉」に該当する団体利用の免除も可能とするか、山口県健康づくりセンターの趣旨として「福祉」に該当する団体利用の免除をしないのか、明確にすべきである。

(主務課・室 健康福祉部厚政課)
「福祉」に該当する団体利用の減免については、平成27年4月1日付けで県との包括協定に基づく県の承認(減免適用)を得て、指定管理者業務仕様書を変更するなど減免規定の明確化を図った。なお、利用料金の減免については、仕様書どおりの運営を徹底した。

措置済み

なお、上記の公共的団体の定義は仕様書において、「公共的団体とは、国、地方公共団体、県内に所在する公益法人・NPO法人又は県内の複数市町村において広域的に活動を行う非営利団体をいう。」と規定しているが、複数市町村において広域的に活動を行っていない医療法人に対して減免を行っているケースが見られた。減免規定を順守し、仕様書通りの運営をするべきである。

【指摘】

エ 福祉厚生事業としての貸付事業について
(ア) 貸付は一般生活貸付事業、特別生活資金貸付事業、旅行資金貸付事業がある。一般生活貸付事業での貸付と特別生活貸付事業での貸付の双方を同一の者に実行することは、規定上は可能である。また、福祉厚生事業規定第41条においては、この二つの事業での貸付合計額が100万円以上である場合には、第28条で規定する退職一時金等の額の範囲内でなければならない旨が規定されている。しかしながら、この規定に

(主務課・室 健康福祉部厚政課)
平成26年10月から、現行規程に基づく貸付限度額の範囲内の貸付額となるよう貸付事業担当者として退職金事業担当者が情報を共有し、適正な貸付額となるよう徹底した。

措置済み

準拠せずに一般生活貸付を退職一時金等の範囲内、特別生活貸付は100万円以内(特別生活貸付のみの場合、100万円以内の場合には退職一時金の範囲内である必要はない)で貸付け、かつ、合計額が退職一時金の範囲を超えているような貸付けがなされていた。連帯保証人は必ず徴することになっているが、与信管理については厳格になされるべきである。

【指摘】

(イ) なお、第29条において、生活資金の貸付の制限の一つとして「既に貸付けを受けた生活資金の償還を終わっていない者」が規定されている。しかし、実態として新規の貸付けを行い、これを原資にして旧来の貸付けの返済を行わせているものが散見される。原則として退職金を超えない範囲の貸付けとなるため与信管理の視点からは問題はないと思われるが、従来よりも貸付額が増加するケースも見られ、安易に借換えを認めると退職金の範囲内での借入申請を繰り返すことにより、結果として退職時に全ての退職金が貸付けの返済に回ってしまうことも考えられる。この場合には借入者の退職後の生活に困難が生じることも考えられる。収入の範囲内での生活を行うことを推奨するためにも、借換えは原則として認めない方針が望ましい。

【指摘】

キ 情報公開に関連する事業報告書の記載内容について

事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

【意見】

②現物管理について

ア 固定資産の管理責任者について

経理規程第40条に、「固定資産の管理責任者は会計責任者が任命する」と規定しているが、管理責任者の任命がなされていない。また、貸出備品の管理簿について、貸し付けを受付けた者が担当者となり、貸出と返却の欄に押印して管理しているのみで、責任者の承認が行われていないため、早急に任命して対処する必要がある

【指摘】

③出納(収入、支出)及び決算書について

(収入関係)

ア 減免の対象とならない施設の使用料について

研修室等貸館事業において、以下の事項が発見された。保健、医療の向上を目的とする社団法人の施設利用の内容の一部に、同社団法人の関連団体である政治団体に関するものが含まれていた。この「政治団体」

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

貸付事業については、加入の施設長や職員などの相互扶助の原則に基づいて運用しており、借換えについては、貸付事業の借受者や施設長などからの要望が強いことから、既に貸付を受けている者の貸付枠内で借換えが可能となるよう、平成27年4月に規程を整備した。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

事業報告書への事業計画の達成状況の記載については、明示範囲等について検討する。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

平成26年10月に管理責任者を任命するとともに、貸出・返却について、責任者の承認を行うこととした。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

減免規定の適用については、申請内容をよく検討し、平成26年10月からは、団体の設置目的が不明な場合は、申請団体に設置規約等の添付を要請することとし、減免

措置済み

の使用に関しては利用料の減免の対象とならないの
に減免措置を行っていたため、申請の段階で内容をよく
検討したうえで、貸し出しの許可をすべきである。

【指摘】

(決算書関係)

ア 社会保険料の負債計上(賞与引当金等)について
社会保険料が負債計上されていない。賞与支給時
には法人負担分の社会保険料も費用として発生する
のであり、しかも見積もり可能なことから賞与引当
金等に含めて負債計上する必要がある。

【指摘】

イ 特定資産の積立額について

特定資産である退職給付引当資産が対応する負債
である退職給付引当金を超えている。これは平成25
年度決算に限った取崩し忘れであるが、対応する負
債額を超えた積立額は通常想定されていない。過剰
積立部分が決算書上に存在すると目的外の留保金と
みなされる恐れがあるので、注意が必要である。

【指摘】

④ 契約等について

ア 工事監督職員と検査職員の業務の分離について

工事完成検査について、契約締結の担当者、工事
監督職員、検査職員とすべて同一の職員で行われて
いるが、内部牽制の観点から、少なくとも検査職員
は違う職員が担当すべきである。なお、山口県会計
規則においては、第142条(兼職の禁止)の項で、
検査職員は、同一契約につき、特別の必要がある場
合を除き、監督職員を兼ねることができないと規定
されているが、当団体も同様に適用すべきである。

【意見】

7 公益財団法人やまぐち移植医療推進財団

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び
会計の状況について

ア 代表理事等の自己の職務の執行状況の報告につ
いて

定款第24条(理事の職務及び権限)第4項では、
次のように定めている。

「代表理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を
超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事
会に報告しなければならない」。これは、「一般社団法人
及び一般財団法人に関する法律」に基づく規定を受け
ての定款での記載である。この際に、より効果的な
職務執行の報告とするために、単に決算報告のみでは
なく、予算に対する進捗の報告や業務実施上の問題
点、年度末までの見通し、今後の活動方針等を報告し、
議論をしているとの事であった。しかしながら、その

団体の適否の判断資料とした。

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

平成26年度決算から、法定福利費も賞
与引当金に含めた。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

平成26年度から、3月退職者の引当資
産を流動資産に振り替え、退職給付引当資
産と退職給付引当金は同額とした。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

平成26年10月から、検査職員は、契約
締結担当者、工事監督職員とは違う職員を
任命することとした。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)

指摘後の理事会(平成26年度第2回理
事会:平成27年3月17日)から、議事録
に明記することとした。

措置済み

事実が議事録等で明記されていないため、第三者からも容易に理解できるようにその旨を簡潔明瞭に記載すべきと思われる。

【意見】

イ 職務担当者の配置換えについて

当財団は正に少人数の組織であるため職員の配置換えが困難であることは理解できるが、簿外預金が発生している、財務規程が守られていない、書類上、事後決裁が行われている等の指摘があるため、今まで以上にチェック体制を強化する事により常に正しい処理が行われるよう緊張感を持って対処していただきたいと思う。

また、事務局長は、アイバンクコーディネーターという立場から、原則、365日、24時間体制で業務を行っており、非常時には県所管課の職員を対応させるなどの措置が必要と思われる。そうでなければ、組織として存立しなくなる虞があると思われる。

【意見】

エ 当団体の事業報告書の記載内容について

事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

また、全体的に文章等による結果の羅列のみであり、当期に事業を実施した結果どのような効果が得られたのか等を記載すべきであると考え。

【意見】

オ 振替伝票、支出伝票等における決裁日の記入漏れについて

平成26年3月度のすべての振替伝票等を閲覧したところ、起票日の記載はあるがすべてに決裁日の記載がなかった。これは、常務理事である事務局長が就任する以前からそうであったとの事であり、本人も決裁日を記載すべきであるとの認識がなかったためである。決裁日は、当団体の意思決定を行った日であるため、決して漏らすべきではないと考える。

【意見】

カ 基本財産について

当財団は設立時に県、市町及び民間団体から合計3億円を引き受けて基本財産としたが、平成26年3月末の決算において基本財産と定款及び貸借対照表に差額が発生している。基本財産は設立以来、満期保有目的の国債で運用されており、理事会議事録及び国債購入時の決裁書を閲覧しても、基本財産を取崩すという趣旨の記載は見当たらない。更に、事務局長への質問から総合的に判断して、これらの差額は過年度における国債の額面価額と購入価額との差額処理の誤謬によるものと考えられる。従って、定款及び貸借対照表を修

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)

平成27年度から、事務局長とアイバンクコーディネーターについては兼務とせず、各々専任者を置くこととしチェック体制の強化を図ることとした。

(※平成27年度予算措置を行うとともに、27年6月評議員会で議決済)

措置済み

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)

平成27年度から作成する事業報告書(平成26年度分以降)には、事業計画との対比における達成状況等を記載することとした。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)

監査実施日(平成26年10月31日)の翌日から、全ての振替伝票等に決裁日を記載することとした。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)

県・市町・民間から出資を受けた298,717千円を超える基本財産を有しており、基本財産の取り崩しは行っていない。指摘の3億円は、財団設立時に設定した出資を募る目標額である。

定款には、国債で運用する、事業を行うために不可欠な財産を定めているところであるが、明確化を期して、平成27年度評議員会(平成27年7月開催)において定款の改正を行った。

措置済み

正し、基本財産を3億円とする必要がある

【指摘】

キ 監事監査の監査報告書の提出について

財団の財務規程第49条第2項では、財務諸表について「翌年度5月25日までに監事の監査を受けその監査報告書を添付の上、理事会に提出しなければならない」とあるが、平成25年度の監査報告書日付は平成26年6月6日になっている。財務規程で期限を定めているのであれば、実務でも規程通りに運用すべきである。

【指摘】

② 現物管理について

ア 簿外預金について

郵便貯金センター及び郵便貯金総合通帳について記帳漏れがあり、その結果として平成25年度の現金預金の期末残高と234,478円相違していた。郵便貯金センターは、寄付金及び賛助会費の受取に使用されており、期中の処理は運転資金口座として使用している普通預金口座に振替えた時点で収入を認識している。平成25年度は最終振替を平成26年3月12日に行っており、それ以後の31日までの寄付金収入113,000円、賛助会費12,000円及び振込手数料1,170円が計上漏れとなっていた。

また、郵便貯金総合通帳残高110,648円については、平成18年度から振替が行われておらず、この内訳は、過年度の寄付金収入110,000円とその受取利息648円であった。

簿外資産はそのまま不明となっても判明しない可能性が高く、横領などが発生しやすい環境を作っているといえる。110,648円については平成26年度の決算において過年度修正益を計上し、また、郵便貯金センターについては、取引の発生が都度記帳することとし、使用しない通帳は解約する等、適切な管理が必要である。

【指摘】

イ 預金に対する銀行残高証明書の入手について

当団体は銀行残高証明書を毎月入手して、預金に関する補助簿との残高の一致の確認を行っている。しかしながら、取引銀行は当団体が入居している県庁内の一階にあるため、比較的容易に通帳の記帳がその都度実施できる状態にある。従って、期末月を除く他の月の預金残高については通帳残高での確認を行い、期末月のみ残高証明書を入手して確認を行うことが経済性の面からも有効と考える。

【意見】

③出納（収入、支出）及び決算書について
（収入関係）

ア 変更届に関する決裁手続きの不備について

手数料収入は角膜提供に係る通信、摘出、保存、移送

（主務課・室 健康福祉部医療政策課）
平成27年度（平成26年度分財務諸表）から、規程どおりの運用をすることとした。

措置済み

（主務課・室 健康福祉部医療政策課）
郵便貯金センター分については、平成26年11月27日に26年度過年度収入として受け入れた。郵便貯金総合口座残高については平成26年11月4日に26年度過年度収入として受け入れた後、直ちに口座を解約した。

措置済み

また、郵便貯金センター分については監査実施日（平成26年10月31日）以降は、年度を越えないよう、通知を受けた都度、事務処理を行うこととした。

（主務課・室 健康福祉部医療政策課）
平成26年11月4日に、残高証明書の発行停止を申し入れた。以降、残高については、預金通帳の記載をもって確認することとした。

措置済み

（主務課・室 健康福祉部医療政策課）
平成27年度から、事務局長とアイバン

措置済み

及び眼球的の安全性等のための検査に要した金額を基に算定される。手数料の変更は理事会で決定し、評議員会で承認を得た後、厚生労働大臣に直近の収支決算書及び当該年度の決算見込計算書類を添付して届出ることにより可能となるため、価額の合理性は厚生労働省が担保していることになる。ところで、平成25年4月1日から200,000円とするための変更届は平成25年3月15日に行われているが、変更届の提出起案は平成25年4月1日であった。これは事後決裁となるため、留意が必要である。

【意見】

ウ 寄付金及び賛助会費について

財団が発行する「やまぐち移植医療通信」で寄付者名及び寄付額については公表し、寄付者にも送付しているため、収入について漏れなく計上されていることは寄付者も確認できる仕組みとなっている。ただし、賛助会費なのか寄付金なのか区分が曖昧であり、今後は入金者に確認して区分を正確にする必要がある。

【意見】

(支出関係)

ア 各大学病院等における検収業務について

当団体は各大学病院等の依頼で購入する手術用物品等がある。この手術用物品等については、業者が直接病院等に納入しており、その納入の際の検収業務については病院側に全面的に依頼している。しかしながら、当団体は病院等が行う検収の状況については管理していないとの事であり、検収業務が十分に履行されているか否かの確認のためにも検収済みの納品書を郵送させるなどを行い、納品書と請求書の一致を確かめる等の作業を行うべきである。

【意見】

(決算書関係)

ア 財務規程について

財団の財務規程第3条では平成16年基準に準拠して処理する旨が定められているが、平成20年基準に準拠して全面的に見直すことを検討することが望ましい。

【意見】

イ 財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）及び附属明細書について

(ア) 正味財産増減計算書について

a 「正味財産増減計算書」は作成されているが「正味財産増減計算書」の様式で表題が「収支計算書」となっている書類も見られ両者が混同されていると思われる。

【指摘】

b 基本財産に計上されている投資有価証券は、全て

クコーディネーターについては兼務とせず、各々専任者を置くこととし、チェック体制の強化を図ることとした。

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)
平成26年4月1日以降は、入金確認後、寄附金または賛助会費の別を確認することとしている。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)
監査実施日（平成26年10月31日）の翌日から、検収済みの納品書の確認、または現地での確認を行うこととした。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)
平成27年度理事会（平成27年7月開催）において、平成20年基準に準拠するよう財団の財務規程の改正を行った。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)
平成26年度分決算書からは、混同がないよう作成することとした。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)
指摘のとおり修正し、平成27年度評議

措置済み

期保有目的の債券である。当該有価証券は、全て指定正味財産から充当されており、償却額については、正味財産増減計算書の「Ⅱ指定正味財産増減の部」に基本財産受取利息として計上する必要があるが、一般正味財産増減の部に表示されているため修正が必要である。

【指摘】

(イ) 財務諸表に対する注記について

「財務諸表に対する注記」1(1)に平成16年基準を適用している旨の注記をしているが、「貸借対照表」、「正味財産増減計算書」とともに平成20年基準の様式で作成されているため平成16年基準を適用している旨の注記は不要である。また、財務諸表に対する注記「5満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」の第93回国債について帳簿価額が前年度のままであり、償却原価法による修正が必要である。

【指摘】

ウ 電話加入権について

電話加入権は過去に処分をしているが、貸借対照表及び財産目録に計上されている。貸借対照表及び財産目録から削除する必要がある。

【指摘】

④ 契約等について

ア 物品購入関係の規定の整備について

当財団においては、支払を行う場合においては支出伝票の決裁にて支払いを行うか、起案書にて決裁を行いその後支出伝票の決裁にて行うかという業務フローとなっている。ただし、起案書にて決裁を行う場合については明確になっておらず、「通常の支払い等でないもの」について起案書を作成している旨の説明を受けた。しかし、「通常の支払い等でないもの」についての基準は明確な規定は存在しなかった。

また、事務局長専決基準については、「公益財団法人やまぐち移植医療推進財団決裁規程」が作成されている。しかし、規定の専決基準自体が明確ではなく、規定に則っている専決になっているかどうかは判断が出来なかった。また、見積を徴しない随意契約に関するものについても随意契約が可能であるかの規定が存在しない。決裁関係の規定を再度見直して、権限設定等を明確にすべきである。

【意見】

イ 雇用契約関係について

(ア) 事務パートタイム職員1名について、週20時間を超える勤務が常態となっている。従って、雇用保険加入が強制されるが、雇用保険に加入していない。雇用保険法を順守して雇用保険への加入を行う必要がある。

員会(平成27年6月開催)において承認された。

(主務課・室 健康福祉部医療政策課) 指摘のとおり修正し、平成27年度評議員会(平成27年6月開催)において承認された。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部医療政策課) 指摘のとおり修正し、平成27年度評議員会(平成27年6月開催)において承認された。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部医療政策課) 平成27年度理事会(平成27年7月開催)において、財団の決裁規程の改正を行った。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部医療政策課) 平成26年11月5日に、公共職業安定所において、平成26年4月1日に遡って加入手続きを行った。

措置済み

【指摘】

(イ) パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)第6条において「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」を文書の交付等により明示しなければならないが、当該明示がなされていない。また、労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条第1項により、一定の労働条件について書面明示が求められるが、要件を満たしている書面が作成されていない。雇用契約に際して明示又は書面提示が必要な事項については、明示又は書面明示を確実に行う必要がある。

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)
平成27年度以降は、書面で明示することとした。

措置済み

【指摘】

⑤ 事業の有効性、経済性、効率性について

1. 事業の有効性について

当財団では、年間の眼球提供者の目標数を50人としているが、過去5年の眼球提供者数の推移は上記のとおりであり、目標数を大きく下回っている。その要因等を十分に分析し、眼球提供者の目標数を達成できるよう、関係機関と協力し、効果的な普及活動を行う必要があると考える。

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)
県内で年間約100件の角膜移植が行われている現状を踏まえ、眼球提供者数50人を理想値として示したところであり、目標値として設定しているものではない。

措置済み

全国的にも眼球提供者は減少傾向にあり、不足の場合は保存角膜により対応しており、人口当たりの提供者数が全国の約2倍の山口県においても、理想値50人の達成は困難な状況にある。

死亡者や遺族の善意による提供制度の下、これまでも、財団・県ホームページやポスター等を活用し、全県的な普及啓発を実施してきたところであり、今後も、ライオンズクラブ等の関係団体の協力を得ながら、眼球提供者数の増加に努めることとしている。

【意見】

8 公益財団法人やまぐち産業振興財団

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について

ア 理事会の議事録での欠席者名の記載について

平成25年度に開催された2回の理事会における議事録を閲覧したところ、2回とも出席した理事の記載はあるが欠席者名の記載がなかった。理事会は、欠席者名も明らかにしてその事実を残す方が好ましい。なお、評議員会議事録には、欠席者名の記載がある。

(主務課・室 商工労働部商政課)
平成27年3月平成26年度第2回理事会議事録より欠席者の記載をした。

措置済み

【意見】

イ 職務担当者の配置換えについて

過年度までは、毎年のように重要な変更があり既存の担当者が対応するだけでも予想以上に時間と労力を要したため、ジョブローテーションが現実的に困難であったことは理解ができる。

しかしながら、今年度は経理担当として育成可能な

(主務課・室 商工労働部商政課)
平成27年3月、他部署との職務配置換えに関する方針を定めた。

措置済み

職員が配属となったことから、他部署との職務配置換えに関する方針等を明確に定め、運用することが望ましい。

【意見】

ウ 情報公開について

定款及び役員名簿を除き、インターネットでの情報公開がなされていない。県民に対する積極的な情報公開のためにも、その他の情報のインターネットでの開示が望まれる。

又、県は所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。

【意見】

(主務課・室 商工労働部商政課)
平成26年度事業報告及び決算書から、理事会・評議員会終了後、インターネットによる情報公開を開始した。

措置済み

オ 寄付金に関する取扱規程について

財団の財務規程の中に、寄付金についての取扱規定が設けられていない。寄付を受ける場合もあることから、寄付採納の様式等、寄付金についての取扱いを定める必要がある。

【意見】

(主務課・室 商工労働部商政課)
平成27年10月、寄付金についての取扱いを定める規則を設けた。

措置済み

② 現物管理について

ア 物品表示票による備品の現物管理について

備品の現物管理を行うにあたっては、物品表示票等を貼付して管理する必要がある。物品表示票を添付することにより、備品台帳との確認が確実であり、しかも備品が他に移動したとしても確認が容易である。

【意見】

(主務課・室 商工労働部商政課)
平成27年3月、平成26年度決算における備品の現物管理の際に物品表示票を貼付した。

措置済み

③ 出納（収入、支出）及び決算書について

ア 引当金明細の脚注標記について

附属明細書の貸倒引当金の明細が記載されており、その脚注には洗い替え方式である旨の記載がある。しかし、貸倒引当金は差額補充方式によっており、脚注記載の文言とが整合していない。

【指摘】

(主務課・室 商工労働部商政課)
平成26年度決算報告書の附属明細書から、貸倒引当金の明細を適正な記載とした。

措置済み

④ 契約等について

ア 契約金額と実績額の差異について

契約金額と実績金額の乖離が大きい場合は、差異の原因分析を実施して委託業務を履行できたのか、当初見積もりは妥当であったかを検証してその資料を作成することが望ましい。

(該当する契約)

- ・地域産業成長促進事業実施業務

【意見】

(主務課・室 商工労働部商政課)
当該契約については、差異の原因分析等についての資料を作成し添付した。また、平成27年度の契約から、同様な事例があった際には、適切に検証し、資料を作成することとした。

措置済み

イ 瑕疵担保責任の契約書への記載について

「地域産業成長促進事業ポータルシステム」の導入に

(主務課・室 商工労働部商政課)
平成27年度の契約から、瑕疵担保責任

措置済み

係る契約書には、瑕疵担保責任の条項が記載されていない。同提案仕様書の「5. 導入及び保守について」に瑕疵担保責任についての記載はあるが、契約書の本文にも記載することが望ましい。

(該当する契約)

- ・地域産業成長促進事業ポータルシステム

【意見】

ウ 随意契約の起案書について

「契約における随意契約の取扱いについて（内規）」の3（1）に「物品購入等の起案をする際には、財務規程第29条第2項第1号から第7号までの適用条文を明記し、かつ、随意契約によることとした理由を明記すること」とある。しかし、ポータルシステムの維持管理に係る業務委託契約の起案書に理由は明記されていたが、適用条文が明記されていない。

(該当する契約)

- ・地域産業成長促進事業ポータルシステムの維持管理に係る業務

【指摘】

⑤ 事業の有効性、経済性、効率性について

ア 情報化促進事業について

当事業は、県内中小企業におけるIT機器を利用した経営の合理化促進、ITを活用した新事業への取り組み促進のため、「山口県中小企業IT利用連携会議」構成機関と連携して、セミナーを開催するものである。平成25年度実施のIT戦略活用セミナーについては、平成25年10月7日の起案書によりその実施内容が承認されている。

セミナー案内を郵送する対象会社は661社となっており、公益財団法人やまぐち産業振興財団のデータベースから抽出していることの事である。当該セミナーについては2部構成となっており、第2部において食品製造・卸向け総合販売管理システムの紹介を行っているため、食品業を中心に抽出しているとの説明を受けた。しかし、セミナー案内を郵送する先については起案に明示されておらず、また、参加者アンケートによるとセミナーを知ったきっかけの65%が郵送したセミナー案内であったことから、可能な限り起案書に記載し、公益上、平等な機会を図っていることを明示することが望まれる。また、当該セミナーについては参加者定員50名を上回る53名の参加があったことから、十分に効率的なセミナー運営が出来ているものと判断できる。内容については、5段階評価のうち4以上の評価が62%となっており参加者にとって有用性の高いセミナーと考えられるが、更に高評価が得られるよう今後とも期待したい。

【意見】

イ 経営・技術等の人材育成事業について

科学技術普及啓発事業は、21世紀を担う青少年に広

について契約書本文に記載することとした。

(主務課・室 商工労働部商政課)

当該契約については、業務委託契約の起案書に適用条文を明記した。また、平成27年度の契約から、契約の起案書について、適用条文を明記することとした。

措置済み

(主務課・室 商工労働部商政課)

セミナー開催等で案内を郵送する際には、起案文書に抽出理由及び案内先を明示することとした。また、今後も参加者に高い評価が得られるよう、取り組んでいく。

措置済み

(主務課・室 商工労働部商政課)

今後の開催にあたっては、東部の大学・

措置済み

く科学技術に触れあう場を提供する「夏休みジュニア科学教室」の開催を支援する事業である。事業内容は、夏休みジュニア科学教室実行委員会に対し1,000,000円の負担金を支出するものであり、その運営は同実行委員会が行っている。開催日は7月下旬から8月下旬であり、17回開催されており、開催場所は、宇部市11回、萩市1回、山口市2回、周南市1回、美祢市1回、山陽小野田市1回である。現在は徐々に他の市町での開催も増えてきているものの、当初は、当該教室が宇部市を中心として行われていた経緯があるため、宇部市での開催が多くなっているとのことである。今後はより幅広い地域での科学教室の開催を期待する。

【意見】

ウ 下請取引あっせん事業について

山口県内での単独の商談会については、登録企業のすべてに商談会の案内を送付し、ホームページ上でも公開されている。従って、機会についても登録企業に公平に与えられていると考えられる。また、商談会の費用については、会場費と人件費が主たるものであり、当該事業について効率的実施されていると考えられる。従って、当財団が県内企業の取引あっせんに果たす役割は大きく、今後も有効かつ経済的にあっせん事業を推進して行くことが望まれる。

【意見】

エ 事業化支援展示会等事業について

商談成立額と事業費との比較において、当該事業は有効かつ経済的になされていると判断した。また、当財団は県内企業の自主製品の情報等を保有していることから、県内企業の販路開拓・販路拡大において果たす役割は大きく、今後も有効かつ経済的に推進していくことが望まれる。

【意見】

オ 研究開発等の支援について

平成25年度の8件のうち1件について助成金の廃止申請が平成26年5月9日に提出されている。これは、当該助成金の交付決定を受けた事業者が、他の団体が行う、より有利な補助金を獲得したことから廃止申請が出されたものである。

平成25年度においては、当助成金の予算を全て消化しておらず、委員会で事業評価がなされ、助成金を支給するものとして採択された助成事業については全て交付決定がなされている。しかし、仮に予算を全て消化した場合には、委員会で採択された助成事業のうち、最低点だった研究開発等については助成金が減額され、又は交付されないことが起こり得る。他の団体が行う、より有利な補助金は国の補正予算で設定されたものであり、交付決定後の廃止承認申請は、当財団の管理外かつ責任外で生じた事由であるものの、他の補助金や助成金の動向を含めて、財団として独自性のあ

高専、企業にも協力を依頼し、幅広い地域での開催を検討していくこととした。

(主務課・室 商工労働部商政課)
今後も有効かつ経済的にあっせん事業を推進していくこととしている。

措置済み

(主務課・室 商工労働部商政課)
今後も県内企業の販路開拓・販路拡大のため、有効かつ経済的に事業化支援展示会等事業を推進していくこととしている。

措置済み

(主務課・室 商工労働部商政課)
当該事業は、国と県からの出損金からなる基金の運用益で行っている事業であり、使途が定められていることから、財団単独で事業の内容を変更することは困難であるが、申請者に対して他団体の助成金等の情報を提供するなど、交付決定後に廃止申請がなされることのないよう、努めることとした。

措置済み

る助成金とすることが望ましい。

【意見】

9 一般財団法人山口県国際総合センター

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について

ア 理事会等における議事録での欠席者の明記について
理事会、評議員会の議事録を閲覧したところ、出席者名は議事録に記載があるが、欠席者名は記載がない。理事等は理事会等に現に出席して議論に参加し、結論等を出す場であるから理事会、評議員会の結論に対して、参加しなかった人や意見が言えなかった人を明らかにしておくべきと考える。

【意見】

イ 経費支出伺書等の決裁日について

経費支出伺書等を閲覧したところ、起案日の記載は必ずあるが、決裁日欄そのものがないものや、決裁日欄はあるものの決裁日の記載がないものが散見された。団体としての意思決定がなされた日であり、必ず記載がなされるべきである。

【意見】

ウ 預り保証金について

(ア) 賃貸事業会計部門の不動産貸付については、新規契約時に保証金を徴収している。保証金については借受人が退去する際に返還義務を負っているため、固定負債の部に「預り保証金」を計上している。当該計上額は平成25年度末で67,000千円超となっているが、これに対応する特定資産は保有していない。また、賃貸事業会計部門では現金預金等の金融資産も保有しておらず、決算書上、返還財源が不足している状態となっている。これは、保証金を預かったという賃貸事業会計の負債に対して、相手勘定の資産を一般会計の流動資産である預金勘定に計上していることに起因している。保証金は、毎年一定額の返還義務が発生しており、過去の実績に基づいて合理的な金額を見積り、特定資産として、預り保証金の返還引当資産を確保する必要があると考える。

【意見】

(イ) 一般会計の流動資産に繰入れられた保証金は、一般会計の特定資産である「財政安定積立資産」135,000千円の一部となっている。この「財政安定積立資産」は山口県貿易ビルの解体費用に充てるために積立しているとの事であり、必要額などについては理事会等に報告されているものの、具体的な金額や実施時期について議論された実績はない。また名称についても「財政安定」という曖昧なものであり、その名称が

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)
指摘後直ちに、議事録に欠席者名を記載するよう、文書によりセンター内に周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)
指摘後直ちに、決裁日欄を設けるとともに、決裁日を記載するよう文書によりセンター内に周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)
指摘後直ちに、預り保証金返還引当資産を設けるとともに、積立資金の予算措置を行い、平成26年度決算において、返還引当資産を確保することとした。

措置済み

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)
次期指定管理者を受託後の平成27年補正の理事会において計画内容を示す予定である。

改善途中

らは特定の目的が判断できない。特定資産とは、特定の目的のために理事会等の承認に基づいた繰入計画に従って積立保有する資産であり、原則として、目的外
の取崩しを行うことも認められていない。

従って、賃貸事業会計の預り保証金に対応する特定資産の計上を検討すると同時に、会計部門ごとに本来必要な目的資産額と計画的な積立の実施方法を総合的に見直す必要があると考える。

【指摘】

オ 情報公開について

財産目録、収支予算書について、インターネットにおける情報公開がなされていないが、公開するのが望ましい。

又、県は所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。

【意見】

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)
平成27年度から、財産目録、収支予算書をインターネットで公開することとした。

措置済み

カ 当団体の事業報告書の記載内容について

事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

【意見】

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)
指摘後直ちに、事業計画書との対比において、事業報告書にその達成状況を記載するよう、文書によりセンター内に周知徹底を図った。

措置済み

② 現物管理について

ア 現金預金の残高管理について

(イ) 預金について

郵便局で購入する必要のある収入印紙について取引銀行で購入資金を払出し、担当者が現金を持って郵便局まで購入に行っている。その金額は毎回300万円程度ということであるが、安全性や業務の効率性を考えると、「ゆうちょ銀行」に口座を開設することが望ましい。

【意見】

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)
平成27年1月に、ゆうちょ銀行に口座を開設した。

措置済み

③ 出納(収入、支出)及び決算書について
(収入関係)

ア 賃貸借に関する規程の整備について

当センターは、テナントビルとして国際貿易ビル及び山口県貿易ビルを合わせて、86室の管理運営を行っているが、賃貸借に関する規程が整備されていないままに業務を行ってきた。そのため、テナント契約の際、契約に至るまでの過程の中で、入居候補者との交渉等により賃料や敷金等を減額して契約するケースが発生すると考えられる。まずは基本的な賃貸借に関する規程を整備し例外的な契約を認める場合についても、その規程に基づいて業務を運用する必要があると考えられる。

【意見】

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)
平成27年5月理事会で、「新規テナント入居者の賃料減額に係る取扱い方針」を定めたことを報告し了承を得た。

措置済み

<p>イ 賃料の減額を行っている入居者に対する契約の自動更新について</p> <p>賃料等を減額している入居者に対して平成25年度より自動更新しているが、当該入居者との賃貸借契約について平成24年度までは収支の状況等の報告を受け、例外的に賃料等を減額して契約していた。しかしながら、賃貸借契約は自動更新するのではなく、入居者が所有する店舗の必要性や収支の状況等を毎期検討したうえで、賃料等の決定を行い、契約を行うことが必要であると考え。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課)</p> <p>次年度以降、契約の更新に当たっては、店舗の必要性や収支の状況を等を検討し、賃料等の決定をし、契約を行う予定である。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(支出関係)</p> <p>ア 指定管理料で取得した備品について</p> <p>平成26年3月31日現在の貸借対照表を閲覧したところ、建物、設備等は資産計上されているが、備品は資産計上の表示がなされていない。そこで、事務局長に質問したところ、一般会計での調達備品はないが、指定管理料で調達した備品はあるとの回答を得た。指定管理料で調達した備品は当団体に所有権があることが包括協定書に明記されている。当団体は平成18年度から指定管理者となっているが、その当時から指定管理料で調達した備品はすべて指定管理会計で費用処理されていた。「耐用年数が1年以上でかつ取得価格が10万円以上の備品」を再度調査して正しく資産計上すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課)</p> <p>「耐用年数が1年以上でかつ取得価格が10万円以上の備品」を再度調査し、平成26年度決算以降資産計上することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>④ 契約等について</p> <p>ア 契約に係る規程の整備について</p> <p>契約についての規程が作成されておらず、実務的には山口県会計規則に準じているとのことである。契約に係る手続書としては「競争入札等審査会設置要綱」、「競争入札等審査会事務フロー(別記第1号様式～別記第13号様式)」がある。体系としてはまず規程が存在し、その詳細を手続書等で規定するのが一般的であるので、契約に係る規程を作成し体系を整備する必要がある。その他「見積徴収に係る取扱いについて」という文書を過去に作成しているが、位置付けが曖昧であるためそれを明確にする必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課)</p> <p>平成19年3月22日付平18会計2017号で、「外郭団体が通常行う調達についても、県の取扱いに準拠することを指導すること」とされており、本財団もその取扱いを行っているところである。指摘の取扱い等については、平成27年4月、本県会計規則及び取扱いに準拠したものであることを「見積徴収に係る取扱いについて」に明記した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 別記第1号様式(執行伺及び見積徴取伺)について</p> <p>(ア)「支払方法及び根拠」で「2 概算払」「3 前金払」の根拠が規程集に綴じられた様式では「山口県会計規則」となっているが、実際に利用している様式は「会計規則」となっている。正しくは「山口県会計規則」なので、規程集に綴じられた様式を使用すべきである。</p> <p>(該当する契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高層棟及びアリーナ棟監視カメラ更新工事 ・イベントホール出入り口修繕工事 	<p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課)</p> <p>指摘後直ちに、規程集に綴じられた様式を使用するよう、文書によりセンター内に周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>

- ・端末伝送装置オーバーホール工事
- ・山口県貿易ビル外壁赤外線調査業務委託
- ・高層棟ゴンドラ修理工事（西側）
- ・外壁全面打診調査業務委託
- ・機械式駐車場設備修理工事
- ・タワー監視カメラ更新工事
- ・タワー空調設備改良工事

【指摘】

(イ) 脚注の記載について

規程集に綴じられた様式には脚注で「競争入札等審査会を開かない場合には、備考欄にその理由を記入すること」という記載があるが、開催していないにも関わらず備考欄にその理由の記載がない。

(該当する契約)

- ・イベントホール出入口口修繕工事
- ・端末伝送装置オーバーホール工事
- ・山口県貿易ビル外壁赤外線調査業務委託
- ・高層棟ゴンドラ修理工事（西側）
- ・外壁全面打診調査業務委託
- ・機械式駐車場設備修理工事

【指摘】

ウ 別記第2号様式（競争入札等審査会）について

規程集に綴じられた様式が使用されていない。規程集に綴じられた様式は「別記第2号様式」であり、表題は「競争入札等審査会」であるが実際に使用しているのは「別紙第2号様式」となっており表題も「指名審査会資料」となっている。また内容についても以下のように異なっており、実際に使用している様式では規程集に綴じられた様式と比べると項目が不足している。特に、重要と考えられる選考理由等が記載されておらず、規程集に綴じられた様式を使用して審査内容を充実したものとすべきである。

(該当する契約)

- ・高層棟及びアリーナ棟監視カメラ更新工事
- ・タワー監視カメラ更新工事
- ・タワー空調設備改良工事

【指摘】

エ 随意契約の根拠について

地方自治法施行令167条の2の規定により随意契約する場合、物品購入等の契約の方法の欄には記載しているが、「地方自治法施行令第167条の2第1項第○号の規定による、」の第○号の欄がすべて記載されていない。随意契約の根拠の理由がある以上、第○号まで記載が必要であると考え。

【意見】

オ 事務局長の専決について

山口県国際総合センター事務決裁規則第4条の2項

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)

指摘後直ちに、備考欄に競争入札等審査会を開かない理由を記載するよう、文書によりセンター内に周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)

指摘後直ちに、規程集に綴じられた様式を使用するよう、文書によりセンター内に周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)

指摘後直ちに、随意契約の根拠の理由として、第○号まで記載するよう、文書によりセンター内に周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)

指摘後直ちに、一件の金額が、100万

措置済み

では、事務局長が専決することができる事項は、概ね次のとおりとする。

・一件の金額が100万円未満の収入及び支出に関すること。

・一件の金額が50万円未満の物品の取得及び処分に関すること。

と規定されている。

しかしながら、100万円以上のものが、事務局長の決裁で処理されているものがあつた。規則どおり理事長が決裁すべきであると考える。

【指摘】

10 公益財団法人やまぐち農林振興公社

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について

ア 理事会における理事の出身団体の割合について

理事会における理事の出身団体の割合について検討を行った。平成26年8月7日現在で理事総数9名中、4名が県のOBであり非常に高い割合となっている。また、それらの理事は、理事長1名、専務理事1名、常務理事2名と理事会における重要な地位を占めている。その理由を質問したところ、統合した旧(財)山口県林業公社から2名、また、統合した旧(財)山口県農林開発公社から2名を県からOB理事として登用していた経緯があり、その名残が現在まで受け継がれていることによるとの回答を得た。公益認定を受け際も、県からの派遣ではなく県のOBという理由で特に問題とはされなかったそうである。しかしながら、理事会は当公社の重要な意思決定機関であり決議が公平になされているという外観を呈するためにも、バランスの良い理事の選任が望まれる。

【意見】

イ 理事会、評議員会の議事録について

それらの議事録を閲覧したところ、出席者については出席者数と評議員、理事、監事の氏名の記載があるが、欠席者については氏名の記載がなかった。理事会、評議員会は単に定足数を満たせばよいというのではなく、評議員等自らが積極的に出席して活発に議論をすべきものであるため、直ちに欠席者が分かるように欠席者名を記載すべきである。

【意見】

ウ 起案書における決裁日の記載もれについて

平成25年度の起案書の一部をサンプルとして入手して、その記載の状況を検討したところ、起案日の記載はあるものの、決裁日はすべて記載がなされていなかった。決裁日の記載は、その事案が決定されたことを証するものであり、仮に、起案日当日に決裁が下りたからといって省略してよいものではないと考える。

円以上の収入、支出及び50万円以上の物品の取得及び処分については、理事長の決裁となることを、文書によりセンター内に周知徹底を図った。

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)
平成27年6月の定時評議員会で改選を行い、県OBの理事を削減した。
(4名/9名→2名/9名)

措置済み

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)
平成27年3月25日に開催した定時理事会から、欠席者についても記載することとした。

措置済み

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)
監査日以降の起案書には、決裁日を記載している。

また、平成26年度の監査日以前の起案書についても決裁日を記載し整理した。

措置済み

【意見】

オ 情報公開について

ほぼすべての書類がインターネットで開示され、情報公開に対して意識の高さが窺われ評価できる。

ただ、「報酬等の支給の基準を記載した書類」も、そのまま公表すると誤解を与える恐れのある部分もあるので、注記等をつけて公開することが望まれる。

又、県は所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる

【意見】

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)
平成27年度の事業計画及び収支予算のインターネットでの公開時において、「役員等報酬規程」を併せて公開した。

措置済み

カ 当社の事業報告書の記載内容について

事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

【意見】

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)
平成26年度の事業報告から、事業計画との対比が可能なものについては、達成状況を記載した。

措置済み

② 現物管理について

ア 備品管理簿における取得年月日の記載について

備品管理簿上で、取得年月日欄の日付が、ほとんど3月末となっていた。理由を担当者に質問したところ、代金の支払日を記載しているとのことであったが、「取得年月日」は実際に物品が納品された日を記入すべきであり、支払日を記入するのは誤りである。また、3月末日に納品が行われたとすれば、その物品はその年度の事業に供することとならない。もし、新年度の事業に必要な物品の購入であれば、新年度の予算で購入する必要がある。

【指摘】

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)
取得年月日欄に誤って支払日を記入していたものについては、指摘後直ちに納品日(検収日)に訂正した。

措置済み

③ 出納(収入、支出)及び決算書について
(支出関係)

ア 物品の検収について

当社の財務規程第39条によると、物品の検収は、出納員のみが行うことになっている。しかし、実際の業務の運用については出納員以外の担当者が検収を行っているが、財務規程の周知が十分に行われていないことが原因であると思われる。規程の趣旨は、物品の受け入れに対して内部統制を有効に機能させるため、理事長が任命した出納員に限定して検収業務を行わせているものと考えられるため、早急に検収業務の体制を改めるべきである。

【意見】

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)
監査日以降、財務規程に基づき出納員が検収を行うこととした。

措置済み

(決算書関係)

ア 1年基準の適用について

長期未収金について一年内に回収される額(1,200,000円)については、1年基準に従って流動資産の未収入金に振替える必要がある。

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)
平成26年度決算から、一年内に回収される額については、流動資産(その他の未収金)に計上することとした。

措置済み

【指摘】

イ 償却原価法について

基本財産として保有している満期保有目的の投資有価証券については、重要性があるため、償却原価法を採用する必要がある。

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)
平成26年度決算から、特定資産と同様に基本財産についても、償却原価法を適用した。

措置済み

【指摘】

ウ 貸借対照表の流動資産に計上されている事業用地について

流動資産に計上されている「事業用地」は、農地流動化支援策の一つとして、売先が決定した土地について購入し、一旦は資産計上するが、速やかに購入者に引き渡すものである。そのため販売用の土地として、通常、在庫で保有することはない。期末に流動資産に計上されている事業用地は、買入と売却のタイミングがたまたま年度をまたぐ時のみ計上されるものである。しかし、平成25年度の決算額11,703,898円の内、8,703,898円は平成12年度の買入物件であり、購入後13年が経過している。これは、通常の事業のサイクルを逸脱した長期滞在在庫であり、流動資産に計上しておくことは相応しくない。また、当該事業用地については、低価法を採用して取得原価9,956,100円を8,703,898円まで切下げているが、過去に500万円程度で売り出しても売れなかった事実もあり、損失の繰延が行われている状態と考えられる。

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)
平成26年度決算から、現況に合わせて「畑」で評価替えを行い、帳簿価格(棚卸し額)を実現可能価格まで引き下げた。
(8,703,898円 → 4,374,312円)
また、流動資産(事業用地)から固定資産(土地)に振替計上した。

措置済み

「棚卸資産の評価に関する会計基準(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号)」によると、長期滞在在庫について正味売却価額を合理的に算定することが困難な場合には、①処分見込額まで切り下げる②一定の回転期間を超える場合、定期的に帳簿価額を切り下げるという2つの方法を認めている。従って、いずれかの方法で帳簿価格を実現可能価格まで引下げることが検討する必要がある。

【指摘】

④ 契約等について

ア 保育間伐事業の検査について

当公社の業務の委託先である森林組合が事業を完了したときは、森林組合は当公社へその旨を通知し、当公社は事業の検査を実施する。契約上、その検査には森林組合が立ち会うようになっているが、立会者の署名、押印はなく、立会者が誰なのか書類上明確でない。従って、検査に際しては森林組合の立会者の署名、押印を受けることが必要である。

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)
平成26年度の事業の完了検査分から、完了調査野帳に、立会者の氏名の記入を行った。

措置済み

【意見】

⑤ 事業の有効性、経済性、効率性について

ア 農地保有合理化事業に関する農地の早期処分について

当該農地については、草刈り等の維持管理に年額で

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)
平成26年度決算から、現況に合わせて

措置済み

20万円超の経費が生じており、また、この農地の買入額は9,956,100円であるが、平成25年度の当公社の売渡あっせん価格は8,703,898円である。事業報告書において、9,956,100円と8,703,898円の差額である1,252,202円は評価損として開示されている。しかしながら、当該農地は当公社にて保管されている資料の写真では、「田」としての機能を保有しているとは考えにくい現況にあるにも関わらず、「田」としての評価を行っている筆がある。現況に合わせて「畑」として評価を行うと評価額は4,509,600円となり、評価損額は5,446,500円となる。

また、当公社が当該農地を買い入れた際には、制度資金である全国協会からの無利息借入にて資金対応をしていたが、5年間の借受期間後からは年2.8%の金利が生じており、当公社が平成22年3月25日に当該借入金を返済するまでの利息の累計額は1,299,145円である。以上から考えて、当該土地の取得によって相当程度当公社に経済的負担が生じており、また、現在は未利用の遊休財産である。売却に関して、当該土地の所在地の農業委員会に問い合わせを行う等の活動を行っているが、適切な農業者が現れないと売却が出来ず、取引の成立は通常の土地よりも難易度が高いものと思われる。しかし、遊休地の維持管理に係る経費を考慮すると早期の処分が望ましく、新規就農者への処分等の新たなプランの検討が必要である。

【意見】

イ 担い手支援事業のうち、農林水産業の新たな担い手の確保・育成について

農林業新規就業ガイダンス開催の第1回目については来場者が70名であるが、アンケートの回収は32件であり、回収率が低く来場者のニーズを十分に把握できていないのではないかと思われる。また、当該セミナーは出展側からもアンケートを回収しているが、「参加者が少ない」との回答が散見されることから、来場者ニーズをくみ取っての対応策を考えることが必要である。

また、同ガイダンス開催の第2回目については、集落営農法人連絡協議会の総会において出展依頼を行ったとのことであるが、当該依頼についての起案書が保存されていなかった。出展は無料であることを考えると、出展の公平性を確保するためにも、当公社の起案書において出展依頼先を明確にしておく必要があると思われる。

【意見】

1.1 山口県漁業信用基金協会

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について

ア 監事の報酬について

総会で役員総額の枠を決めているが、理事と監事を分けて決めていない。監事の独立性確保のために、

「畑」で評価替えを行うとともに、流動資産（事業用地）から固定資産（土地）に振替計上した。

また、土地売払いについては、売渡あっせん価格を下げることで、早期売却へ向けて新たな取り組みを始めた。

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)
来場者の満足度を測るためにも、出口での呼びかけができるよう、職員を配置することとした。

また、今後、出展依頼をする際には、出展依頼先を明確にするため、起案書の作成及び保存を行うよう、周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課)

平成27年度分から、総会において、理事と監事の報酬の金額を別々に決定する

措置済み

理事と監事は別々に報酬の金額を決めるべきである。

【意見】

イ 監事監査について

「山口県漁業信用基金協会役員選任規程」では定数の2分の1の欠員が出た場合または理事会が必要と認めるときは補欠選任を行わなければならないと規定されている。1名の欠員は定数の2分の1の欠員には当たらないが、監事は法人の業務を適正化するために重要な機関であるから、欠員が出た状態で監査を実施する人数として十分か否かを判断し、補欠の選任が必要と認められた場合は、速やかに補欠の選任をすべきである。

【意見】

ウ 管理事務停止基準と求償権償却基準：規程の整合性について

求償権の償却基準と管理事務停止基準が整備されているが、双方に重複する内容の規定となっている。実際の実務運用では、求償権の償却基準に沿って償却が実施された後、3年間回収実績が無く経過した場合に債権管理事務停止となることである。つまり、求償権償却と管理事務停止とはその内容から質的重要性が異なり（管理事務停止基準の方が重度）、規定内容が重複することは通常考えられない。例えば、「生活保護法第12条から第18条までに規定する扶助をうけているとき」という規定が両基準に定められているが、逆に言えば、該当する場合には求償権償却を行うのか、管理停止となるのか明確とならないため、適用関係を明確にすべきである。

【意見】

オ 情報公開について

文書による事業報告書等はすべて情報開示がなされているが、インターネットでの情報開示はすべてなされていない。県民に対する積極的な情報公開のためにも、インターネットでの開示が望まれる。又、県は所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。

【意見】

② 現物管理について

ア 預金

山口県漁業信用基金協会会計規程32条（現金等の管理）において、その第6項には預金の条項が規定さ

こととした。

なお、平成27年度分については、平成27年6月18日の総会において決定した。

（主務課・室 農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課）

平成26年度決算に係る監査から、監査日について、監事全員が都合の良い日を設定することとした。なお、急な欠席の場合は、欠席者のみ別の日に監査を実施することとした。

なお、平成26年度決算に係る監査は、平成27年5月7日に実施したが、1名急遽欠席となったため、欠席者は5月11日に別途実施した。

また、監事に欠員が出た場合の取扱いについては、今後事案が発生したものから、補欠の選任が必要と認められた場合は、速やかに補欠の選任をすることとした。

（主務課・室 農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課）

求償権の償却基準と管理事務停止基準は、漁業信用基金中央会より全国の基金協会に対し示されており、単県での基準の変更が困難である。

求償権償却は会計上、管理事務停止は管理上の事であり、一連の処理ではないため、指摘の趣旨を踏まえ、実務運用（求償権償却実施後3年間回収実績が無く経過した場合に債権管理事務停止）を見直し、求償権償却と管理事務停止の手続きを相互に関連付けずにそれぞれの基準により対応する。

（主務課・室 農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課）

ホームページを開設し、事業報告書等を公表することとした。

（主務課・室 農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課）

会計規程は、漁業信用基金中央会より全国の基金協会に対し示されており、単県で

措置済み

措置済み

改善途中

改善途中

れているが、当該条項には預金の新規契約を結ぶ際の条文しかなく、預金の管理についての規定がない。

実際の業務の運用については、半期に1度、残高証明書と預金通帳との照合業務や、預金通帳残高と帳簿残高との残高照合業務を行っており、実際の業務の運用に即した、規程の整備が必要であると考え

【指摘】

イ 有価証券

預金と同様に、山口県漁業信用基金協会会計規程32条（現金等の管理）において、7項には有価証券の条項が規定されているが、当該条項には有価証券の保管に関する条文しかなく、有価証券の残高管理についての規定がない。実際の業務の運用については、残高証明書と帳簿残高との残高照合業務を行っており、実際の業務の運用に即した、規程の整備が必要であると考え

【指摘】

ウ 固定資産、備品

山口県漁業信用基金協会会計規程において、固定資産・備品等の現物管理についての規定が一切整備されておらず、規定の整備が必要であると考えられる。実際の業務の運用については、備品台帳が整備されており、その備品台帳に管理番号や数量の記載があり、現物には管理番号を記載した管理シールの貼付がなされ、資産を特定したうえで、数量の管理等、一定の管理はなされていた。しかし、備品台帳と現物との実地調査を行ったが、備品台帳に記載されている数量と現物の数量が一致しないものや、備品台帳に記載の管理番号と現物に貼付している管理シールの管理番号が一致しないものなどの不備が検出された。一致しないものについては、早急に検証し、対応することが望ましいと考える。

また、リース契約に基づいてパソコン等を使用しており、備品として資産に計上されるものではないが、備品等に準じて台帳を整備し、当該物品に管理シールを貼付し管理を行うことが必要であると考え

資産が実際に存在し、利用されていることを確かめるためには、毎年1回は台帳と現物との照合を行う必要があり、まずは規程を整備し、規程に基づいた業務の運用を行うことにより、資産の実在性を担保することが必要であると考え

【指摘】

エ 預金及び有価証券の運用について

預金及び有価証券の運用は当協会においては経常収益99,802千円のうち42,891千円と経常収益の42.9%を占めるほどの重要な業務である。そのため、預金・有価証券運用委員会において預金及び有価証券の運用方針を每期決定し、それに基づいて運用を行っている。

の措置の実施が困難である。

指摘の趣旨を踏まえ、実際の業務の運用に即した内規を整備することとした。

（主務課・室 農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課）

会計規程は、漁業信用基金中央会より全国の基金協会に対し示されており、単県での措置の実施が困難である。

指摘の趣旨を踏まえ、実際の業務の運用に即した内規を整備することとした。

改善途中

（主務課・室 農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課）

会計規程は、漁業信用基金中央会より全国の基金協会に対し示されており、単県での措置の実施が困難である。

指摘の趣旨を踏まえ、備品台帳と現物の検証を早急に行うとともに、毎年1回は台帳と現物との照合を行うことを内規で整備することとした。

また、リース契約をしているパソコンについて、備品等に準じて台帳を整備することとした。

改善途中

（主務課・室 農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課）

会計規定は、漁業信用基金中央会より全国の基金協会に対し示されており、単県での措置の実施が困難である。

指摘の趣旨を踏まえ、実際の業務の運用に即した内規を整備することとした。

改善途中

しかし、預金及び有価証券運用細則には「運用方針を決定し、それに基づいて運用する。」と判断できるような条項が見受けられなかった。実際の業務の運用に即した規程を整備することが必要であると考えている。

また、預金・有価証券運用委員会の開催時期についてであるが、年度によって、3月中に開催される年度もあれば、4月中に開催される年度もある。年度の運用方針を決定する重要な委員会であり、新しい年度が始まっている4月に開催されることは適切であるとはいえず、翌年度の運用方針は前年度中に行うことが望ましいと考える。

【意見】

③ 出納（収入、支出）及び決算書について

ア 出納関係の内部統制について

内部統制として、支出の全てを伺い書にて承認を得る運用がなされており、参事、理事長の決裁を得た上で支払いを行っている。平成25年度の伺い書を閲覧したところ全て適切に承認が得られており、支払の内部統制について問題はなかった。ただし、一部交際費支出の中の香典について伺い書のみで行っており、その証拠となる資料が添付されていなかった。支出の根拠として会葬礼状等を添付しておくことが望ましいと考える。

【意見】

⑤ 事業の有効性、経済性、効率性について

従って、新規漁業就労者に対して資金的支援を拡充するべく、新規漁業就労者が保証を得やすくするなどの信用補完政策やPRを行い、漁業振興という事業目的を遂行するべきであると考えている。これについては、漁業信金の自助努力では困難なため漁協や県の政策として漁業者の拡充が必須であると考えている。

【意見】

また、次年度の運用方針については、指摘の趣旨を踏まえ、3月中に決定することとし、平成27年度分については、平成27年3月26日に開催した。

（主務課・室 農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課）

交際費支出の中の香典について、平成27年4月1日取扱分より、支出の根拠として会葬礼状等を添付することとした。

措置済み

（主務課・室 農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課）

中小漁業者等の借入金に対する付保率向上に努め、漁業近代化資金についても可能な限り保証を行っている。水揚変動がある漁業の特性に鑑み、設備資金以外の資金に対する保証対応にも積極的に対応しているところである。

措置済み

行政、漁協系統等とも連携し、中小漁業者等に対する金融の円滑化と業務の拡充に更に努力して参りたい。

県としては、平成27年度から、漁業近代化資金の漁船資金等について、償還期限を延長し、漁業者にとって、より借りやすい制度資金に向けて改善を行ったところであり、引き続き、関係機関と連携し漁業者の拡充に努める。

12 公益社団法人山口県青果物基金協会

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について

ア 承認体制について

稟議決裁書類を閲覧したところ、すべての決裁について事務局長が起案をして、すべて事務局長の決裁となっている。すべての権限が一人に集中することは内部統制の観点から望ましいことではなく、非常勤であ

（主務課・室 農林水産部 農業振興課）

これまででは、起案者は責任者であることとしていたため、主担当者が稟議決裁書類を作成した場合においても、事務局長が起案していた。このため、指摘後、主担当者

措置済み

るとはいえ理事長、専務理事を含めた承認体制を再考する必要がある。また、現在は、稟議決裁規則等の定めがないため、早急に稟議決裁規則等を定めるべきである。

【指摘】

イ A団体と事務局長の出向契約について

職員は、現在（平成26年8月19日現在）、事務局長及び嘱託職員2名となっている。そのうち嘱託職員2名は、単年度契約で雇用契約書が作成されている。

事務局長はA団体と兼務での出向であるが、当協会が出向料を負担することなく人件費は全額A団体が負担している。また、出向契約が締結されておらず身分を明らかにするものがないが、事務局長は事務局の責任者であり、独立した法人としてその職位、権限及び責任について、A団体との間で明確にしておく必要がある。

【意見】

ウ 山口県青果物基金協会の運営体制等について

当協会の役員は全員非常勤である。そのうち理事長はA団体山口県本部運営委員会副会長であり、専務理事はA団体山口県本部本部長である。また、当協会はA団体の事務所の一部を借りしその業務を行っているが、借りしているのは独立の部屋ではなく、A団体と同じフロアで間仕切りによって区分が行われている。当協会は、主として農業協同組合に対する野菜等の価格差補給事業を行っているが、事務局長は農業協同組合と関連のあるA団体からの出向であり、出向料もA団体が負担するなど実質的にA団体の管理支配下に置かれて業務運営を行っているようにも思える。

そこで、当協会の存在意義について、県所管課の担当者に質問したところ、次のような回答を得た。「当協会は、青果物の生産及び出荷の安定を図り、県民等に安定的に供給できる産地を育成するには、協会が行う価格安定対策等に係る関連事業は必須である。なお、法律及び国の事業要領・要綱において、事業の実施主体は、各都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人と規定されている」との事であり、当協会の存在意義は理解できた。また、今後の協会の組織運営についての県所管課の考え方を質問したところ、次のような回答を得た。「将来的には、会員会費による運営で、専任事務局長及び専任職員による体制で業務を遂行していくことが望ましいと考える。しかし、管理運営費が基金の果実と中央団体からの助成だけであることから運営が厳しい状況の中では、事務局長は無報酬とならざるを得ず、引き続き、組織の円滑な運営に向け、管理運営費に係る中央団体からの助成額の拡大を要望するとともに、会員からの会費徴収の可能性について検討していきたい」との事であった。

しかしながら、補給金の算定根拠となる数量の把握については、A団体を經由した市場からの報告に基づ

が起案し、事務局長が決裁を行うよう改めた。

また、決裁方法については、文書管理細則に定めており、平成27年7月7日に必要な見直しを行った。

（主務課・室 農林水産部 農業振興課）

青果物基金協会とA団体とで、権限及び責任等について協議を行っている。

改善途中

（主務課・室 農林水産部 農業振興課）

平成26年11月に開催された中央団体及び各県協会等会議において、中央団体から協会に対する助成額の拡大を要望した。

また、平成27年9月の理事会において、会費の徴収方針を決定した。

措置済み

き関係農業協同組合に確認されているものの、全面的に頼らざるを得ない状況下である。できれば、事務局長は独立した第三者を登用してその業務を遂行するのが理想であり、そのためには管理運営費に係る中央団体からの助成額の拡大を要望するとともに、会員からの会費徴収の可能性などを早急に検討することが必要である。

【意見】

エ 社員総会の招集の決定及び招集について

社員総会の開催については、理事会において決定し、理事長が一週間前までに社員に対し招集通知を発しななければならないこととなっている。これは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（公益法人にも適用）第38条、39条及び定款に定められたものである。

従って、遅くとも社員総会の一週間前までに理事会を開催し社員総会の招集を決定し、社員に招集通知を発しななければならない。しかながら、従来から当法人は、当日午前中に開催した理事会で、午後から開催される社員総会の開催を承認することが慣例であるが、これは法令及び定款違反であるため改める必要がある。

【指摘】

オ 個人情報の保護及び情報公開について

個人情報の取扱いに関する規程は整備されておらず、また検討した形跡も見当たらない。業務上知りえた個人情報を管理することは事業者としての義務であり、情報が漏えいすると信用の失墜に繋がることから早急な対応が必要である。

【意見】

カ 規程の整備について

現在作成を検討中の規程の中に、給与規程と固定資産管理規程がある。個人情報管理規程や情報公開規程も今後作成の予定であるが、これらの規程は重要と思われることから早急に作成されることが望まれる。

【意見】

キ 監事の監査報告書について

監事の監査報告書が記名押印となっており、これは定款に違反するものではないが、監査報告書の真実性及び監査の信頼性を確保するためにも、各監事は自署したうえで押印することが望ましい。

【意見】

ク 職務担当者の配置換えについて

人的体制は担当職員2名体制であることから、3年ごとに相互の職務を交代させることも考えられる。「ジョブローテーション」を制度化した場合、その運用にお

(主務課・室 農林水産部 農業振興課)

平成26年度第1回理事会(平成26年9月22日開催)及び第2回定時総会(平成26年10月16日開催)から改善した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 農業振興課)

個人情報管理規程を作成する。

改善途中

(主務課・室 農林水産部 農業振興課)

各規程を作成する。

改善途中

(主務課・室 農林水産部 農業振興課)

平成25年度決算における監事の監査報告書(平成26年8月29日)から、各監事は自署したうえで押印を行うよう改善した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 農業振興課)

会計事務所によるOJT研修を実施するなど、会計事務のスキルアップを図り、将来のジョブローテーションを見据えた

措置済み

いて支障が生じ、結果として制度との不整合が発生することが推察される」との記載があるが、もし会計業務等が未熟であれば、3年間の間に習熟してもらうことも可能であると考える。

【意見】

ケ 情報公開について

報酬等の支給の基準を記載した書類も、誤解のないように注記などを加えた上で公開することが望ましい。

又、県は所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。

【意見】

コ 当団体の事業報告書の記載内容について

事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

【意見】

② 現物管理について

ア 現金及び預金の残高確認について

「会計処理規程」では、「現金は毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、預金は毎月末日の残高を残高証明書と照合してその正確を期さなければならない。」と規定している。預金については、毎月末日を基準日として残高証明書と帳簿残高の照合が行われ適切に照合が実施されている。しかし、現金については、毎月末日に金種票を作成し帳簿と照合しているが、日々の帳簿との照合は行われていない。会計規程どおり、日々残高を帳簿と照合するか、それとも規定を改めて毎月末に金種表と帳簿残高の照合を実施するかである。どちらにしても、規定の順守は必要である。

【指摘】

1.3 一般社団法人無角和種振興公社

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について

ア 監事監査の有効性について

監事の監査報告書を検討した。付属明細書が作成されていないにも関わらず、監査報告書のひな型をそのまま流用したのか、監査報告書には「付属明細書についても監査した」との記述がある。監事監査の有効性に疑問が生じる。

【指摘】

イ 書類等の保管について

現在、当公社は阿武町経済課内に公社の事務局を設置しており、また、阿武町経済課の職員が阿武町の業

人材育成を行っている。

(主務課・室 農林水産部 農業振興課)
報酬等の支給の基準を記載した書類は、誤解のないように注記等を加えた上で公開する。

改善途中

(主務課・室 農林水産部 農業振興課)
平成26年度事業報告書から改めた。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 農業振興課)
指摘後直ちに会計処理規程どおり日々残高を帳簿と照会するよう改善した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 畜産振興課)
平成27年4月の平成26年度決算から、付属明細書を含めた監事監査を実施することとした。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 畜産振興課)
指摘後直ちに、「文書取扱規程」に基づき関係書類を一定の場所で保管すること

措置済み

務と公社の業務を兼務している。公社は阿武町の業務の延長線上にあるようなものであり、兼務はやむを得ないと考えるが、書類の保管場所を明確に区分することや、事務用品等のそれぞれの予算で購入した物品については、明確に区分して管理する必要がある。

【意見】

ウ 職務担当者の配置換えについて

業務体制は事務局員と事務局長の2名であり、事務局員がこれらの業務を重複して行わざるを得ない状況にある、という事は理解しえる。また、町の人事異動に伴い、担当職員が入れ替わるとの事であり、適時な職務担当者の配置換えという観点からは有効と思われる。

しかしながら、購買規程が整備されていない、賃貸借契約書の保管状況に問題がある、会計処理の誤りの指摘がある等のため、従来以上に業務内容のチェックが必要と考える。

【意見】

エ 情報公開について

定款、役員名簿及び社員名簿はインターネット上で情報公開するのが望ましい。

又、県は所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。

【意見】

オ 当団体の事業報告書の記載内容について

事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

【意見】

(役員会等に関する事項)

理事会、総会、それぞれについて、期日、開催場所が記載されているのみであり、どのような内容の決議が行われたのかの記載がされておらず、不十分である。

【意見】

② 現物管理について

ア 預金残高の確認について

預金残高については、通帳、残高証明書により、期末残高を把握し、会計帳簿と記録照合をすべきである。

【指摘】

イ 備品の管理について

備品の管理については、物品表示票（以下「シール

や、「会計処理規程」に基づき物品の区分管理を徹底した。

(主務課・室 農林水産部 畜産振興課)

契約事務や会計処理に当たっては、事務局会議において「事務決裁規程」等に基づく理事長及び事務局長によるチェック体制を再徹底した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 畜産振興課)

指摘後直ちに、定款、役員名簿及び社員名簿をホームページに掲載した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 畜産振興課)

平成27年4月の平成26年度事業報告から、事業の達成状況を事業報告書に記載するよう改善した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 畜産振興課)

平成27年4月の平成26年度事業報告から、理事会及び会員総会への提出議案や審議結果を報告書に記載するよう改善した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 畜産振興課)

平成27年4月の平成26年度決算から、通帳及び残高証明書により期末残高を把握した上で、会計帳簿との整合性が図られるよう徹底した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 畜産振興課)

備品等を適正に管理するために「会計処

改善途中

等という。」をそれぞれ現物に貼付しているが、当会社の会計処理規程では、シール等で管理することが明確になっていない。当会社においても、シール等で管理する方が現物と備品台帳との対応関係が明確となり望ましいので、会計処理規程の改定等を検討する必要がある。

【意見】

ウ 固定資産の減価償却費の計上漏れについて

固定資産台帳を検討していたところ、その一部に減価償却費の計上漏れがあった。平成9年3月に新規取得した備品であり、毎年度減価償却すべきであったため、会計処理上修正が必要である。

【指摘】

エ 減価償却に関するプログラムのミスについて

除却処分した牛に関する固定資産台帳について、減価償却の履歴が欠落している。これは電算上のプログラムのミスと思われるので、早急にプログラムを修正する必要がある。

【指摘】

オ 固定資産台帳における所有区分の明確化について

固定資産台帳において、当公社所有分と阿武町所有分が明確でない。この原因は、当公社所有の建物を、阿武町の公金で改修、増築したためであるが、固定資産台帳において所有区分の明確化の必要がある。

【指摘】

カ 公印台帳について

「一般社団法人無角和種振興公社公印規程」第5条（公印台帳）では、「事務局長は、公印台帳（別記第1号様式）を備えなければならない」と規定されている。公印は、その印影を押すことにより当該文書が真正であることを認証するため、同規程に基づき公印台帳を整備して不正使用の防止を図る必要がある。

【指摘】

キ 牧草等の管理について

えさである牧草等が「野ざらし」の状態である。また、決算日に実地棚卸を行っているが、受け入れ、払い出し、残高を管理する継続記録法を合わせ用いる事により、在庫管理をすることが望ましい。なお、棚卸実施要領等を作成していないが、同要領等を整備して、棚卸日、担当者名、数量、品質状態等を記載した棚卸実施報告書を作成して、その結果を明らかにする必要がある

【意見】

理規程」を見直すこととした。

（主務課・室 農林水産部 畜産振興課）
平成27年4月の平成26年度決算に合わせて、会計処理の修正を行った。

措置済み

（主務課・室 農林水産部 畜産振興課）
指摘後直ちに調査した結果、入力方法の手違いが原因であると判明したことから、平成26年度決算に合わせて修正を行った。

措置済み

（主務課・室 農林水産部 畜産振興課）
平成27年4月に固定資産台帳を再整理し、所有区分を明確化した。

措置済み

（主務課・室 農林水産部 畜産振興課）
指摘後直ちに、「公印規程」に基づく公印台帳を整備した。

措置済み

（主務課・室 農林水産部 畜産振興課）
指摘後直ちに、草地周辺に一時貯蔵していた牧草（サイレージ）は牛舎に搬入した。また、平成27年6月に新たに「棚卸資産管理要領」を定め、購入飼料等の受払簿を整備するとともに、期首・期末における棚卸実施報告書を整備するよう改善した。

措置済み

③ 出納（収入、支出）及び決算書について

ア 会計処理規程の改定について

会計処理規程第24条で、「支払の場合には相手先の受領書の收受を必ず行わなければならない。」と規定している。そして、支出命令書兼支出伝票には支払相手先から受領印をもらう様式となっている。

従って、規程上は、銀行振込したものに対しても相手先から一様に受領印をもらわねばならないと読み取れるが、実際は、銀行振込したものについては、金融機関の発行する振込受領書で代用している。これは、規程に反した処理となるが、実務上は、請求書と振込受領書を証憑書類とすることで問題ないと考えられることから、規程を実務に合わせて改訂する必要がある。

【指摘】

（主務課・室 農林水産部 畜産振興課）
会計処理の実態に合致するように「会計処理規程」を見直すこととした。

改善途中

イ 素牛生産業務である子牛の購入手続について

購買規程等が整備されていないため、発注何書や検収書等の様式がなく、また、購入手続も具体的に定められていない。子牛の購入について監査したところ、購入時や検収時に上司による確認と承認の書類等が残されておらず、購入予定の子牛について現物確認をした担当者が上司に口頭で報告し、口頭で承認を得ているということであった。子牛は購入後に資産計上されることもあり、重要性の高い購買活動と言える。

従って、発注何書等により上司の確認と承認を得ること及び、検収結果についても上司の確認と承認を得てから支払手続に入ることが必要と考えるため、購買手続きについて規程の整備が必要である。

【指摘】

（主務課・室 農林水産部 畜産振興課）
「会計処理規程」を見直し、適正に処理することとした。

改善途中

ウ 固定資産の売却について

固定資産の売却益768,794円が事業収益に計上されていたが、固定資産売却益については、経常収益の部ではなく、（大科目）経常外収益 固定資産売却益（中科目）繁殖牛売却益を設けて表示しなければならない。

また、固定資産の処分については、規程ではすべて理事長の決裁が必要となっているが、1件（9月24日廃用牛販売）が事務局長の決裁となっており規程に違反していた。

【指摘】

（主務課・室 農林水産部 畜産振興課）
平成27年4月の平成26年度決算から、固定資産の売却収入は経常外収益（又費用）で計上するよう改善した。また、会計処理手続きが間違っていた廃用牛販売1件については、修正を行った。

措置済み

エ 正味財産増減計算書における総額表示について

「阿武町土づくり事業推進費補助金」は、農家の費用負担分に対し半額を補助金として支給するものであり、収入は総額で認識し、補助金を費用として認識すべきであった。しかしながら、堆肥販売収入は、補助金額を除いた半額分のみしか計上されていない。その結果、堆肥販売収入が約2,912千円程少なく、また費用が同額少なく計上されていたため、総額表示に留意が必要である。

（主務課・室 農林水産部 畜産振興課）
平成27年3月の平成26年度補正予算及び平成26年度決算から、補助事業に係る収入及び費用について総額表示するよう改善した。

措置済み

<p style="text-align: center;">【指摘】</p> <p>オ 注記事項の記載もれについて 「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」、「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の記載がされていない。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部 畜産振興課) 平成 27 年 4 月の平成 26 年度決算から、財務諸表に対する注記に「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」、「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」を記載するよう改善した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【指摘】</p> <p>カ 「付属明細書」の作成について 付属明細書は作成が義務付けられている。また、監事監査について、付属明細書が作成されていないにもかかわらず、監査報告書に付属明細書について監査した旨の記載があり、監査報告書の信頼性が疑われる。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部 畜産振興課) 平成 27 年 4 月の平成 26 年度決算から、付属明細書を含めた監事監査を実施することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>④ 契約について ア 決裁日の記載について 起案書への決裁日の記載がない。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部 畜産振興課) 指摘後直ちに、起案書の修正を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ D社との委託契約について D社との委託契約が自動更新されているが、個人情報保護、暴力団排除条項の記載など、法令改正や、社会情勢に応じて契約条項の見直し等が必要と考える。 また、県は公社に対して、契約書の記載事項ほかの会計手続きに関する改正等について、適切に連絡、指導すべきである。 さらに、D社とは牧場の整備管理等の委託契約であるが、単価の見直し等が行われておらず、当初締結した契約内容が長く続いている。燃料等、経済動向により実態は大きく変動するものもあり、契約内容を毎期検討する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部 畜産振興課) 契約書に係る条項を見直すとともに、毎年度契約内容を検討していくこととした。</p>	<p>改善途中</p>
<p>ウ 雇用契約書等の作成について 牧場長のみが正職員であるが、たとえ一人であったとしても雇用契約書、就業規則、給与規程等の作成は必要であり、しかも、実態に合った規程の作成が必要と思われる。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部 畜産振興課) 必要な関連諸規定の整備を検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>エ 当社が賃借りしている物件の賃貸借契約書の保管状況について 牧場である繁殖センターの土地は、阿武町からの賃借りである。また、建物である堆肥発酵施設、水分調整貯蔵所は阿武町から、管理舎は全農からの賃借りである。すべての物件について、賃貸借契約書の確認を行ったところ、一部についての契約書が見当たらない。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部 畜産振興課) 平成 27 年 6 月、賃貸借契約書類の再確認を行うとともに、不足する契約書類を整備した。</p>	<p>措置済み</p>

かったため、書類の保管について留意が必要である。

【意見】

1.4 一般財団法人やまぐち森林担い手財団

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について

ア 理事会の議事録について

平成26年3月17日開催の理事会議事録における理事の出欠について、出席5名、欠席1名と記載されているが、実際には出席4名、欠席2名であった。議事録の作成時での入力誤りであり、確認の徹底が必要である。

【意見】

(主務課・室 農林水産部 森林企画課)
理事会議事録の作成について、監査後初めて開催する平成27年3月16日開催の理事会から確認を徹底した。

措置済み

イ 派遣に関する協定書について

当財団は、山口県森林組合連合会から職員の派遣を受けており、「派遣についての協定書」の締結日を平成26年4月1日とすべきところ、1年前の日付(平成25年4月1日)となっていた。年度毎の協定であり、前年度の協定書を基に作成しているが、その際に日付を変更することを失念したことによるものである。また、同協定書について承認手続きが行われているが、承認手続きの際に、同協定書の案が添付されていない。書類の作成時には確認の徹底が必要であり、また、承認手続き時には承認の対象となる書類の添付が必要である。

【意見】

(主務課・室 農林水産部 森林企画課)
平成27年4月1日からの山口県森林組合連合会との職員派遣の協定締結の際には、協定書(案)の添付と書類確認を徹底するよう指導し、承認手続きの改善を図った。

措置済み

ウ 理事会における理事の同意について

平成26年6月18日の理事会は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第197条において準用する同法第96条に基づき、決議があったものとみなされ議事録が作成されているが、理事の同意の意思表示は口頭で行われており、法律で定められた書面又は電磁的記録がない。法人法及び定款の規定の確認を十分に行う必要がある。

【指摘】

(主務課・室 農林水産部 森林企画課)
指摘を踏まえ、監査後初めて開催する平成27年3月16日の理事会から、理事会での決議すべき事項について議決に加わることのできる理事の同意の意思表示について書面記録を取り改善を図った。

措置済み

エ 当財団が実施する公告方法について

定款第38条において、「公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う」と規定しているが、貸借対照表の公告が行われていない。公告方法について、再度、確認が必要である。

【意見】

(主務課・室 農林水産部 森林企画課)
定款に基づき、貸借対照表の公告については平成27年6月27日開催の評議員会終了後から主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示し改善を図った。

措置済み

オ 貸借借契約書の作成について

当財団は、山口県森林組合連合会から事務所を賃借しているが、貸借借契約書を作成しておらず、年1回、同連合会からの請求書により精算が行われている。以

(主務課・室 農林水産部 森林企画課)
平成27年4月1日からの山口県森林組合連合会との貸借借契約については、契約書を作成し契約締結を行った。

措置済み

前は賃借料を支払っていなかった時期があり、取引の適正化のために賃借料を支払うようになったが、その際に請求書のみで処理したことが続いていた。賃貸借契約書を作成した上で処理する必要がある。

【意見】

カ 事務局長の選任の決議について

定款第34条第3項において「事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任命する」と規定されているが、理事会の議事録に事務局長の決議の記載がない。定款の規定についての十分な確認が必要であり、又、現在の事務局長について、速やかに理事会の決議を受けることが必要である。

【指摘】

(主務課・室 農林水産部 森林企画課)
指摘の趣旨を踏まえ、定款の規定を十分確認し、監査後初めて開催する平成27年3月16日の理事会において決議を受け改善を図った。

措置済み

キ 事務局長の職位及び権限について

「事務規程」において、理事長の決裁事項が規定されている。同規定第5条において、決裁権者が不在の時の場合の代決者が規定されており、そこでは、決裁者「理事長」、第1代決者「副理事長」、第2代決者「事務局長」とされている。同規程の理事長決裁事項には「理事会の召集及び議案の提出に関すること」「予算の編成及び決算に関すること」等が規定されているが、果たして、事務局長が理事会の召集及び議案の提出等を代決してよいものか否かを再検討する必要があると思われる。

【意見】

(主務課・室 農林水産部 森林企画課)
理事長の決裁事項と事務局長の代決権について検討が行われた結果、事務局長を代決者から外すよう事務規定の見直しについて、平成27年6月15日の理事会で決議され改善が図られた。

措置済み

ク 職務担当者の配置換えについて

ジョブローテーションに関する方針を明確に定めることが望ましい。

【意見】

(主務課・室 農林水産部 森林企画課)
検討した結果、当財団は少人数のためジョブローテーションは不可能であるがチェック体制を強化することにより引き続き透明性を確保していく。

措置済み

ケ 情報公開について

定款、役員名簿、事業報告書、事業計画書及び収支予算書をインターネット上で情報公開するのが望ましい。

又、県は所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。

【意見】

(主務課・室 農林水産部 森林企画課)
意見を踏まえ、平成27年6月27日の評議員会終了後、当財団ホームページにより情報を公開した。

措置済み

コ 当団体の事業報告書の記載内容について

事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

【意見】

(主務課・室 農林水産部 森林企画課)
平成26年度の事業報告書から事業計画とを対比し達成状況を記載することとした。

措置済み

③ 出納(収入、支出)及び決算書について

ア 助成金の申請金額について

当財団が交付する助成金は、制度によっては助成金の申請単位が、1円単位や100円未満切り捨てなど様々である。申請する組合側の認識不足もあるが、切り捨ての単位を誤って申請し、少額ではあるが、結果として受給できる助成金額よりも少なく申請しているケースがあった。当財団では、当該申請書をそのまま受理し、当該申請金額にて助成金を交付していたが、公平性の観点から、助成する側としても助成金額の申請に対して申請する組合等への指導等を行い、公平な助成を行えるようにする必要があると考えられる。

【意見】

イ 助成金の申請金額の検証業務について

当該貸金台帳に記載している社会保険料等の金額に基づいて、助成金の金額が決定されるものであるが、申請者の提出した貸金台帳に記載の社会保険料等の金額の妥当性を検証することなく助成金の支給を行っている。現在の業務の運用方法では、申請者側が誤って算出した社会保険料等の金額により、助成金の申請金額を記載した場合でも、誤った金額で助成が行われてしまう可能性がある。財団側での検証が行われる業務体制の整備が必要であると考えられる。

【意見】

ウ 決算書について

(ア) 貸付金等の流動、固定区分について

貸付金は森林組合へ対するものである。また、借入金は林業促進資金貸付金制度で山口県からの資金をそのまま森林組合に貸付けるものであるが、決算書上、全ての貸付金が流動資産に、また、すべての借入金が流動負債で表示されており、1年基準が適用されていない。決算日後1年を超えて回収及び返済される金額については、固定資産及び固定負債で表示すべきである。

【指摘】

(イ) 定期預金の流動、固定区分について

平成25年度末の定期預金の残高は4,498,105円であるが満期が5年であり、その満期日は平成28年6月8日である。現在は流動資産に表示されているが、満期日が決算日後1年を超えているため長期性預金として固定資産として表示すべきである

【意見】

(ウ) 有価証券について

有価証券は、平成28年3月20日償還の第227回10年利付国債であり、満期保有目的の債券である。取得価格は218,402,800円であり、取得価格をもって貸

(主務課・室 農林水産部 森林企画課)

申請者である組合側へ再度、制度内容の周知及び指導を行った結果、平成26年度以降、助成金額の申請が適切に行われ、改善が図られた。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 森林企画課)

指摘後直ちに、財団へ助成金申請の際に申請者側は必ず貸金台帳及び標準報酬決定通知書を提出するよう指導し、貸金台帳により申請者の支払金額を確認し、さらに金額の妥当性を検証するため標準報酬決定通知書と比較する方法をとることとし、改善を図った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 森林企画課)

意見を踏まえ、1年基準を適用し決算日後1年を超えて回収及び返済される金額については、貸付金を固定資産、借入金を固定負債として表示し、決算日から1年以内に回収及び返済される金額については、貸付金を流動資産へ借入金を流動負債として表示することとし、平成27年6月15日開催の理事会決議後から改善を図った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 森林企画課)

意見を踏まえ、満期日が決算日後1年を超えているため長期性預金として固定資産として表示することとし、平成27年6月15日に開催する理事会から改善を図った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 森林企画課)

運用中の有価証券は平成28年3月20日をもって満期となるため、平成27年末までには資金の管理・運用の方法について

改善途中

借対照表価額としているが、償還金額は220,000,000円であることから償却原価法を適用して、取得価格と償還金額の差額については取得から償還までの期間に対応させて受取利息を計上すべきである。

【意見】

(エ) 正味財産増減計算書の表示について

正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に区分する必要があるが、「正味財産増減の部」のみの記載である。一般正味財産なのか指定正味財産なのか当該計算書からは判断できないため、正しく区分表示する必要がある。

【指摘】

(オ) 財務諸表に対する注記について

記載が要求されている注記の内、「重要な会計方針」の「消費税の会計処理」と「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の記載がない。その他、記載はあるが合計欄がない等、様式に従った表示となっていないため、留意が必要である。

【指摘】

(カ) 財産目録について

財産目録は当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、使用目的、価額等を詳細に表示することが求められているが、使用目的や価額の詳細が記載されておらず、財産目録としての機能を果たしていない。

【指摘】

(キ) 付属明細書について

付属明細書は公益法人会計基準（20年基準）において作成しなければならないが、作成されていない。また、監事の監査報告書において、作成されていない付属明細書について監査した旨の報告がされており、監事監査の信頼性に疑問がもたれる。

【指摘】

④ 契約等について

ア 財団の契約手続きに関する規程について

「一般財団法人やまぐち森林担い手財団財務規程」第20条では「契約の締結は、山口県会計規則に準じて行う。」という規定があるが、以下のような問題がある。

「平成25年度森林・林業人材育成加速化事業研修業務委託」の契約書を閲覧すると、山口県会計規則第129条第2項に定める契約書記載事項のうち、「契約保証金（4号）」「監督及び検査（7号）」「履行の延滞その他債務の不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の

理事会で方針を決定する必要があるが、今後の運用方法の方針決定と決算書への受取利息等の適切な計上方法について指導を行う。

(主務課・室 農林水産部 森林企画課)

指摘の趣旨を踏まえ、平成27年6月15日に開催した理事会から、正しく区分表示するよう改めた。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 森林企画課)

指摘の趣旨を踏まえ、平成27年6月15日に開催した理事会から、様式に従って表示するよう改めた。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 森林企画課)

指摘の趣旨を踏まえ、平成27年6月15日に開催した理事会から、財務諸表に対する注記について記載がないものや合計欄がない等について様式に従った表示を行うよう改めた。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 森林企画課)

指摘の趣旨を踏まえ、包括外部監査後直ちに監事監査について適切に審査を行うよう監事へ指示するとともに、平成27年6月15日に開催した理事会から、財産目録の表示方法に使用目的や価額の詳細を記載することや、公益法人会計基準（20年基準）に基づき付属明細書を作成するなど適切に監査報告を行うよう改善を図った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 森林企画課)

意見を踏まえ、財団の規模・人員に配慮し財団独自の契約事務に係る規程整備について検討が行われた結果、事務規程の見直しについて、平成27年6月15日の理事会で決議され改善が図られた。

措置済み

損害金(8号)」の記載がない。加えて「その他契約担当者が必要と認める事項(12号)」の一つとして、別途取扱要領等で示されている暴力団排除条項、その他に個人情報取り扱い条項も記載がない。

さらに、当該契約は、随意契約によっているが山口県会計規則第165条の3(随意契約によることが出来る場合の手続)、第166条(予定価格の決定)、167条(見積書)などの手続きが行われていない。

財団は「山口県会計規則」及びその運用内容を十分把握して、契約の締結に遺漏のないようにすべきである。

県は財団に対して、契約の締結ほかの会計手続きに関する改正等について適切に連絡、指導すべきである。

また、現状では山口県会計規則に従った手続きを行わないと規程に違反することになるが、財団の規模・人員に配慮した財団独自の契約事務に係る規程を整備することも検討する必要がある。

(該当する契約)

平成25年度森林・林業人材育成加速化事業研修業務委託

【意見】

1.5 公益社団法人山口県栽培漁業公社

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について

ア 総会運営について

総会の委任状を閲覧したところ、白紙委任状が散見された。会員に、委任する者を記載してもらうよう注意喚起が必要である。

【意見】

(主務課・室 農林水産部 水産振興課)

平成27年3月25日開催の平成26年度第1回臨時総会から、白紙委任状が発生しないよう徹底を図った。

その結果、当日の臨時総会では白紙委任状は見受けられなかった。

措置済み

イ 理事会運営について

平成25年6月26日の定時総会で改選されて選任された理事のうち、理事会に一度も参加していない理事や出席率の低い理事がいる。理事会は法人運営上重要な機関であるので、出席率の向上を図る必要がある。

【意見】

(主務課・室 農林水産部 水産振興課)

平成27年3月9日の理事会から、予め出席率の低い理事に対し1ヶ月程度の動向を聴取した上で、理事会開催日程を可能な限り調整し、出席率の向上を図っている。

措置済み

ウ 監事監査について

監事は理事会に出席するほか、年1回監査会という形で業務監査および会計監査を実施しており法定の監査報告書を提出している。監事監査についての書類は法定されている監査報告書のみであり、責任を果たした事実を明確にするためにも、監査の時期・範囲・詳細な実施事項を文書化しておく必要がある。

【意見】

(主務課・室 農林水産部 水産振興課)

平成27年3月9日に監事監査規程を制定した。

措置済み

エ 山口県水面活性化地域協議会について

(ア) 同協議会が利用する公社の建物について

公社の管理・研修棟の管理室に公社の事務局がある

(主務課・室 農林水産部 水産振興課)

平成27年度から、「山口県水面活性化地

措置済み

が、その一角に「山口県水面活性化地域協議会」の事務局を置いており、指定管理財産である建物の一角を協議会が利用している。公社の建物を他者が利用することは想定されており、今後利用にあたっての事務手続きや利用料等の扱いなどを県と協議しておく必要がある。

【意見】

(イ) 山口県水面活性化地域協議会への貸付について
資金の貸付けについては、当公益法人の主たる業務ではなく、通常の業務の範疇ではないと思われるため、理事長の決裁を得る必要があると考える。なお、平成26年度についても同様の貸付けが行われているが、これについては理事長の決裁を得ている旨の回答を得た。

また、この貸付けについては契約書が作成されていない。事務局が同一の場所ではあるものの、異なる経済主体間の貸付けについては契約書が作成されるべきである。また、公益社団法人として、その目的事業に使用すべき資金が一時的にでも貸付金として使用されるということは望ましいことではない。協議会の事業を行う時期や国からの交付金が交付されるタイミングを変更することにより、公社の資金を借り入れることがないように運用することが可能であればそのような対応が望ましい。

【意見】

オ 予算支出超過の理事長承認について

平成25年度においては、平成26年3月の理事会及び総会において補正予算が承認されている。しかし、平成25年度の決算において、当該補正予算に対して支出が超過している項目が存在している。この場合には、規定第19条の承認が必要となるが口頭での承認が行われており、伺い書形式での文書での承認はなされていない。理事長の予算に対する執行責任を明確にするためにも文書での承認を行うべきである。

【意見】

ク 情報公開に関連する事業報告書の記載内容について

理事会については、何も記載がされておらず、その開催年月日、出席者数、議事及び協議事項等を記載して、その状況を明らかにすべきと考える。

【意見】

ケ 月例報告書の作成、提出について

月例報告書の作成について、協定書では「毎月以下の各号に定める報告書を作成し、翌月10日までに提出しなければならない」と規定しているが、提出期限が守られていない月が5カ月あった。また、月例報告

域協議会」から山口県公有財産規則に基づく行政財産使用許可申請を提出させるとともに、使用料を徴収することとした。

(主務課・室 農林水産部 水産振興課)
国から「山口県水面活性化地域協議会」への交付金交付は、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱で規定されており、その時期を変更することは困難である。

なお、平成26年度から貸付については理事長決裁としているほか、平成27年度は、平成27年4月28日付けで貸付に係る契約を締結した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 水産振興課)
平成27年3月5日付けで、「やむを得ない事由による支出予算科目間の流用」を行う場合には、会計処理規程に基づき、文書による理事長承認を得よう、栽培漁業公社を文書指導した。

なお、平成26年度予算の流用については、文書により平成27年3月27日付けで理事長の承認がなされている。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 水産振興課)
平成26年度事業報告書から、新たに「理事会」に関する項目を新設し、回次・開催年月日・開催日現在理事数・出席理事数・出席監事数・議事事項・可否の別を記載するよう様式を改正した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部 水産振興課)
平成26年度の月例報告書は全て提出期限内に提出した。

また、決裁日については、平成26年10月以降、必ず記入することとした。

措置済み

書の起案文書について、決裁日の記入がすべての文書になかった。決裁日は組織としての意思決定の日として重要であるため、必ず記載する必要がある。決裁日の記入については、当公社の公文書取扱規定第24条（決裁日の記入）でも規定されている。なお、平成23年度の月例報告書では、その提出日、提出方法も不明であった。

包括協定書第39条（月例報告書の作成等）

乙（当公社）は、毎月、次の各号に定める報告を作成し、翌月10日までに甲（県）に提出しなければならない。

- ・ 毎月の種苗生産進捗状況報告書（様式は別々に定める）
- ・ 水産動植物の種苗生産見込み報告書（様式1）
- ・ 水産動植物種苗の配布報告書（様式2）

【指摘】

② 現物管理について

ア 現金・預金

(ア)（金銭の残高照合）25条

「現金の残高照合は毎日行う」という規定があるが、実際には現金の動きがあった日のみ実施しており、規定に準拠して業務を運用するか、規定を実際の業務の運用に合わせて整備することが必要であると考ええる。

【指摘】

（主務課・室 農林水産部 水産振興課）
平成26年10月以降、規定どおり現金の残高照合を毎日行うこととした。

措置済み

(イ)（金銭の残高照合）25条

現在の業務の運用上、年度末に銀行残高証明書と帳簿残高との照合を行っているが、規程には当該条文は整備されておらず、実際の業務の運用に合わせて整備することが必要であると考ええる。

【指摘】

（主務課・室 農林水産部 水産振興課）
平成27年3月9日開催の平成26年度第3回理事会において、9月末及び3月末に金融機関の残高証明書と帳簿残高を照合するよう、会計処理規程を改正した。

措置済み

イ 固定資産、備品

(ア)（固定資産の管理）第34条

固定資産の管理については、「固定資産台帳を設け、固定資産の保全状況及び移動について管理の万全を期さなければならない」と規定されている。しかしながら、具体的な管理運用方法等の記載がなく、実際の業務の管理運用方法に即した記載を行うなどの規程の整備が必要であると考ええる。たとえば、年に1回現物実査を行っており、当該条文を追加することなどの検討が必要であると考えられる。また、当公社には、長門市や阿武町にも生産拠点があり、そこでも固定資産が使用されている。固定資産の管理については、各生産部が行うのみで本部の実地検証は行われていないが、各生産部の資産の実在性、網羅性等を担保するために、事務局管理課が検証するような体制の整備をする必要があると考ええる。

【指摘】

（主務課・室 農林水産部 水産振興課）
平成27年3月9日開催の平成26年度第3回理事会において、毎年1回以上、固定資産台帳と現物を照合するよう、会計処理規程を改正した。

措置済み

(イ) 薬品

薬品の管理に対しては、管理運用に関する規程が整備されておらず、規程の整備が必要であると考えられる。また、実際の業務の運用状況であるが、現在、薬品は鍵のかかる保管庫に保管され、使用簿により数量の管理がされている。しかし、鍵については、生産部の一室に備え付けられ、誰でも鍵が使用でき、いつでも自由に薬品を持ち出すことが可能な状況となっている。従って、紛失や盗難を防止するためには、実際に薬品を使用する生産部で鍵の管理を行うのではなく、事務局管理課において鍵の管理を行うなど、相互牽制が有効に機能するような体制の整備が必要であると考えられる。

【指摘】

③ 出納（収入、支出）及び決算書について
（収入関係）

キ 決裁日の記入について

上記のAからCまでを検討する過程で稟議書等を閲覧したが、すべての稟議書等に決裁日の記入がなかった。

【意見】

（支出関係）

A 支出に関する内部統制について

「公益社団法人山口県栽培漁業公社事務決裁規程」によると、旅費に関しては全て理事長決裁が必要となっているが、理事長決裁が得られていないものが散見される。旅費に関しては架空請求のリスクが存在することから、理事長決裁まで得るように統制を強化する必要がある。

【指摘】

また、旅費以外の経費について重要性が低くリスクも十分に低いと判断するのであれば、事務局長の専決事項とすることも考えられる。なお、人件費関係の支出は規定上全て理事長決裁となっていることから、人件費関連項目の旅費交通費も理事長決裁とすることが望ましい。

【意見】

イ 発注業務について

当会社における発注業務については、県の規定に準じており 50,000 円を超える発注については相見積が必要としている。しかし、物品購入の決裁書を閲覧したところ、規定上必要な相見積を徴収せずに購入を行っているものがあるが、相見積を徴収して決裁を得る必要がある。また、随意契約で見積もりを徴しない場合においては、その理由を記載することが必要である。

【指摘】

（主務課・室 農林水産部 水産振興課）
平成27年3月9日開催の平成26年度第3回理事会において、物品に関する事務は山口県物品規則を準用するよう、会計処理規程を改正した。

なお、鍵の管理については、平成27年度から事務局管理課で行っている。

措置済み

（主務課・室 農林水産部 水産振興課）
平成26年10月以降、決裁日を必ず記入することとした。

措置済み

（主務課・室 農林水産部 水産振興課）
平成26年10月以降、事務決裁規程どおり、旅費に関して理事長決裁を行うこととした。

措置済み

（主務課・室 農林水産部 水産振興課）
平成26年10月以降、事務決裁規程どおり、役職員給与費等・旅費・賃金に関して理事長決裁を行うこととした。

措置済み

（主務課・室 農林水産部 水産振興課）
平成26年10月以降、県の規定に準じた相見積の徴収と単独随意契約理由の整理を徹底している。

措置済み

(決算書関係)

ア 賞与引当金の未計上について

賞与引当金について計上がなされていない。当期の負担に属する翌会計年度の支払いの当期負担額を賞与引当金として計上をすべきである。

【指摘】

(主務課・室 農林水産部 水産振興課)

平成27年3月25日開催の臨時総会において、賞与引当金を新規計上した平成26年度収支補正予算及び平成27年度収支予算を可決決定した。

なお、平成28年度以降の予算についても、賞与引当金を計上する。

措置済み

④ 契約等について

ア 請書における瑕疵担保責任の条項について (外海第二栽培漁業センターろ過ポンプ修繕工事)

請書には瑕疵担保責任を定めた条項がない。目的物の引き渡しには職員による検査を受け、その検査に合格した場合に目的物を引き渡す旨の条項があるが、検査では判明しなかった不具合(瑕疵)が事後的に発生・判明した場合に瑕疵担保責任を請求できるか否かを条項として取り決めしておく必要がある。民法634条に依拠した瑕疵担保責任(及び契約不履行に伴う損害賠償請求)を明確に書面で規定する必要性があると考える。

【意見】

(主務課・室 農林水産部 水産振興課)

平成27年3月5日付で、工事に係る請書については瑕疵担保条項を規定するよう、栽培漁業公社を文書指導した。

公社では、請書を瑕疵担保条項を加えたものに改正し、平成27年7月1日以降に締結する契約から適用することとした。

措置済み

イ 工事中材料に関する請書の記載内容について (外海第二栽培漁業センターろ過ポンプ修繕工事)

請書の第4条に「工事中材料は全て公社の検査を受けて合格したものを利用する」という条項があるが、実際には検査・合格という書類を作成しておらず、工事中の写真で判断しているとのことである。請書の雛形は県の土木工事中のものを用いているため、実際の本件修繕工事の請書に馴染まない条項であり改善が必要である

【意見】

(主務課・室 農林水産部 水産振興課)

平成27年3月5日付で、請書で規定されたとおり工事中材料を検査し、書類作成するよう、栽培漁業公社を文書指導した。

なお、指摘されたポンプの修繕は、工事請負費ではなく修繕費として扱うことが適当であるため、土木工事中の請書と物品修繕用請書の使い分けを適正に行うよう、併せて指導した。

公社としては、請書第4条の工事中材料の検査条項は請負者に対する牽制となることから必要と考えており、具体的な検査方法や合格時の措置等について、実際に工事中材料の検査実績がある部署の方法等を調査することとしている。

措置済み

ウ 売買契約書における利率の根拠について (流水型紫外線殺菌装置殺菌ランプ購入 (平成26年1月24日契約))

契約書には、遅延利率3.1%、納入違約利率5.0%を記載しているがその根拠は以下の通りである。山口県物品管理課指導班からの資料によれば、支払遅延に対する遅延利息の利率について、平成23年4月1日以降は3.1%、平成25年4月1日以降は3.0%、平成26年4月1日以降は2.9%として取り扱うようになっている。これは財務省が公表する「政府契約の支

(主務課・室 農林水産部 水産振興課)

今回の指摘を受け検討した結果、利率については年度当初に県に確認した上で、契約書を作成することとした。なお、平成26年4月1日以降に作成した契約書は、遅延利率を県の取扱いと同じ2.9%としている。

措置済み

払遅延に対する遅延利息の率」に基づいて改定されるものである。一方で、本契約書では改訂にタイムラグが発生しており、県（政府）の取扱いと利率が異なっているため、物品管理課の実務運用と齟齬が生じている。契約一般を定めた一般法である民法には私的自治の原則があるものの、山口県の様式や雛形を利用する場合には山口県と同一の様式等により事務処理を行うべきものとする。

【意見】

エ 指定期間の妥当性について（山口県栽培漁業センターの管理包括協定書・平成25年度管理協定書）

また、山口県では「指定管理者制度ガイドライン」（平成24年4月人事課）において、「指定期間は、管理業務を開始する日から起算して5年を基準とし、施設の性格や設置目的等を勘案して、施設ごとに設定すること。」とされている。

ここで、当会社についてみると、主たる事業に利用する固定資産（特に什器備品）の耐用年数は、以下のようになっている。

底掃除機：8年

海水冷却ユニット：6年

全自動軟水機：6年

重油ボイラー：10年

取水ポンプ：15年

このように、設備投資後に当該投資額を回収する期間としての年数とも解釈出来る耐用年数が指定期間を超えており、投資回収期間との整合性の点でも指定期間をもう少し延長するという選択肢も考えられると思われる。この点、あまりに長期の指定期間を設定することは指定管理者側の緊張感を弛めることになり望ましくはないものの、雇用の確保や積極的設備投資の促進という国策との整合性も今後は考慮すべき事項であるとする。

【意見】

16 一般財団法人山口県建設技術センター

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について

ア 理事会の決議事項について

定款第50条に「法令及び定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。」との記載があるが、法令及び定款で規定されたもの以外の決議事項を定めたものはない。理事会で決議すべき事項が漏れなく理事会で審議されるためにも、決議事項を定めたものを作成するのが望ましい。

【意見】

イ 評議員会の欠席について

評議員会は、平成25年度、平成26年度ともに年1

(主務課・室 農林水産部 水産振興課)

「指定管理者制度ガイドライン」に従って指定期間を5年と設定していること、県が策定する栽培漁業基本計画の期間が5年間であり、指定期間と基本方針の整合性を取る必要があること、長期の指定期間設定は指定管理者の緊張感を緩め、施設の効果的かつ効率的な管理の観点から不適切であることから、直ちに5年を超える指定期間を設定することは困難であるが、次回指定管理の更新の際は、他の事例も調査しつつ検討することとしたい。

措置済み

(主務課・室 土木建築部 監理課)

平成27年5月に、理事会で決議すべき事項を定めた「理事会運営要領」を制定した。

措置済み

(主務課・室 土木建築部 監理課)

全評議員が出席できるよう事前の日程

措置済み

回開催されているが、兩年度ともに欠席している評議員がいる。欠席すれば議決権は行使できないので評議員としての役割を果たしているといえるかどうか疑問である。

【意見】

調整を徹底し、評議員会へ出席しやすい環境整備に取り組み、平成27年度評議員会では全員が出席した。

ウ 職務担当者の配置換えについて

当組織は技術職（技術職14名・事務職3名）主体の少人数組織であり、経理・出納事務に係るジョブローテーションについては困難な面があるものの、事務局長及び業務部長を含めた、チェック体制の一層の強化を検討することが必要と考える。

【意見】

（主務課・室 土木建築部 監理課）

平成27年4月に、事務局長や業務部長を含めた複数のチェック体制の強化を図るため、公益法人チェックリストの利活用等に係る事項を書面により定め、一層の内部統制に取り組むこととした。

措置済み

オ 当団体の事業報告書の記載内容について

事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

【意見】

（主務課・室 土木建築部 監理課）

平成26年度事業報告書から、事業計画との対比として達成状況を記載した。

措置済み

② 現物管理について

ア 消耗什器備品の金額基準の引き上げについて

山口県建設技術センター会計規則で、消耗什器備品は「1万円を超え10万円未満のもので、耐用年数が1年以上のもの」と規定されている。しかしながら1万円以上となると、台帳に記載する量も増え、また現物管理等の事務が煩雑になる。他の団体では10万円以上のところもあり、また、県でも3万円以上としてるところから会計規則の改正を検討することが望ましい。

【意見】

（主務課・室 土木建築部 監理課）

平成27年2月に、県に準拠して、会計規程第49条中、「1万円」を「3万円」に改正した。

措置済み

イ 借上台帳の記載漏れについて

リース契約によるパソコンについて、借上台帳では27台としての記載があるがリース契約上は28台となっている。1台登録漏れがあると思われるので、再度確認が必要である。

【指摘】

（主務課・室 土木建築部 監理課）

指摘後直ちに、リース契約台数と突合し、台帳から記入が漏れていた1台を追記した。

措置済み

ウ 消耗什器備品に関する管理規程について

現在、消耗什器備品について標示票により現物管理をしているが、管理方法等について定めたものがない。県の物品管理規程を準用するのであれば、その旨を当センターの会計規則に記載する等、管理の方法を明確にしておく必要がある。

【意見】

（主務課・室 土木建築部 監理課）

平成27年2月に、会計規程第53条第2項に、物品管理方法として「山口県物品規則」の準用に係る条項を加えた。

措置済み

③ 出納（収入、支出）及び決算書について
（収入関係）

ア 日付の相違について

建設技術センター業務委託第2工区において、当センターから防府土木建築事務所に報告した「業務完了報告書」では、完成年月日が「平成26年3月26日」であるが、防府土木建築事務所が発行した「業務完了検査合格通知書」は3月25日であった。日付は重要な項目であるので、十分なチェックが必要である。

【意見】

(支出関係)

ア 伝票管理について

伝票は発行の都度一連番号を付すこととなっているが(会計規程第19条)、実態は、月毎に1番から始まっている。不正な加除防止のため年度の連番管理を規定していると推察できることから、年度の連番管理を検討する事が必要と考える。

【意見】

イ 前渡金の処理について

「資金前渡員」は理事長が任命することとなっている(会計規程第39条)。現在、事務局長がなっているが、理事長が任命したという書類等はない。また、前渡金が「資金前渡現金出納簿」(第16号様式)で管理され、「資金前渡金精算書」(第23号様式)で精算が行われている点は規定通りであるが、資金前渡員と出納員及び決裁者が全て事務局長であり、資金前渡員としての起案時の印と出納員及び事務局長としての責任者の承認印が全て同時に押印されているのが実状である。この実態は内部統制上の牽制効果に疑問がもたれる。内部牽制及び統制管理の強化のためには、資金前渡員は実務を反映した担当者を任命し上司の承認を得るように変更するほうが有効と考える。

更に、「資金前渡金精算書」は理事長に報告しなければならないと規定しており(第43条)、様式も理事長宛になっているが、決裁は事務局長までで、理事長の承認は行われていない。この点は規程との整合性を図る必要がある。

出納員及び会計員も理事長が任命することと規定しており、こちらは「出納員任免簿」で管理はされているが、理事長が任命した様式にはなっていないので、「資金前渡員」と伴に様式を検討する必要がある。

【意見】

ウ 概算払の処理について

概算払についても、「概算払精算書」(様式24号)で行うようになっているが、当該様式は使用されておらず、精算方法が規定に則っていないと言える。実際は「戻入調書」が作成されているので、実務上は問題ないと考えられることから、規定と実務の整合性を図ることが必要である。

【意見】

(主務課・室 土木建築部 監理課)
平成27年3月に、「報告書」と「通知書」の日付の齟齬を無くすため、複数の職員で日付を確認するよう書面により取扱いを定めた。

措置済み

(主務課・室 土木建築部 監理課)
会計システム上、「伝票番号」による年毎の連番管理は困難であるが、帳票に付随して記載される「処理番号」は年度を跨いで連番で付されており、この「処理番号」を伝票番号の補助として管理することにより、平成27年4月から、年度毎で連番管理するよう改めた。

措置済み

(主務課・室 土木建築部 監理課)
平成27年2月に、担当者を「資金前渡員」に任命するとともに、会計規程(第23号様式)「資金前渡金精算書」について、実務を反映した書式に改正した。

措置済み

また、平成27年2月に、実務との整合性を図るため、会計規程第43条中の報告先を「理事長」から「事務局長」に改正した。

また、平成27年2月及び4月に、「出納員」、「会計員」、「資金前渡員」を任命書により任命した。

(主務課・室 土木建築部 監理課)
平成27年2月に、会計規程(第24号様式)「概算払精算書」について、実務を反映した書式に改正した。

措置済み

(人件費関係)

エ 賞与引当金について

賞与引当金が計上されていない。当期の費用を明らかにするために、賞与引当金の計上が必要である。

【指摘】

(主務課・室 土木建築部 監理課)
平成26年度決算から、賞与引当金を計上した。

措置済み

オ 臨時職員の退職金について

臨時職員については、専用の就業規則や退職手当規程はなく、常時勤務者ということで一般職員と同じ取扱いがされている。臨時職員は半年契約となっており、勤務1年後の任期満了時には退職金が支給されている。また、支給率は常勤職員の自己都合退職者と同じ条件となっている。しかしながら、臨時職員について、1年勤務後ごとに退職金を支払う根拠条文はみあらず更に、任期満了は自己都合でないことから、自己都合退職者の条件を当てはめる根拠条文もないこととなる。

上記の点等を踏まえ、臨時職員の退職金等については、実状に合致したものの整備が必要であると考え

【指摘】

(主務課・室 土木建築部 監理課)
平成27年3月に、センターが任用する臨時職員の勤務条件等を定めた「臨時職員取扱要領」を制定した。

措置済み

カ 給与計算業務について

給与計算業務は、基本給の変更、残業時間の集計、保険料率の改定などの変更等が多く、重要な業務であると考えられる。また、毎月の集計計算については、出勤承認、給与支払調書への承認等により支払時の承認は有効に働いていると考えられる。しかし、厚生年金保険料率等の改定による保険料等の金額を変更する際には、上長の承認もなく、担当者のみで変更を行っている。相互けん制を有効に機能させるためには、上長の承認を行い、変更時の証跡を残すことが必要であると考えられる。

【意見】

(主務課・室 土木建築部 監理課)
平成27年4月に、社会保険料の改定等、月次以外で処理に変動があるものは、決裁の上、証跡を残すよう、書面により取扱いを定めた。

措置済み

キ 労使協定について

給与支払い時に、互助会費、財形貯蓄及び駐車場使用料金等が控除されている。法定控除以外の項目を控除する場合には労働基準法上労使協定が必要となるが、協定は結ばれていない。各控除項目を具体的に記載した労使協定を結ぶ必要がある。

【指摘】

(主務課・室 土木建築部 監理課)
平成27年4月に、労働基準法第24条第1項に基づき賃金から控除する項目を定めた「賃金一部控除に関する労使協定書」を締結した。

措置済み

(決算書関係)

ケ 未払消費税等の表示について

平成26年3月期における貸借対照表の未払金の中に同年度の確定未払消費税等が含まれている。しかしながら、未払消費税等は2百万円を超えており、重要性が高い金額であると考えられる。そのため、未払金

(主務課・室 土木建築部 監理課)
平成26年度決算から、貸借対照表の勘定科目に「未払消費税等」を新たに追加し、「未払金」とは区分して経理した。
また、平成27年2月に、会計規程を改

措置済み

という科目で一括りにするのではなく、未払消費税等として独立掲記すべきものとする。

なお、会計規程の別紙には当法人が使用する勘定科目一覧が添付されているが、この中に未払消費税等を追加し、規程の改訂を行うことも併せて検討することが望ましい。

【意見】

④ 契約等について

ア 随意契約の理由について

(ア) 下記の契約について、見積書の提出時では会計規程第74条第2号に基づき随意契約（その性質又は目的が競争入札に適しない）とされていたものが、契約締結時には会計規程第74条第5号（時価に比して著しく有利な価格）に基づく随意契約とされている。しかも、第5号随意契約とするにあたり、著しく有利か否かの判断の根拠がない。随意契約に当たり、複数の理由が該当することが要因との説明があったが、随意契約の理由はもっとも適切なものを採用し、途中で変更しないことが重要である。

(施工パッケージ型積算方式オプション)

【意見】

(イ) 庁舎2階のエアコンリースについて、会計規程第74条第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない）により随意契約としているが、エアコンを取り扱う業者は他にもあると考えられることから、第1号（予定価格が一定の金額を超えないもの）とする方が適切である。

【意見】

イ 契約期間の空白について

下記の業務の契約期間は平成25年4月25日からが始期となっている。これは前年度から継続して使用しているソフトに係る維持管理契約であるが、維持管理期間が平成25年4月1日から4月24日までの間が空白となっている。維持管理期間の空白が生じた要因は、県と同じシステムを使用しているため県と同じ業者と契約する必要があり、県の契約が終了するのを受けて契約を行っているためである。しかしながら、契約上、維持管理期間の空白が生じることは好ましくなく、4月1日からの契約とできるように県と打ち合わせるなどする必要がある。

(CADソフト維持管理業務委託)

【意見】

ウ リースに関する随意契約について

会計規程第74条第1号（予定価格が一定の金額を超えないもの）の随意契約について、リース契約についても年間のリース料の金額で判断しているとのことである。リース契約については、年間の金額ではな

正し、様式中、勘定科目について、「未払金」の後に「未払消費税等」を加えた。

(主務課・室 土木建築部 監理課)

平成27年4月に、随意契約の理由について、最も適切なものを一貫して採用し、決裁時には当該理由を再確認するよう書面により取扱いを定めた。

措置済み

(主務課・室 土木建築部 監理課)

平成27年4月に、随意契約の理由について、決裁時には当該理由を再確認するよう書面により取扱いを定めた。

措置済み

(主務課・室 土木建築部 監理課)

契約始期の空白期間については、県が4月1日に契約した事実を把握し、その契約相手先を確認した後に当該契約相手先（県と同じ業者）と契約事務手続きを開始するため、契約始期を4月1日にすることは事務手続き上困難であるが、可能な限り空白期間を短縮することとし、平成27年度の始期は4月10日とした。

措置済み

(主務課・室 土木建築部 監理課)

リース契約については年間の金額で判断することの県の取扱い（平成26年3月27日付平25会計第605号）に準じて、年額によることが適切と判断した。

措置済み

く、リース期間全体のリース料総額で判断することも必要である。

【意見】

17 一般財団法人山口県施設管理財団

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について

ア 監事監査のあり方について

現在、税理士である監事に対して会計顧問、税務顧問として税理士報酬を支払いながら、監事監査が行われている。しかしながら、外部の目から判断して、監事監査の独立性に疑義が生じることになるため、他の独立した税理士に会計顧問・税務顧問を依頼する等監事監査か、会計顧問、税務顧問のどちらかを依頼する方が望ましい。

【意見】

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)
税務顧問の税理士と監事が同一人とならないよう、次回改選に向け理事会等において協議を行う。

改善途中

イ 監事の理事会における出席状況について

監事の内、1名は県の都市計画課との兼職である。平成25年4月22日、及び5月9日に理事会が開催されたが、2回とも続けて欠席されていた。当団体では、監事の事を目付け役と考えているとの事であるが、出席して発言しないと目付け役にはならないと考える。

【意見】

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)
平成27年3月の理事会から、監事の出席が可能な日時に理事会を開催するよう事前に日程調整を行うこととした。

措置済み

ウ 議事録における欠席者の記載について

理事会、評議員会の議事録を閲覧したところ、出席者名は議事録に記載があるが、欠席者名は記載がない。理事等は理事会等に現に出席して議論に参加し、結論等を出す場であるから理事会、評議員会の結論に対して、参加しなかった人を明らかにしておくべきと考える。

【意見】

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)
平成26年11月開催の臨時理事会から、議事録に欠席者を記載することとした。

措置済み

エ 職務担当者の配置換えについて

経理は経理要員として採用し、他の業務担当は専属の職員として採用するというように区分して考えておられるようであるが、人を育てていくという考えが重要と思われる。経理業務は特殊な能力を必要とする事務であると断定しないことが大事であり、現在は会計ソフトが充実しており、日常処理なら専門的知識は必ずしも必要ではないと思慮する。

【意見】

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)
採用時の担当にこだわらず、能力の適性に応じた事務分掌や人材育成を考慮した職員配置を行うなど、柔軟に対応することとし、平成27年4月の人事異動において、担当職員を変更した。

措置済み

オ 情報公開について

役員名簿、事業報告書、財産目録、事業計画書をインターネット上で公開するのが望ましい。

又、県は所管課から外郭団体に対してインターネッ

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)
平成26年6月に平成26年度決算書の役員名簿、事業報告書、財産目録、事業計画書をホームページで公開した。

措置済み

トによる情報公開を指導することが望まれる。

【意見】

カ 当団体の事業報告書の記載内容について
事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

【意見】

ケ 年次の決算修正伝票（振替伝票）の承認体制について（県営住宅）

平成25年度の年次の決算修正伝票のファイルを開覧したところ、起票担当者が請求書等に基づいて集計表を作成しそれに基づいて会計ソフトに入力業務を実施しているだけで、上長による決算修正伝票について請求書等の証拠書との承認が全く実施されていなかった。この理由としては、決算修正伝票は未払金への振替がほとんどで208枚あり、通常月は約130枚位であるがこの3月分と合わせると約340枚位となっている。この量の多さと未払金の支払行為がすぐに行われるために承認行為を省略したと推測されるが、決して省略してよいものではなく、ひとつの取引について必ず複数の目が入ることが重要である。

従って、業務の分散化のために決算修正伝票に対する承認行為を複数者で分けて行う等などの措置が必要となるかもしれないが、内部統制という観点から実施する必要があると考える。

なお、通常月は承認者によって、収入伺い伝票、支出伺い伝票に貼付されている証拠書との突合がなされており問題はない。

【指摘】

コ 財団が定める会計規程について

(ア) 会計伝票とは「支出伺伝票」のことであると考え
るが、様式は現在の会計規程にはなく、2年前までの住宅供給公社の様式をそのまま使用していたためと思われる。業務の支出について「業務支出伺」があり、物品の購入・修繕については、「物品購入」「物品修繕」決議書があり、支出回議書は不要とも思われるが、いずれにしても、財団会計規程の見直しが必要である。

【意見】

(イ) 財団会計規程第37条によれば、「給与支払調書（別記第15号様式）に支払完了年月日及び支払い済みである旨を記載するとともに、これに記名押印して保管しなければならない」との規定があるが、支払完了年月日、押印がないものがあり留意が必要である。

【意見】

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)
平成26年度事業報告から、事業計画に対する実施状況を記述することとした。

措置済み

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)
伝票の内容確認については、決算修正伝票を含め、担当者から担当主幹の確認・承認行為を経て、所長の承認を得るよう、平成26年11月に文書により職員に周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)
平成27年4月1日に会計規程を一部改正し、事務の流れや様式等について見直しを行った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)
会計規程に基づいた事務処理を行うよう、平成27年2月に文書により職員に周知徹底を図った。

措置済み

② 現物管理について

ア 維新記念公園についての、指摘事項、意見は下記の通りである。

(ア) 物品使用貸借契約書に基づく物品について一部抜き取りで調査したところ、所在不明で現物確認ができないものがあるため、再調査が必要である。

【意見】

(イ) 財団会計規則第19条の規定によると、什器備品整理簿を備えることになっているが、同整理簿が作成されていない。

【指摘】

③ 出納（収入、支出）及び決算書について
（収入関係）

ア 公園施設使用許可について（維新記念公園）

(ア) 公園施設使用許可申請書の申請者住所、氏名の欄で、申請者住所の欄には市町名しか記入する様式になっていないが、万一、事故等が発生した場合は正確な連絡場所が必要となるため、町名、番地まで記入させることを検討することが望ましい。

【意見】

(イ) 公園施設使用許可で応接室を貸し出しているが、「維新百年記念公園施設案内・料金表」には応接室の貸し出しについての明記がない。公園事務所内にある、第1会議室、第2会議室と面積がほぼ同一であり、場所的にも同じような位置にあるので、会議室と同額の施設使用料を徴収しているが、料金表に記載すべきである。また、この件に関しては山口県都市公園条例との関係について、県庁関係課と協議の必要がある。

【意見】

イ 事業収入に対する発生主義会計の適用について（維新記念公園）

平成25年度決算において、自動販売機手数料収入の計上が現金主義会計で行われており、会計期間4月から翌年度3月までに対して、収益は3月から翌年度2月分までとなっている。従って、収益計上期間を会計期間と一致させる必要があり、3月分については、未収入金として計上する必要がある。

また、光熱使用料収入については、平成26年3月分は未収入金として計上されているが、平成25年3月分も計上されているため、13か月分の収入が計上されたことになる。平成25年度から現金主義を発生主義に変更するのであれば、平成25年3月分の光熱使用料収入について雑収入等に計上することが適切である。

（主務課・室 土木建築部 都市計画課）
直ちに物品使用貸借契約書に基づく物品の再調査を実施し、現物確認を行った。

措置済み

（主務課・室 土木建築部 都市計画課）
平成27年4月1日に会計規程を一部改正し、様式の一部見直しを行った。今後、規程に基づき什器備品整理簿を備えることとしている。

改善途中

（主務課・室 土木建築部 都市計画課）
今後の利用者については、町名、番地まで住所を記入することとし、平成27年4月に文書により職員に周知徹底を図った。

措置済み

（主務課・室 土木建築部 都市計画課）
県と協議の上、平成27年度料金表に記載した。

措置済み

（主務課・室 土木建築部 都市計画課）
発生主義に基づき適正に会計処理を行うこととし、平成27年3月分の自動販売機手数料について、平成26年度会計の雑収入に未収入金として計上した。

措置済み

【指摘】

ウ 管理運営事業収入に関する業務手続の改善について（維新記念公園）

ところで、現在の管理運営事業に関する入出金の業務手続は、以下のようである。

まず、公益事業会計の自主事業で維新公園の施設設備を使用した場合には賃借料として支出し、管理運営事業会計は公園施設利用料収入として計上している。

これに関する具体的な手続きは、公益事業会計で出金処理を行って支払額を銀行で引出し、その後自主事業の窓口で現金収入扱いの処理し、総務課へ現金を預けて金庫に保管する。翌日、管理運営事業会計の通帳を持って銀行に行き、同額を入金するという手続きを採用している。この時、公益事業会計の通帳を持って銀行で現金を引出して来る担当者と、翌日入金に行く担当者は同一の職員である。

その業務の趣旨は、現金を実際に移動させることで会計の区分を明確にすることであるが、業務が非効率的であり、業務方法の改善が求められる。その改善の1つの例としては、事前に銀行の入出金伝票に銀行印を貰うことで承認を受け、銀行で同時にそれぞれの会計の預入、引き出しの手続きを行う等である。

【意見】

エ 雑収益の計上時期の誤りについて（県営住宅）

平成25年度の雑収益の総勘定元帳を調査していたところ、以下の取引が発見された。

取引年月日 平成25年4月15日

相手科目 普通預金

摘要 平成24年度庁舎メンテナンス料

金額 303千円

これは、平成24年度分の雑収益であるから、平成25年度の収益として計上することは誤りである。会計規程も、以下のように定めている。

一般財団法人山口県施設管理財団会計規程第4条
(年度所属区分)

「管理財団の収益及び費用の発生並びに資産、負債及び正味財産の増減又は移動に関する経理取引は、その原因である事実の発生した事業年度において計上しなければならない」

【指摘】

オ 業務報告書の提出について（県営住宅）

県営住宅等の管理に関する包括協定書では、毎月10日までに前月の管理業務に係る月次業務報告書を、また、毎四半期ごとに当該四半期の終了する月の翌月の10日までに四半期総括業務報告書を提出することを規定している。実際の業務報告書の提出状況については、月次業務報告書の記載日付は10日付となってい

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)

平成26年12月から、会計間の引出、預入を行う振替伝票を事前に作成し、現金を扱うことなく、銀行において振替処理を行うよう改善した。

措置済み

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)

平成26年度の会計から会計規程に基づき適正に計上しており、再発防止のため、平成26年11月に文書により職員に周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)

平成27年3月の支所長会議において、包括協定書に定める期日までに業務報告書を提出するよう再徹底を図った。

措置済み

るものの、その提出に係る起案書の日付は、10日を過ぎた日で起案及び決裁がなされている。期日までに業務報告書が提出されていないことから、留意が必要である。

【意見】

(支出関係)

ア 支出における勘定科目の誤りについて (本部)
監事に支払う税理士報酬を役員報酬として支払っているが、会計顧問、税務顧問として税理士に委託しているために、委託料等の科目で処理するのが正しいと考える。

【指摘】

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)
平成26年度分から諸謝金の科目で会計処理を行った。

措置済み

イ 給与等の検討について (県営住宅)

(ア) 扶養手当の変更届の未提出について
扶養手当については県の給与条例に準ずることとしている。そこで、県の給与条例に従った処理が為されているか否かを検討した結果、変更届の処理に誤りがある。その第10条第1項に「扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合は、職員は直ちにその旨を任命権者に届けなければならない」旨が定められているが、変更届の提出がないものがあった。当初の届け出は、平成24年4月であるが、その後に変更届の提出が必要であった。その必要の理由は妻の所得基準のオーバーであるが、これは健康保険被扶養者異動届の提出(平成24年8月提出)により発見され正しい金額処理とはなっていた。
しかしながら、このように変更届の義務があることを承知していない職員がいることも事実であるため、再度の周知徹底が必要である。

【指摘】

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)
平成27年3月の支所長会議において、扶養親族に変更が生じた場合は速やかに変更届を提出するよう、周知徹底を図った。

措置済み

ウ 経費の立替払いについて (維新記念公園)

消耗品費等の購入の際に、職員による立替払いにより支出が行われ、その後立替金を精算している事例があった。現在の業務では、緊急性を要するなど、やむを得ない場合には職員の立替えによる経費等の購入が行われているが、本来であれば前渡資金により対応を行うべきである。
しかし、緊急性を要し、やむを得ないと認められる場合など立替払いを行うケースは、今後も発生すると考えられる。そのため、立替払いを行う場合は、立替払いが必要である旨の理由等を付し、事前に上長の承認を得るなどの対応が必要であると考えられる。また、立替金の精算についても、翌営業日に行うなどの対応が必要であると考えられる。

【指摘】

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)
消耗品費等の購入は、原則として資金前渡を行うこととし、緊急性を要するなど、やむを得ず職員による立替払いを行う場合は、理由等を付して事前に上司の承認を得るとともに、翌日までに精算を行うよう改善し、平成27年4月に文書により職員に周知徹底を図った。

措置済み

(決算書関係)

ア 決算書の見直しの必要性について

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)

当財団は、公益法人会計基準の16年基準に従い財務諸表等を作成している。貸借対照表について、貸借対照表総括表(各会計毎の内訳表示)は作成しているが、貸借対照表(法人全体・前期比較形式)を作成していない。

正味財産増減計算書及びその総括表において、収支計算書で用いる科目が一部使用されている。また、一部20年基準の科目の順序になっている。「正味財産増減計算書総括表」のタイトルが「正味財産増減計算書内訳表」(20年基準)となっている。

財産目録は各会計毎に作成しているが、法人全体のものは作成していない。

財務諸表の注記について、収支計算書で行う「資金の範囲」の注記が記載されている。

16年基準に従っているとのことであるが、収支計算書・20年基準の要素も入っており、整理する必要がある。

【指摘】

イ 20年基準の適用について

平成25年4月1日に一般財団法人へ移行している。通常、移行後は20年基準を適用することが多いが、今後も16年基準で財務諸表を作成するのかどうか一度検討が望まれる。

【意見】

④ 契約等について

ア 会計規程の改定の必要性について

随意契約を行う場合の根拠として会計規程の中で、「障害者自立支援法」という名称があるが、現在は「障害者総合支援法」に変わっている。会計規程を変更する必要がある。

【意見】

イ 契約書等について

(ア) 契約書記載事項

業務委託契約書に、暴力団排除条項、談合その他不正行為による解除、不正行為に伴う損害の賠償の定めが規定されていないものが散見される。契約書にこれらの条項を定めることが望まれる。

また、県は財団に対して、契約書の記載事項ほかの会計手続きに関する改正等について、適切に連絡、指導すべきである。

【意見】

(イ) 執行伺い等の記載について

執行伺等の起案日・承認日について、記載がないものや鉛筆書きのものが散見されるが、記載することが必要である。また、執行伺いにおいて、契約の方法についての記載が求められている。随意契約の場合、執行伺いに会計規程の適用条文の記載があるが、

平成20年の公益法人会計基準に準拠して平成26年度の決算書を適正に作成した。

措置済み

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)
平成20年の公益法人会計基準に準拠して平成26年度の決算書を適正に作成した。

措置済み

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)
平成27年4月1日に会計規程を一部改正し、「障害者自立支援法」の記載を「障害者総合支援法」に変更した。

措置済み

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)
平成27年度発注に係る業務委託契約書から、暴力団排除条項、談合その他不正行為による解除、不正行為に伴う損害の賠償の定めを規定することとし、平成27年4月に文書により職員に周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)
執行伺いには起案日・承認日を記載するとともに、随意契約を行う場合は、執行伺いに会計規程の適用条文と、適切な適用理由を記載する。また、業者の請求書や完了通知書は、提出根拠とする契約書の条項の番

措置済み

適用理由の記載がないものが多く、適用条文と適用理由に不整合のものもある。業者から入手する請求書や完了通知書に、その提出の根拠とする契約書の条項の番号が記載されているが、契約書の条項と整合していないものがみられるため、請求書等の受取時に確認することが必要である。

【指摘】

ウ 随意契約について

フジ棚の設置工事について、第1工区と第2工区とに分けており、また、それぞれの予定価格が100万円以下であるため、随意契約としての契約手続きを行っている。第1工区と第2工区は工期が連続しており、しかも設置場所も隣り合わせである。また、見積りを聴取した業者と契約した業者が同一となっているが、この件に関し、業者の受注機会を増やすために工区を分けたものと伺っている。しかしながら、状況から判断すれば工区を分けず指名競争入札とすることが望まれ、また、指名競争入札を回避したものの誤解も生まれやすいため、注意が必要である。

【意見】

号が契約書の条項と整合するよう、業者を指導することとし、平成27年4月に文書により職員に周知徹底を図った。

(主務課・室 土木建築部 都市計画課)

今後、指名競争入札を回避したとの疑念を持たれることがないように適切に発注を行うこととし、平成26年11月に文書により職員に周知徹底を行った。

措置済み

18 公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について

ア 理事会における議事録の署名押印について

平成25年度の第1回通常理事会の議事録を閲覧したところ、代表理事(会長)及び監事が定款上では記名押印を求める定めになっていたが、署名押印をしていた。定款(第50条第2項)では「議事録には、出席した会長及び監事がこれに記名押印しなければならない」と規定している。しかしながら、確かに記名押印でも本人の確認ができておれば問題はないが、できれば議事録はその決議の存否や有効性を問われるときにより重要性を増してくるものであり、定款の定めを署名押印と改定するのが望ましい。

【意見】

(主務課・室 警察本部組織犯罪対策課)

平成27年5月28日付で定款30条第2項(評議員会議事録)及び第50条第2項(理事会議事録)中の「記名押印」を「署名押印」とする定款の一部改正を行い、同日開催された平成27年度定時評議委員会より、定款に沿った運用を行っている。

措置済み

イ 監事監査の監査報告書について

平成26年4月15日付の監査報告書で、計算書類中、「正味財産増減計算書」と記載すべきところ、「正味財産増減計画書」となっている。差し替えてもらうべきであった。

【意見】

(主務課・室 警察本部組織犯罪対策課)

指摘後直ちに「正味財産増減計画書」と誤記した部分を「正味財産増減計算書」と訂正を行った。

措置済み

ウ 予算統制について

「公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター理事会運営規定」の第4条1項1号において「事業計画及び収支予算書等の承認」、「事業報告及び収支決算書等の承認」が理事会決裁事項として規定されているこ

(主務課・室 警察本部組織犯罪対策課)

予算に基づいた執行状況に係る「予算対比正味財産増減計算書」を作成し、平成27年5月28日に開催された平成27年

措置済み

とから、承認を得た予算書に基づいた予算執行についても理事会承認が必要である。

【指摘】

エ 下関分室の職員体制の変更について

下関分室について、従来の常勤の相談員1名の体制から平成26年4月以降は非常勤嘱託職員1名の体制へ変更した。主目的としては、暴力団対策法上の適格団体となる要件の一つである経理的基礎の確保を目的とした経費削減である。取扱業務量が本部に比して少ないという状況ではあるものの、山口県において下関地域は当センターの公益目的を達成するために重要な地域である。経理的基礎の確保のために賛助会員の積極的な増強、講習事業の一層の拡大等の施策を講じ、下関分室の体制を維持するように努める必要がある。

【意見】

カ 情報公開について

「報酬等の支給の基準を記載した書類」は、誤解を生じないように注記を用いるなどして、インターネット上で情報公開するのが望ましい。

又、県は所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。

【意見】

キ 当団体の事業報告書の記載内容について

ただ、事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

【意見】

② 現物管理について

ア 現金預金について

現在、現金日計表、現金金種表を作成している。小口現金の残高を毎月5万円に合わせているが(定額資金前渡法)、逆に手間が掛かるため、特別に行う必要性はないと考える。

また、会計処理規程の整備状況に不備があり、現在の実際の業務の運用と整合していないものが散見されるため、規程の見直しが必要である。例えば、現金の確認について、規定19条で「出納責任者が毎日、確認する」となっているが、現実的に毎日とは困難なため「現金が動いたときに確認する」等に変更する。また、預貯金の残高確認では、規定19条2項で「月1回、預貯金の残高証明を確認する」とあるが、現実的に不可能であり、手数料もかかってくることから、「年1回の確認とする」として、各月末では、通帳残高と帳簿残高を確認することで良いと思われる。

【意見】

度第1回通常理事会から承認を得ている。

(主務課・室 警察本部組織犯罪対策課)
各種会合を通じて企業、個人に対し賛助会員制度の広報を行い財政基盤の確保に努めるとともに、あらゆる機会を通じて不当要求防止責任者の選任を呼びかけ講習事業の拡大を図り、下関分室の体制の維持を行っている。

措置済み

(主務課・室 警察本部組織犯罪対策課)
情報公開のために平成27年6月より法人のホームページでの掲載を行った。

措置済み

(主務課・室 警察本部組織犯罪対策課)
事業報告書は、事業計画書との対比における達成状況等を記載することとし、平成27年度理事会・評議委員会において、報告を実施した。

措置済み

(主務課・室 警察本部組織犯罪対策課)
小口現金については、5万円を限度として「随時補給法」に改め、「小口現金金種表」を作成して出納の都度、残高と照合・確認することにより事務の合理化を図るとともに、現在の業務運用との整合性を図るために、会計処理規程第19条の改正について指導を行い、現在、改正に向け準備中である。

改善途中

イ 固定資産について

会計処理規程では、固定資産については、「固定資産台帳を備える」との記載があるが、固定資産である車両について備品台帳で管理している。

車両については、「車両使用承認簿」という書類にて管理がされているが、それに関する規程がない。車両管理規程まで設けるかは判断ではあるが、規程が整備されて運用がなされるべきであるとする。

【意見】

(主務課・室 警察本部組織犯罪対策課) 車両については、固定資産台帳に登載し、既に改善がなされている。

車両管理規程の整備については、現在、検討中である。

改善途中

ウ 備品について

備品については、物品管理簿の運用を規程に織り込むのが良いと考える。例えば、「管理番号を付し管理を行う。」という条項を織り込む。又、「年に1回、現物実査を行い、使用できないものについては上司の承認を経て除却を行うことにする。」「応接セット等4セット等で使用するものは、4-1、4-2等の枝番を使い、それらの設置場所等の記載をする」等である。

【意見】

(主務課・室 警察本部組織犯罪対策課) 物品管理簿については備え付けており、管理番号を付した現物管理について整備中である。

改善途中

③ 出納(収入、支出)及び決算書について

ア 物品購入等について

物品購入及び印刷物発注伺いを作成し、決裁の上で購入がなされており内部統制上の問題点はなかった。

ただし、物品購入伺いの合計金額と内訳金額が一致していないものが存在しており、形式的な承認行為となっていると思われる伺い書もある。

また、経理規程第25条第2項において、「5万円を超えるものについては、原則として2人以上の見積もりを徴し、物品購入・印刷物発注伺いに添付するものとする。」と規定しているが、相見積の添付がない物品購入伺いがあった。経済的な観点からは重要であるため、規定に準拠して相見積を確実にを行う必要がある。

【指摘】

(主務課・室 警察本部組織犯罪対策課) 物品購入伺いの誤記については、指摘後直ちに修正を行い、相見積については、会計処理規程第25条第2項を遵守し、確実に2以上の者から見積を徴し、発注伺いに添付することを決裁ルートで確実に点検することにより、徹底を図った。

措置済み

イ 決算書表示等について

(ア) 注記事項

満期保有目的の債券の内訳、時価及び評価損益の注記について時価及び評価損益の内訳が注記されていない。

【指摘】

(主務課・室 警察本部組織犯罪対策課) 指摘後直ちに時価及び評価損益の内訳の注記を加え改善を図った。

措置済み

(イ) 付属明細書について

退職給付引当金があるが、その付属明細書が作成されていない。

【指摘】

(主務課・室 警察本部組織犯罪対策課) 指摘後直ちに付属明細書を作成した。

措置済み

ウ 賞与引当金について

平成14年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その2)

1 包括外部監査の特定事件

財政的援助団体の財務事務及び事業の管理

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 財団法人山口県私学退職金財団</p> <p>4 外部監査の結果</p> <p>(3) 意見</p> <p>イ 今後の課題</p> <p>(イ) 退職事業引当金の計上基準について、会計方針を定め、退職給付会計の基準によるものか、簡便法によるものかを採用することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 総務部学事文書課)</p> <p>平成26年4月1日から公益財団法人山口県私学教育振興財団に移行し、公益法人会計基準に沿った会計処理を開始した。</p> <p>平成26年度の決算報告並びに収支決算では、同じ目的事業を行っている他県の多くの公益法人と同様、重要な会計指針において、退職金事業引当金については退職金資金の給付資産と同額を計上し、期末要支給額並びに退職給付会計の基準である責任準備金についても明示することで理事会及び評議員会の承認を得た。</p>	<p>措置済み</p>

平成 17 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その 1)(その 2)

1 包括外部監査の特定事件

(その1) 県立高校の財務事務の執行及び財産の管理利用状況について

(その2) 山口県立山口図書館、山口県文書館、山口県立山口博物館、山口県立美術館、山口県立萩美術館・浦上記念館に係る財務事務の執行及び管理運営について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>包括外部監査の結果報告書 (その2) 第6 山口県立萩美術館・浦上記念館 2 外部監査の結果 (個別事項) (15) 各施設に関連する意見 ウ 各施設の管理運営のあり方の県民への説明責任 各施設では、指定管理者制度の導入の如何を問わず、直営での管理運営のあり方を検証し、指定管理者制度とする場合との比較等を含め、直営を維持するのか、あるいは指定管理者制度に移行するかなど、県民に、望ましい管理運営のあり方について、説明責任を十分に果たす必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 総合企画部文化振興課) 美術館の管理運営については、指定管理者制度を導入することで、直営管理に比べ、利用者サービスの向上や管理運営の効率化などを図れることから、平成 22 年 9 月議会において、山口県立美術館条例への所要の改正を議案として上程し説明の上、議決を得た。</p>	<p>措置済み</p>

平成 18 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その 1)(その 2)

1 包括外部監査の特定事件

- (その1)試験研究機関の財務事務について
- (その2)人材養成・職業訓練機関の財務事務について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>包括外部監査結果報告書 (その1)</p> <p>第2 試験研究機関全般</p> <p>3 組織及び運営に関する意見</p> <p>(6) 試験研究機関の組織の在り方の検討について</p> <p>イ 地方独立行政法人制度導入の検討</p> <p>(イ) 制度への対応について</p> <p>法人化に当たっては、アの機関評価等により試験研究機関の改善目標を明確にし、法人化することにより改善が可能か、試験研究機関の特質を踏まえ検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>第7 山口県林業指導センター</p> <p>3 組織及び運営に関する意見</p> <p>(1) 業務の状況及び改善点</p> <p>ウ 緑化種苗業務について</p> <p>(イ) 環境緑化園における緑化樹生産及びモデル展示園</p> <p>c 改善点</p> <p>環境緑化園については、最近の環境に対する県民の意識の高まり等を踏まえて、緑化樹生産の位置づけ、緑化研修を含めた展示林の活用、市町村との役割分担等の方針を明確に示した上で、その在り方を検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部厚政課 商工労働部新産業振興課 農林水産部農林水産政策課 農林水産部水産振興課)</p> <p>産業技術センターについては、県民サービスの一層の向上と効率的な業務運営を目指すため、平成 21 年 4 月から地方独立行政法人へ移行することを方針決定した。環境保健センターについては、業務の特殊性に鑑み、当面、地方独立行政法人制度は導入しないこととした。農林総合技術センター及び水産研究センターについても機関評価での検討等を通じ、当面、地方独立行政法人制度は導入しないこととした。</p> <p>(主務課・室 農林水産部森林企画課)</p> <p>環境緑化園は、緑化樹の生産、見本展示施設として運営管理してきたが、県内各地の緑化施設の充実や緑化樹生産の終了など、その役割を果たしたことから平成 27 年 3 月末をもって閉園した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
<p>包括外部監査結果報告書 (その2)</p> <p>第7 山口県立西部高等産業技術学校</p> <p>3 組織及び運営に関する意見</p> <p>(3) 高等産業技術学校の役割の遂行</p> <p>ア 職業能力開発訓練の質の向上</p> <p>(オ) 訓練科目の実施状況についての評価</p> <p>プロポーザル型の臨時訓練以外の訓練(普通課程、在職者訓練及び臨時訓練)では評価を行っていないが、評価項目、評価基準及び運用方法について要綱等を定め、評価制度の実施を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部労働政策課)</p> <p>平成 26 年度に、訓練科評価システムに関するワーキンググループを設置し、評価方法や評価結果の活用方法等について検討し、要領等を定めた。また、評価制度の実施については、平成 27 年度から試行的に開始した。</p>	<p>措置済み</p>

平成 19 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

公の施設の管理及び指定管理者制度の運用の状況について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2 監査結果及び意見</p> <p>(2) 直営施設</p> <p><u>直営の各施設</u></p> <p>ア 山口県知的障害者更生相談所</p> <p>(ウ) 結果及び意見</p> <p>b 意見</p> <p>研修業務の効率化に向けて委託の効果を検証し、外部委託の可能性について検討する必要がある。 【意見】</p> <p>イ 山口身体的障害者更生相談所</p> <p>(ウ) 結果及び意見</p> <p>b 意見</p> <p>業務のうち民間委託の可能な部分については、今後、外部委託の可能性について検討する必要がある。 【意見】</p> <p>(3) 指定管理者制度導入施設</p> <p><u>指定管理者制度導入施設</u></p> <p>オ 維新百年記念公園</p> <p>(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び意見</p> <p>a 指摘事項</p> <p>(b) 施設等関係</p> <p>公園備品一覧表には設置又は保管場所の記載のないものが散見された。 【指摘】</p> <p>b 意見</p> <p>(b) 契約関係</p> <p>維新百年記念公園内施設の機械警備業務については、競争原理が働かないのであれば、指定管理期間の範囲内で長期継続契約を行い、コスト削減を検討すべきである。 【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部障害者支援課)</p> <p>相談支援従事者研修等の研修事業の一部について、平成 27 年 4 月から外部委託を開始した。</p> <p>(主務課・室 健康福祉部障害者支援課)</p> <p>相談支援従事者研修等の研修事業の一部について、平成 27 年 4 月から外部委託を開始した。</p> <p>(主務課・室 土木建築部都市計画課)</p> <p>平成 27 年 3 月に備品一覧表の確認作業を完了し、設置・保管場所を整理した。今後、備品を購入する毎に一覧表を更新し、適切に管理していく。</p> <p>(主務課・室 土木建築部都市計画課)</p> <p>指定管理者において、コスト削減のため 5 年間(平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月)の長期継続契約を締結した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

平成 21 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

県の管理する土地及び建物に関する財務事務の執行等並びに過去の包括外部監査結果に係る措置状況(土地及び建物の管理に関連するものに限る。)について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>1 総括意見</p> <p>(6) 庁舎等建物の維持管理費及び取替投資額</p> <p>ウ 今後の対応</p> <p> 今後は、取替投資額の平準化及び公共施設等の延命化等の検討が必要であると考えます。</p> <p> 現在、県が取り組んでいる県政集中改革プラン(平成20年度から24年度までの5年間)の中には、取替投資額の平準化及び公共施設の延命化についての具体的取組は示されていないが、将来的には、具体的取組を当該プランに織り込むことを検討する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>3 未利用財産に登録されている土地(普通財産・行政財産)</p> <p>(2) 売却予定の未利用土地</p> <p>ア 金額的重要性の高い長期未利用土地</p> <p>(コ) 岩国警察署待機宿舎跡地(長期未利用土地)</p> <p> c 未利用財産登録後の売却努力</p> <p> 未利用地の保有コストを意識して早期売却を実現するためには、売却できない原因を再検証すると共に、時価に応じて予定価格の引下基準を設ける等、売却に向けて努力する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 総務部管財課 総合企画部政策企画課 教育庁教育政策課 警察本部会計課)</p> <p> 県の最上位計画である「未来開拓チャレンジプラン」に掲げる「持続可能な行財政基盤強化プロジェクト」の取組として、平成27年3月に「山口県公共施設等マネジメント基本方針」を策定し、計画的かつ効率的な公共施設等の整備や維持管理を行い、長寿命化や統廃合、利活用促進を進めることで将来負担の軽減を図り、財政上の健全性を維持するなど、公共施設等の総合的な管理を推進していくための基本的な方針を定めた。</p> <p>(主務課・室 警察本部会計課)</p> <p> 平成26年7月に実施した入札により、売却処分した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
<p>4 行政財産の有効利用</p> <p>(2) 知事部局における職員公舎再編と未利用・低利用財産</p> <p>エ 個別的事項</p> <p>(ソ) 職員宿舎(知事部局職員公舎)</p> <p> 今後の利用又は廃止の方針としては、新規の入居募集はせず、現在入居中の職員(世帯者2人、独身者5人)が転勤等により退去した場合、その後の入居募集は行わず、全ての職員が退去した後は、取り壊しが望ましいとの考えである。</p> <p> しかし、本来世帯用の住宅に独身者が入居している状況が最善の利用かどうか疑問である。老朽化が進ん</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)</p> <p> 平成22年6月に未利用財産として売却する方針を決定した。</p> <p> 現在、売却予定地の隣接土地所有者である山口市と境界確認中であり、確認終了後、売却物件として取り扱うこととした。</p>	<p>措置済み</p>

であり、将来的に取り壊しを予定しているのであれば、現在の入居者が全て退去するのを待つのではなく、解体期限を定める等の検討が必要である。

【意見】

(ヌ) 農林総合技術センター・畜産技術部（畜産試験場）

a 場長公舎（知事部局職員公舎）

場長公舎について今後の方針は決まっていないとのことであるが、老朽化が著しいため、将来的な利用の可能性は少ないと思われる。

【意見】

（主務課・室 農林水産部農林水産政策課）
現在入居中であり、当面継続使用する。なお、今後の維持管理等については、平成27年3月に策定した「山口県公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、計画的に実施していく。

措置済み

b 職員公舎（知事部局職員公舎）

職員公舎について今後の方針は決まっていないとのことであるが、現在居住者も少なく老朽化が著しいため、将来の利用可能性は少ないと思われる。

将来的に取り壊す可能性が高いのであれば、現在の入居者が全て退去するのを待つのではなく、解体期限を決める等の検討が必要であると考え。

【意見】

（主務課・室 農林水産部農林水産政策課）
現在入居中であり、当面継続使用する。なお、今後の維持管理等については、平成27年3月に策定した「山口県公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、計画的に実施していく。

措置済み

(3) 知事部局の出先機関再編と未利用・低利用財産

ウ 個別事項

(ウ) 旧橘農業改良普及センター（橘支所）

未利用財産として普通財産へ移管するか、あるいは、振興センターで有効利用を図るのか、今後の方針を決める必要がある。

【意見】

（主務課・室 農林水産部農林水産政策課）
平成27年6月、柑きつ振興センターの資材置き場として活用することで方針決定した。

措置済み

(5) 知事部局のその他行政財産（土地・建物）

イ 個別的事項

(イ) 小野田港東沖野積場

a 利用状況

小野田港には2か所の野積場がある。小野田港全体では67%の利用率（21年6月1日時点）であるが、東沖野積場の利用率は31.9%となっている。

又、山口県の主要港湾全体の野積場利用率は、平成21年度6月末時点で50.1%であり、それから見ても、東沖野積場の利用率はかなり低いと言える。

東沖野積場については、利用促進の成果は少しずつ出てきているが、今後も継続して有効利用を検討する必要がある。

【意見】

（主務課・室 土木建築部監理課）
船荷の利用はもとより、工所用資材などの一時的な利用も積極的に受け入れることとし、関係企業に利用促進の働きかけを行ってきたことで、東沖野積場の利用率は50.2%（平成27年6月1日時点）に改善した。

措置済み

(9) 警察署再編と未利用・低利用施設

ウ 共通的事項

b 施設の有効利用

警察署の統廃合に伴い生じた低利用・未利用の幹部交番について、どのような有効利用を図るか、全体的な見直しを行い、対応（方針）を打ち出す必要がある。

（主務課・室 警察本部会計課）
平成27年3月に「山口県公共施設等マネジメント基本方針」を策定し、公共建築物の総量の適正化や不要施設の有効活用、

措置済み

各署で有効利用について方策を検討するのもいいが、県警本部が中心となって調査検討を実施することが重要ではないかと考える。

県有財産の有効活用の観点からは、現場だけの対応には限界がある。

特に、警察署として使用していた建物を、交番にした場合などは、現場には大きな戸惑いがあるはずである。

利用方法については、現場の考え方、見方を十分踏まえて、有効利用の方針を打ち出す必要がある。

又、地域の実情に一番詳しい現場からは、積極的な提言等を挙げていくべきである。

【意見】

エ 個別的事項

(ウ) 萩警察署 江崎幹部交番 (旧江崎警察署)

警察署の統廃合に伴い生じた低利用・未利用の幹部交番について、どのような有効利用を図るか、全体的な見直しにより対応を決定する必要がある。

【意見】

5 公有財産 (土地・建物) 管理に関する過年度包括外部監査の是正措置の状況

(3) 措置状況が「改善途中」と判定されているもの

ア 山口県土地開発公社

(イ) ひかりソフトパーク及び下松物流団地 (平成11年度・県土地開発公社)

ひかりソフトパークについては、産業団地の分譲を取り巻く環境が厳しい中ではあるが、未措置事項について、いつまでに、どのような方向で対応するのか等を明示し、それに向けて努力すべきである。

【意見】

長寿命化の推進など、今後の県全体の公共施設マネジメントの基本的な方針を定めた。今後、当該方針に基づき、施設の有効活用や計画的な維持管理を行っていく。

(主務課・室 警察本部会計課)

平成27年3月に「山口県公共施設等マネジメント基本方針」を策定し、公共建築物の総量の適正化や不要施設の有効活用、長寿命化の推進など、今後の県全体の公共施設マネジメントの基本的な方針を定めた。今後、当該方針に基づき、施設の有効活用や計画的な維持管理を行っていく。

措置済み

(主務課・室 商工労働部企業立地推進課)

情報関連産業を取り巻く環境の大きな変化を受け、「ひかりソフトパーク」は、平成27年3月をもって情報関連産業の集積拠点としての位置づけを廃止したところであり、今後は、より幅広い業種を対象に企業誘致を推進する。

措置済み

平成 22 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

県の保有する金融資産の管理及びそれに関連する過去の包括外部監査に係る措置状況について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2 未収金の管理</p> <p>(5) 農林水産業改善目的の貸付に起因する未収金</p> <p>ウ 沿岸漁業改善資金貸付金 (水産振興課)</p> <p>(イ) 監査の結果及び意見等</p> <p>c 滞納者の債務支払能力の評価</p> <p>延滞金については一括払いが原則であるから、分割払いを認める場合には、漁協からの情報提供と本人との面談だけで判断せず、滞納者の納付能力について客観的な裏付調査を実施する必要がある。今後は、当該債権の回収マニュアルに沿って具体的な財産又は収入等の調査を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>d 連帯保証人に対する弁済請求</p> <p>連帯保証人の保証能力は当初貸付時の審査以降はされていない。又、延滞金の状況及び請求の予告を文書で通知しているが、延滞者の分割納付の状況などを勘案し、連帯保証人への請求に至っていないものが多い。</p> <p>平成 21 年度から適用開始の債権回収マニュアルには、長期延滞者への対応として連帯保証人への請求が記載されている。今後は、独自の債権回収マニュアルに沿って、連帯保証人への請求を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>(6) 学生貸与的性格の貸付に起因する未収金</p> <p>ア 看護師等修学資金</p> <p>(イ) 監査の結果及び意見等</p> <p>b 大口滞納者 (F)</p> <p>貸付金総額 1,800 千円に対する平成 21 年度末の返還金未収残高は 1,650 千円である。調定期限未到来(潜在的未収金)はなく、当初の滞納発生から 7 年経過しているが、10%しか回収されていない。</p> <p>税務課引継ぎの協議対象となる案件は滞納期間 1 年以上であり、この案件は平成 19 年 1 月以降、連帯保証人である母親から毎月 3 千円ずつの入金があるため、対象外になっている。しかし、このままでは全額回収するのに約 45 年かかる。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部ぶちうま やまぐち推進課)</p> <p>平成 27 年 4 月に施行した債権管理条例においてそのルールを定めたところであり、可能な限り、具体的な財産又は収入等の調査を行うこととした。</p> <p>(主務課・室 農林水産部ぶちうま やまぐち推進課)</p> <p>新規の滞納案件について、平成 27 年 4 月に施行した債権管理条例においてそのルールを定めたところであり、今後、連帯保証人への請求を行うこととした。</p> <p>(主務課・室 健康福祉部医療政策課)</p> <p>滞納者への取扱いについては、平成 27 年 4 月に施行した債権管理条例においてそのルールを定めたところであり、今後、条例に基づき文書催告、電話、訪問等の各種手続きを進める。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

債務者は県外の医療機関に勤務しているの
から、本人に対して償還能力に応じた金額を毎月の償還額とすることを要求していく必要がある。

医務保険課としては、今後、増額又は本人への返還を求めるとのことであるが、全額回収に約45年かかる分納状況が改善されないようであれば、税務課への引継ぎを検討すべきである。

【意見】

c 大口滞納者 (A)

貸付金総額1,296千円に対する平成21年度末の返還金未収残高は1,045千円である。調定期限未到来(潜在的未収金)はなく、当初の滞納発生から10年近くが経過しているが、20%しか回収されていない。

税務課引継ぎの協議対象となる案件は滞納期間1年以上であり、この案件は平成17年8月以降、連帯保証人である母親から毎月5千円ずつ返還があるため、対象外になっている。しかし、このままでは全額回収するのに約17年かかる。

医務保険課は、今後、増額又は本人と連絡を取ることであるが、全額回収に約17年かかる今の分納状況が続くようであれば、税務課への引継ぎを検討すべきである。

【意見】

イ 高等学校等進学奨励費 (教育庁人権教育課)

(イ) 監査の結果及び意見等

f 返還免除の規定の有無と適用状況の把握

生活保護基準等により将来約定分の返還免除を行った場合、過去分について回収可能性があるとは思えない。制度上は、粘り強く回収する努力を続けていくにしても、会計上は相当額の未収金価値の減額を行う必要がある。この場合の未収金の評価について一定の基準を設けることを検討する必要がある。

【意見】

g 不納欠損処理

不納欠損処理については要件を規定する等、客観的に行える仕組みを整備することを検討する必要がある。

実務的に不納欠損が無理であれば、会計上、所在不明者及び時効期限完了の債権は全額、徴収不能額とする必要がある。

【意見】

(7) 福祉目的の貸付に起因する未収金

ウ 心身障害者扶養共済制度 (障害者支援課)

(イ) 監査の結果及び意見等

b 督促手続の妥当性

制度脱退者からの回収には、大きな課題はあるが、未収金のほとんどが制度脱退者であることを考える

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)

滞納者への取扱いについては、平成27年4月に施行した債権管理条例においてそのルールを定めたところであり、今後、条例に基づき文書催告、電話、訪問等の各種手続を進める。

措置済み

(主務課・室 教育庁人権教育課)

返還免除を規定している国の要綱では、「債権管理事務については各府県の規則により正確に処理すること」とされているため、今後は、平成27年4月に施行された債権管理条例に基づき、未収金の評価に係る基準の設置など債権回収の手続を進める。

措置済み

(主務課・室 教育庁人権教育課)

所在不明者や時効期間が完了していても、実質的に回収が不可能な債権については、今後、平成27年4月に施行した債権管理条例に基づき手続を進める。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部障害者支援課)

滞納者への督促については、平成27年4月に施行した債権管理条例において、そ

措置済み

と、制度加入者と脱退者との督促手続に差が生じている現状管理を改め、公平に督促を継続して行い、回収対策を講じる必要がある。

又、文書督促が形式的に繰り返されないように、訪問、面会、電話といった滞納者との直接的な接触を図る必要がある。そして、これら督促の履歴を債権管理簿へ正確に記載する必要がある。

【指摘】

c 不納欠損処理等の検討必要性

現状、滞納者の中心である共済制度脱退者は、高齢化しており、回収困難な状況にある。時効が成立しているもの、及び実質的に回収が困難ないし不可能なものについては、議会での説明・承認により不納欠損処理を検討する必要があると考える。

又、何らかの理由により不納欠損処理しない場合でも、会計的には消滅時効が完了している未収金については、全額、徴収不能額を計上し、債権額を正しく示す必要がある。

【意見】

のルールを定めたところであり、今後は条例に基づき、督促、文書催告、電話、訪問、記録簿への登載等を行っていく。

また、所在不明の脱退者についても、条例に基づき、徴収停止の措置を講じ、一定期間管理の後、債権放棄の手続きを行う。

(主務課・室 健康福祉部障害者支援課)

平成27年4月に施行した債権管理条例において、債権放棄の手続きを定めたところであり、消滅時効が成立しているもの及び実質的に回収が困難ないし不可能なものについては、今後、条例に基づき手続きを進める。

措置済み

平成 23 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

公共工事等に係る契約(委託契約及び工事請負契約)の事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第5 個別監査結果</p> <p>22 県警本部警務部 会計課</p> <p>(1) 監査結果等</p> <p>ア 入札の透明性(業務委託の低落札)についての意見 落札率が68%と通常の業務委託に係る落札水準に比して低い状況であるが、当該業務委託は予定価格が10百万円未満のため低入札価格調査対象案件ではない。 このような低落札がある場合には、契約不履行のリスクに対して低入札価格調査を実施する範囲を拡大することを検討すべきと考えるが、警察独自で検討し方針等を出せる事案ではないので、他部局の情報を収集するとともに、当面は、予定価格の精度の向上に心がける必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>(2) その他の監査結果</p> <p>ア 事務処理上の問題についての意見</p> <p>(イ) 予定価格を決定するに当たり、県警では起工の各項目額の端数(千円未満)を切り捨てた合計を予定価格としているが、予定価格の算出は全庁的に同じ方法をとる必要があるものとする。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 警察本部会計課)</p> <p>平成27年6月23日付け「山口県調査・設計業務委託に係る低入札価格調査要領」の制定に伴い、平成27年7月1日以降に入札公告(指名通知)するものから、調査・設計業務委託の低入札価格調査が1,000万円以上から700万円以上に引き下げられ、低入札価格調査の範囲が拡大された。</p> <p>(主務課・室 警察本部会計課)</p> <p>平成23年の包括外部監査受監後からは、各項目額ごとの端数(千円未満)切り捨ては行わず、全庁的な算出方法と同じ方法を採用している。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

平成 24 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

農林水産振興事業に関する財務事務及び事業の管理について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第4 個別監査結果</p> <p>3 農業経営課</p> <p>(5) 農業委員会費（農業会議事業活動費を含む）</p> <p>ウ 監査結果</p> <p>大きな目的として、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の福祉の向上に寄与することを掲げていることから、当該補助金の効果の測定方法等について検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部団体指導室)</p> <p>農業委員会等の活動については、以前から国の通知に基づき、毎年度の実績報告に加え、遊休農地の利用状況調査報告や農業委員会の活動状況調査を国へ報告し、事業効果を確認することとしていたが、指摘を受け検討した結果、当該補助金の効果の測定方法等を見直し、平成 26 年度分から農業委員会により詳細な活動報告を求めるとともに、新たに事業効果を測定するためのチェックシートを作成し、補助効果を確認することとした。</p>	<p>措置済み</p>

平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

商工労働部が所管する財務事務の執行及び事業の管理並びに出資団体等の財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第4 個別監査結果</p> <p>3 商工労働部 企業立地推進室</p> <p>(2) 企業立地促進補助事業</p> <p>エ 監査結果</p> <p>(イ) 山口県企業立地促進補助金等審査会の開催に際して、県職員が委員各々を訪問して議案を説明し承認を得る方法を採用している。</p> <p>平成24年度交付の対象となった3社の指定工場等の指定が行われた平成22年度は議案が5案あり、平成23年度は議案が12案もあった。議案の多い年度については効率が悪いと考えられるので、日程調整をして会議の中で説明して、承認を得るほうが効率的であり、山口県企業立地促進補助金等審査会の開催方法について検討する必要があるものとする。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部企業立地推進課)</p> <p>検討した結果、当審査会は企業の申請から工事着工までの短期間での開催が必須であるが、会議形式とした場合、定められた短い期間内での全委員が出席可能な開催日の調整は困難である点、職員の企業訪問に併せ委員を訪問し承認を得ていた持ち回り形式を会議形式へと変更することで、別途委員への旅費支給が発生し経費的に非効率的となる点、持ち回り形式での審査会の実施は委員からの要望である点から、会議形式での審査会を開催することは困難である。</p> <p>なお、平成27年7月に審査会委員の人数と構成を見直し、更なる効率的かつ実践的な組織とした。</p>	措置済み
<p>4 商工労働部 経営金融課</p> <p>(6) 損失補償</p> <p>オ 監査結果</p> <p>(ウ) 損失補償は限度が設けられている(損失補償契約書第2条)。県による損失補償が十分に行われない場合、保証協会の保証審査がより厳格化され、積極的な保証承諾が行われにくくなると考えられる。一方では、県が損失補償する必要があるかどうか、また、県の損失補償の負担割合70%(経営活力再生資金は1/3)が妥当かどうか検討を行う必要がある。県の損失補償の負担割合を少なくすれば、保証協会の財務状況への影響が考えられるが、その影響の程度についても検討を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)</p> <p>平成27年度当初予算の編成過程において、保証協会の財務状況を踏まえた上で、県の損失補償の必要性、負担割合の妥当性について検討を実施し、一部の資金において、損失補償の設定を終了した。</p>	措置済み
<p>(8) 小規模企業者等設備導入資金</p> <p>オ 監査結果</p> <p>本制度は、平成25年6月17日、第183回通常国会で成立、同21日に公布された「小規模事業の活性化のた</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)</p> <p>国において、平成26年度末の制度廃止に伴い、平成27年4月から新貸与制度が</p>	措置済み

めの中小企業基本法等の一部を改正する等の法律」により、平成 26 年度末をもって廃止されることとなっている。

本制度の利用は、小規模企業の設備投資の減少等の要因により、貸付枠に対し低率で推移している。小規模企業等の金融支援として一定の役割を果たすものであり、制度廃止後の代替策の検討等が必要と考える。

【意見】

(9) 新事業活動支援設備貸与事業資金

オ 監査結果

過去 5 年平均で、貸付枠の約 7 割の利用実績があり、中小企業の金融支援策として一定の成果をあげているものと考ええる。

本制度は、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく設備貸与制度（以下「国貸与制度」という。）を補完する制度であるが、国貸与制度は平成 26 年度末に廃止されることから、廃止後の本制度のあり方について検討する必要がある。

【意見】

(10) 中小企業制度融資

(10-6) 経営基盤強化資金、創業・新事業展開支援資金、小規模企業支援資金、経営安定支援資金及び経営活力再生資金の監査結果

県内中小企業の資金繰りに万全を期すため、景況等を注視し、必要に応じて資金の見直し等を行う必要がある。

【意見】

5 商工労働部 観光振興課

(2-1) 観光事業運営及び指導事業（ちよるる派遣業務委託）

ク 監査結果

ちよるる派遣業務委託において、プロポーザル方式をとっているが、この採点表で自由意見記入欄に記入している者は 2 名のみであった。プロポーザルの性格上、意見を記入することが望まれる。

【意見】

(2-2) 観光事業運営及び指導事業（観光情報収集・発信業務委託）

オ 監査結果

(ア) 平成 24 年度観光情報収集・発信業務実績報告書
の中において、旅行商品造成支援のための情報収集及び企画で会社訪問として「首都圏、関西圏、中部圏、福岡、広島の旅行业协会を訪問し、本県観光情報の発信及び業界情報の収集を行った。」と記載されているが、具体的な記述は行われていない。具体的に記入する必

開始されており、県においても、平成 27 年 4 月から、国の新貸与制度を活用した新たな「小規模企業者等設備貸与事業資金」制度を開始し、引き続き支援を行うこととした。

(主務課・室 商工労働部経営金融課)

平成 27 年 4 月の国の新貸与制度開始を受け、国の制度改正に準じて、当制度の改正を行い、平成 27 年度以降も、引き続き支援を行うこととした。

措置済み

(主務課・室 商工労働部経営金融課)

平成 27 年度当初予算の編成過程において、景気・雇用情勢や融資実績等を総合的に勘案するとともに、国の動向や中小企業の資金需要等を踏まえ、金融機関や信用保証協会等の意見も聴きながら、新資金の創設や融資枠等の見直し等を行った。

措置済み

(主務課・室 商工労働部観光振興課)

平成 26 年 4 月以降、自由記入欄を記入必須の自由意見欄とした。

措置済み

(主務課・室 商工労働部観光振興課)

受託団体に対し指導を行った結果、平成 26 年度事業報告においては、会社訪問先の記載に加え、訪問した会社での具体的なやり取りやとりまとめ結果等についての記載を確認した。今後も継続して取り組むよう指導をした。

措置済み

要があるものとする。

【意見】

(4) 観光交流県やまぐち推進事業

カ 監査結果

(イ) 鳥取県は、当協議会に対する自県としての意見を「平成25年度DISCOVERWEST連携協議会の取組に向けた鳥取県の提案」という文書を意見書として提出するなど、積極的にプラスとなるように取組んでいる。山口県も負担金を支出しており、積極的に県に有益となるような意見や施策を発信し、協議会を積極的に活用するよう希望する。

【意見】

(主務課・室 商工労働部観光振興課)
御指摘にある鳥取県の意見書は、DW連携協議会の実施する観光情報説明会での説明時間や、旅行会社現地研修の参加者の適性等に係る事務改善要望であり、同様の趣旨であれば、こうした定期的開催される理事会での書面要望ではなく、機会があるごとに口頭にて協議会事務局担当者に対し申し入れを行い、速やかに改善が図られるよう求めているところである(旅行会社現地研修の視察先、実施時期など)。

措置済み

(ウ) DISCOVER WEST 協議会の主目的は中国5県への観光誘客数増加を促進させることと魅力ある観光地づくりである。この目的達成のために山口県も500万円の負担金を支出している。しかしながら、DISCOVER WEST 協議会から得られている効果が定量的に把握できていない。当該協議会を通じて造成された商品に対してどの程度需要があったかを把握し、実績の年度別集計データや予定実績比較などを統計データ化することが重要と考える。

【意見】

(主務課・室 商工労働部観光振興課)
実績の年度別集計データ(定量的データ)については、JR西日本から提供を受けており、把握している。

措置済み

8 商工労働部 出先機関

(4) 山口県立東部高等産業技術学校

ウ 監査結果

(ア) 旧男子寮(昭和52年築)は、建物に十分な耐震性がないため、平成20年度以降は入居募集をしていないが、外壁全面打診調査報告書によれば、至急補修を行うべき箇所があるとの記載がある。

一方、桜風寮(昭和57年築)は、現在、寮として使用しており、外壁全面打診調査報告書には、同じく至急補修を行うべき箇所があるとの記載がある。

現在、補修の具体的な計画はない。旧男子寮及び桜風寮のこれからの有効利用等を検討して、補修については県全体で優先順位をつけ順次対応する必要がある。

【意見】

(主務課・室 商工労働部労働政策課)
平成27年3月に「山口県公共施設等マネジメント基本方針」を策定し、公共建築物の総量の適正化や長寿命化の推進など、今後の県全体の公共施設マネジメントの基本的な方針を定めた。今後、当該方針に基づき、計画的に維持管理を行っていく。

措置済み

9 商工労働部 関連団体

(5) 株式会社山口県ソフトウェアセンター

ウ 監査結果

(イ) 「地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時設置法」により設立された地域ソフトウェアセンターの中で、近年、研修事業やテナント事業とも経営環境が厳しく、今後とも経営改善が見込めないため次のように解

(主務課・室 商工労働部商政課)
当社は、平成27年6月30日開催の定時株主総会において、同日をもって事業を終結し解散することを決議した。

措置済み

散が相次いでいる。

- ・(株) 京都ソフトウェアアプリケーション (平成17年3月解散)
- ・(株) 長崎ソフトウェアセンター (平成19年6月解散)
- ・(株) 高知ソフトウェアセンター (平成20年3月解散)
- ・(株) さいたまソフトウェアセンター (平成24年1月解散)
- ・(株) 広島ソフトウェアセンター (平成25年3月解散) 他

県としては、経営改善の取組状況を注視するとともに、地元自治体や主要株主との意見交換を行い、株式売却を含めてその方向性を決める時期であると考えている。

【意見】